

第4期昭島市障害福祉計画

(平成27年度～平成29年度)

平成27年3月

昭 島 市

はじめに

平成18年の「障害者自立支援法」の施行により、障害者福祉に関するサービス提供体制の整備については、障害のある人々に身近な区市町村に一元化され、また、「市町村障害福祉計画」の策定が義務づけられました。

本市では、既に、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として「昭島市障害者プラン」を策定し、障害のある人の自立と社会参加の実現を図ってまいりましたが、この計画と調和を図りながら、各種支援事業の提供体制の整備を図る計画として、「昭島市障がい福祉計画（平成18～20年度）」を策定いたしました。また、「第2期昭島市障害福祉計画（平成21年度～23年度）」及び「第3期昭島市障害福祉計画（平成24年度～26年度）」では、障害のある人に関する市の基本的な計画として、これまでの計画を引き継ぎ、障害者基本法の「市町村障害者計画」と障害者総合支援法の「市町村障害福祉計画」を一体化した計画として策定し、障害者施策の総合的な推進を図ってまいりました。

一方、国においては、障害者施策の最も基本となる計画として、平成25年度から29年度までの5年間を計画期間とする第3次障害者基本計画が策定され、その中では、「差別の解消及び権利擁護の推進」や「行政サービス等における配慮」などの分野が新たな項目として位置づけられました。また、障害者権利条約の批准に向け、障害者総合支援法、障害者差別解消法の制定や国内法令の改正など、環境の整備が進められ、同条約は、平成26年に批准されることとなりました。

このように、障害のある人を取り巻く環境が大きく変化をする中で、第3期計画の計画期間が満了することから、新たな計画として、障害のある人も障害のない人も、社会の一員としてともに包み支え合うことを意味する「インクルージョン」の概念のもと「第4期昭島市障害福祉計画（平成27年度～29年度）」を策定いたしました。策定に当たりましては、こうした環境の変化や国の基本指針を十分に踏まえるとともに、第3期計画の検証や課題の整理をしっかりと行い、計画の目標値とサービス等の見込量を定めております。また、基礎調査やパブリックコメントの実施など、幅広く市民の声をお聞きし、他の関連計画との調和を図り策定いたしました。

新たな計画では、第3期計画の基本理念を継承し、「ともに支え合う共生のまち・あきしま」を基本理念として掲げました。また、「地域で安心して暮らせる社会の実現」、「地域における自立生活の実現」及び「ともに支え合うインクルーシブな共生社会の実現」を目指すべき姿とし、計画に位置づけたさまざまな施策に取組み、障害者福祉の基本となる、共生社会の実現を確かなものとしてまいります。

最後となりますが、本計画の策定にあたり、ご協力をいただいた「昭島市障害者自立支援推進協議会」委員や「昭島市地域支援会議」委員の皆様をはじめ、関係者の方々に心から感謝申し上げますとともに、本計画の着実な推進に向けて、市民の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

平成27年3月

昭島市長
北川 穰一

目 次

第1章 障害福祉計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の主旨と背景	1
第2節 計画の性格・位置づけ	3
第3節 計画の期間	4
 第2章 障害のある人を取り巻く状況	5
第1節 障害のある人の状況	5
第2節 通園・通学の状況	10
第3節 就労の状況	13
第4節 サービスの利用状況	15
 第3章 障害福祉計画策定のための基礎調査結果	19
第1節 調査概要	19
第2節 調査結果のまとめ	20
 第4章 計画の基本的な考え方	36
第1節 基本理念	36
第2節 基本的視点	37
第3節 重点的な取組項目	38
第4節 障害者総合支援法等による障害福祉サービス	39
 第5章 具体的な取組の推進	40
第1節 自立支援サービスの充実	41
第2節 保健医療の充実	50
第3節 社会的自立への支援	54
第4節 自立に向けた基盤の整備	62

第6章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する目標等	71
第1節 平成29年度末までに達成すべき成果目標	71
第2節 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）	74
 第7章 計画の推進に向けて	 77
1 計画の推進体制	77
2 計画の進行管理・評価	78
3 国・東京都・周辺自治体との連携	79
4 障害者自立支援推進協議会等との連携	79
 資料編	 80
1 昭島市障害者総合支援条例	80
2 昭島市障害者自立支援推進協議会規則	82
3 昭島市障害者自立支援推進協議会委員名簿	83
4 昭島市地域支援会議要綱	84
5 昭島市地域支援会議委員名簿	85
6 昭島市障害福祉計画策定過程	86
7 用語の説明	87

※ 本文中の右肩に※マーク付きの用語は、87ページからの用語の説明を参照してください。

※ 第5章は、具体的な取組を推進するため、障害福祉課に限らず、全庁的な連携・協力が必要なことから、事業ごとに連携する課を「関連他課」として記載しています。関連他課の表記がない事業は、障害福祉課が所掌します。

第1章 障害福祉計画の策定にあたって

第1節 計画策定の主旨と背景

1 計画策定の主旨

- ◇市ではこれまで、障害のある人への総合計画ともいえる「昭島市障害者プラン」を引き継ぐ計画として、生活支援に重点を置いた「昭島市障がい福祉計画（平成18～20年度）」、「第2期昭島市障害福祉計画（平成21年度～23年度）」、「第3期昭島市障害福祉計画（平成24年度～26年度）」を策定し、計画的な障害者施策の展開を図ってきました。
- ◇今回の「第4期昭島市障害福祉計画（平成27年度～29年度）」は、新たな障害者のニーズや障害のある人を取り巻く環境変化を受け止め、実態に即した見直しを図るとともに、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して策定するものです。

2 計画策定の背景

- ◇わが国では、障害のある人もない人も、地域でともに暮らし、ともに活動できる社会を目指すノーマライゼーション※の実現に向け、障害のある人の生活支援や自立と社会参加を促す施策が講じられてきました。
- ◇障害福祉制度については、平成15年度からの支援費制度※の導入、平成18年度からの障害者自立支援法の施行、平成25年度からの障害者総合支援法の施行により、障害福祉サービスの提供体制が整備されるとともに、「第3期昭島市障害福祉計画」の策定を行った平成24年3月以降、障害福祉制度に関するさまざまな法律の制定や改正が行われています。

【平成23年以降の主な制度改正】

○障害者虐待防止法の制定・施行（平成23年6月制定・平成24年10月施行）

障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置や養護者に対する支援のための措置を定めることにより、障害者の権利利益の擁護に資するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定されました。

○障害者総合支援法の制定・施行（平成24年6月制定・平成25年4月・平成26年4月施行）

障害者基本法の改正を踏まえ、地域社会における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者自立支援法」に替わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が制定されました。

この法律では、障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援に関する基本理念を新たに掲げるとともに、難病※患者等を障害者の範囲に加えました。

○障害者優先調達推進法の制定・施行（平成24年6月制定・平成25年4月施行）

障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体などが、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進する、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が制定されました。

○精神保健福祉法の改正（平成25年6月改正・平成26年4月・平成28年4月施行）

精神障害者の地域生活への移行（入院医療中心から地域生活中心へ）を促進するため、国において精神障害者の医療に関する指針の策定、精神障害者の治療に対する保護者制度の廃止や医療保護入院における入院手続等の見直しを図る、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が改正されました。

○障害者差別解消法の制定・施行（平成25年6月制定・平成28年4月施行）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や国、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげるため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。

○障害者雇用促進法の改正（平成25年6月改正・平成25年6月・平成28年4月・平成30年4月施行）

雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えるなどの措置を講ずることを目的として、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正されました。

○第3次障害者基本計画の策定（平成25年9月策定）

障害者基本法に基づき、国が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画であり、計画期間を前計画の10年間（平成15年度～24年度）から5年間（平成25年度～29年度）に見直すとともに、「安全・安心」・「差別の解消及び権利擁護※の推進」・「行政サービス等における配慮」の分野が新設されました。

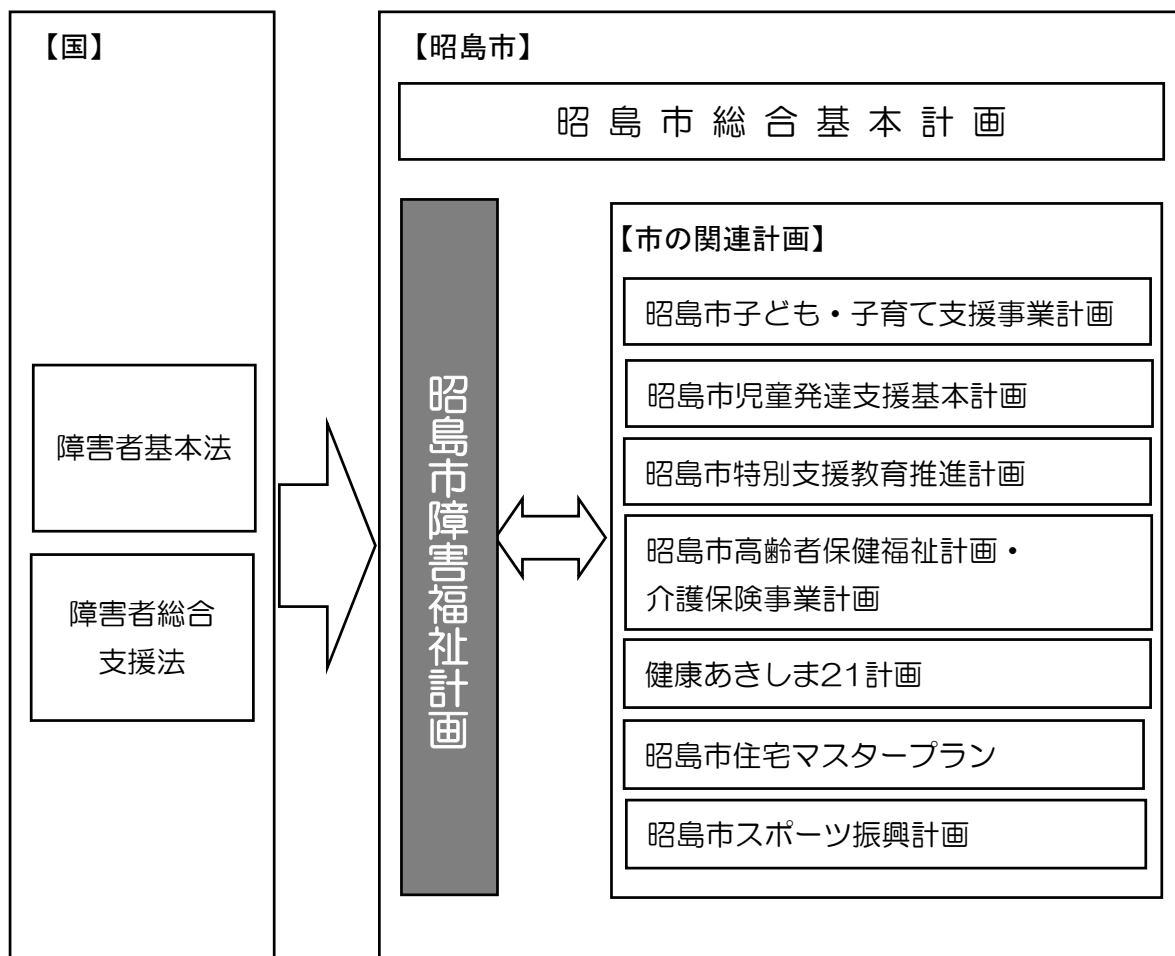
○障害者権利条約の批准（平成26年1月批准）

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めている条約（障害者の権利に関する条約）で、平成26年1月22日に公布され、平成26年2月19日から効力が発生しました。なお、条約の締結に先立ち、障害者基本法の改正、障害者虐待防止法、障害者総合支援法や障害者差別解消法の制定、障害者雇用促進法の改正など障害のある人の意見を踏まえた国内法令の整備やインクルーシブ教育システム構築に向けた環境の整備など、さまざまな準備を進めてきました。

第2節 計画の性格・位置づけ

- ◇本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」を一体的に策定するもので、障害者に関する施策を分野別に明らかにするとともに、国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を図るものです。
- ◇本計画は「昭島市総合基本計画」を上位計画とし、他の関連計画との調和を図り策定するものです。

【計画の性格・位置づけ】



第3節 計画の期間

- ◇本計画の期間は、平成27年度から29年度までの3年間とします。
- ◇障害福祉計画に盛り込んだ事項（成果目標や活動指標）については、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、中間評価として調査や分析を行い、必要があると認められるときは、障害福祉計画の変更や事業の見直しなどの必要な措置を講ずることとします。

【障害福祉計画の対象期間】

平成 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
第1期障害福祉計画											
			第2期障害福祉計画								
						第3期障害福祉計画					
									第4期障害福祉計画		

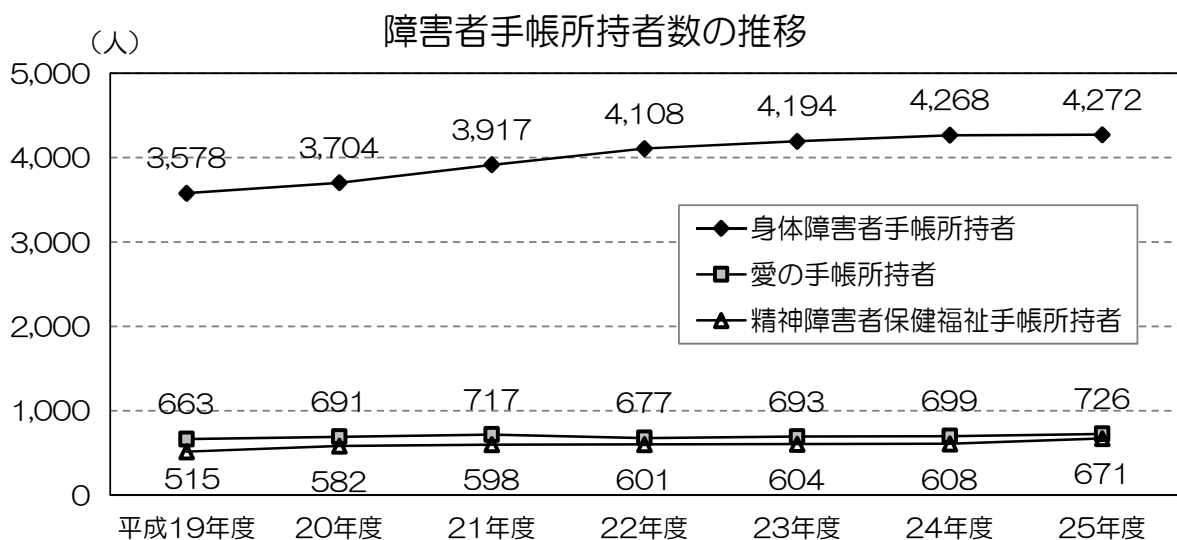
第2章 障害のある人を取り巻く状況

第1節 障害のある人の状況

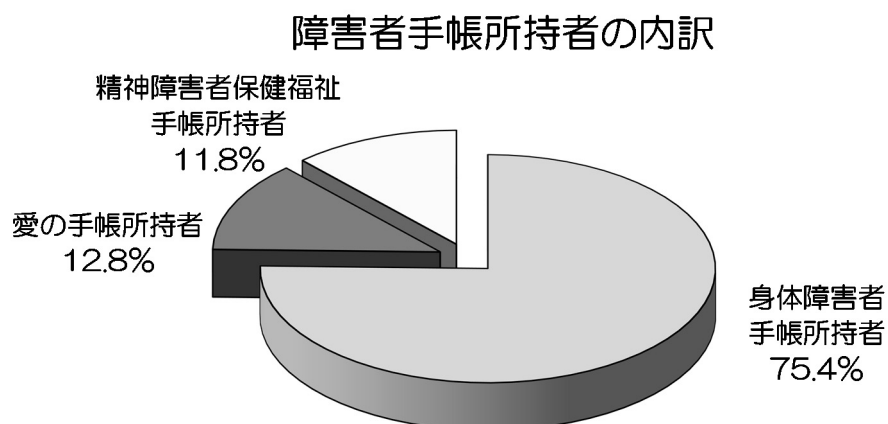
1 障害者手帳所持者

◇障害者手帳所持者数は、平成26年3月現在5,669人で、そのうち身体障害者手帳※所持者が4,272人と全体の7割以上を占め、愛の手帳※（知的障害者（児）を対象）所持者が726人、精神障害者保健福祉手帳※所持者が671人となっています。

◇平成19年度から25年度にかけて、障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳では1.19倍、愛の手帳では1.10倍、精神障害者保健福祉手帳では1.30倍伸びています。



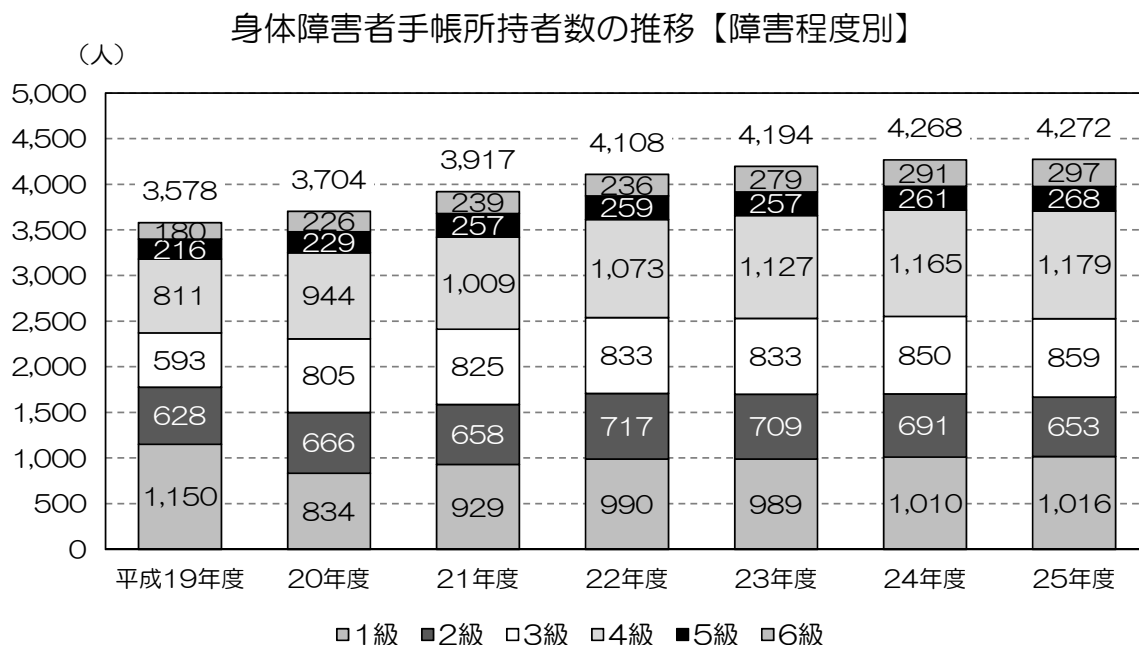
資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）



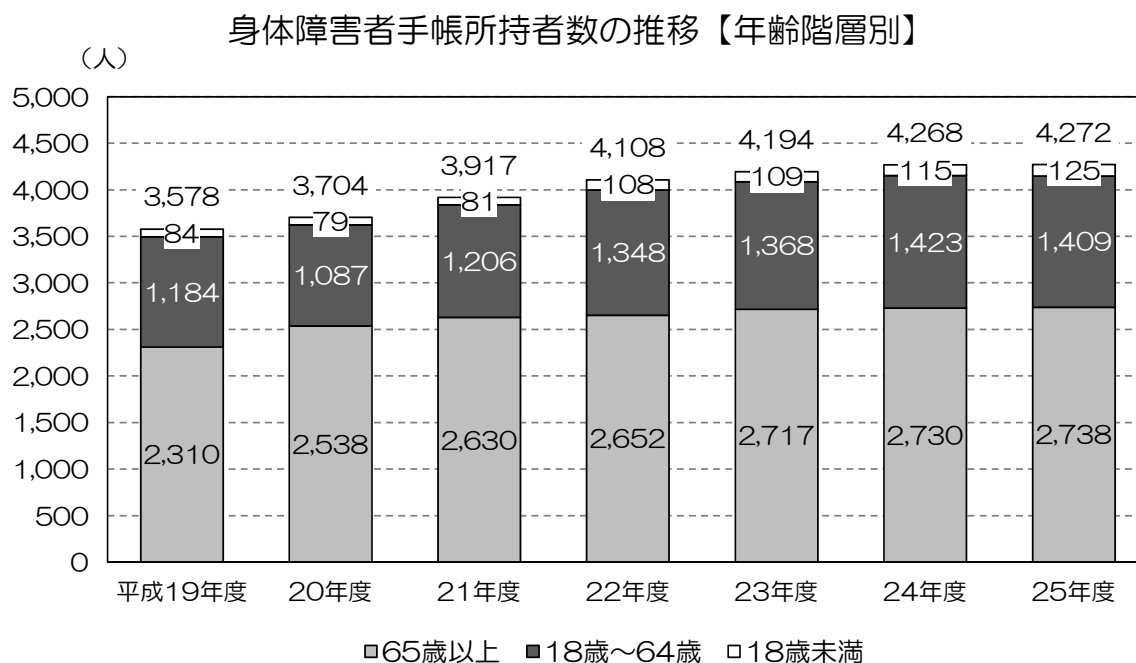
資料：障害福祉課（平成26年3月31日現在）

2 身体障害者手帳所持者

◇身体障害者手帳所持者の状況を障害程度別でみると、平成19年度は1級の人が最も多く、約3割を占めていましたが、平成20年度以降は4級の人が増え、最も多くなっています。また、年齢階層別では65歳以上の人が約6割を占めています。



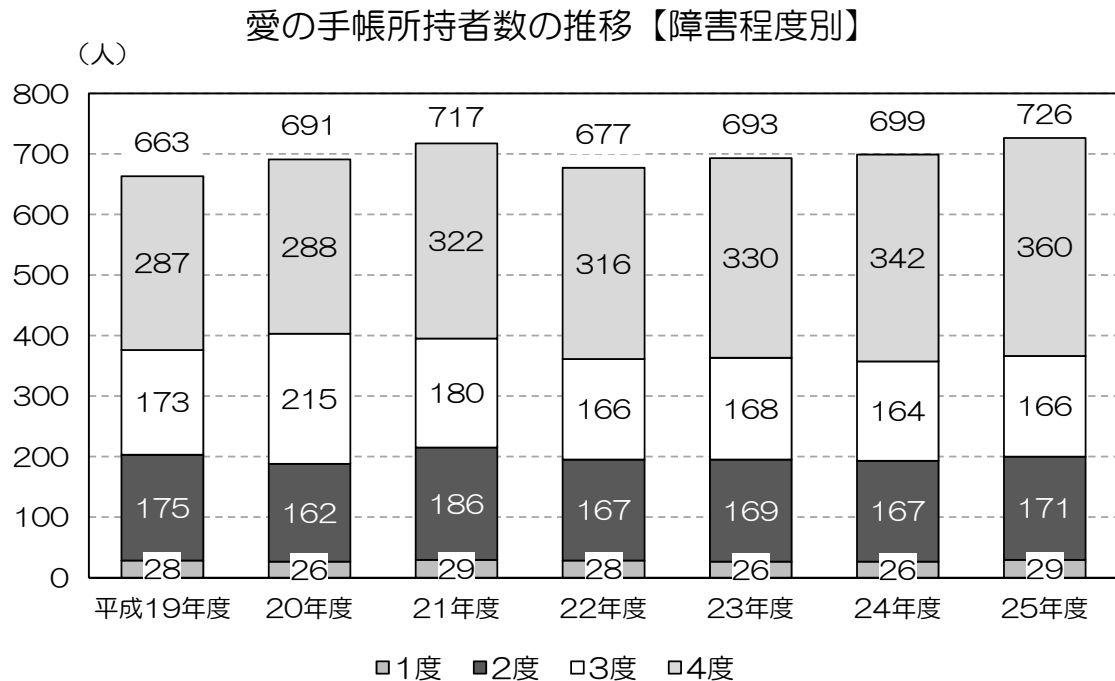
資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）



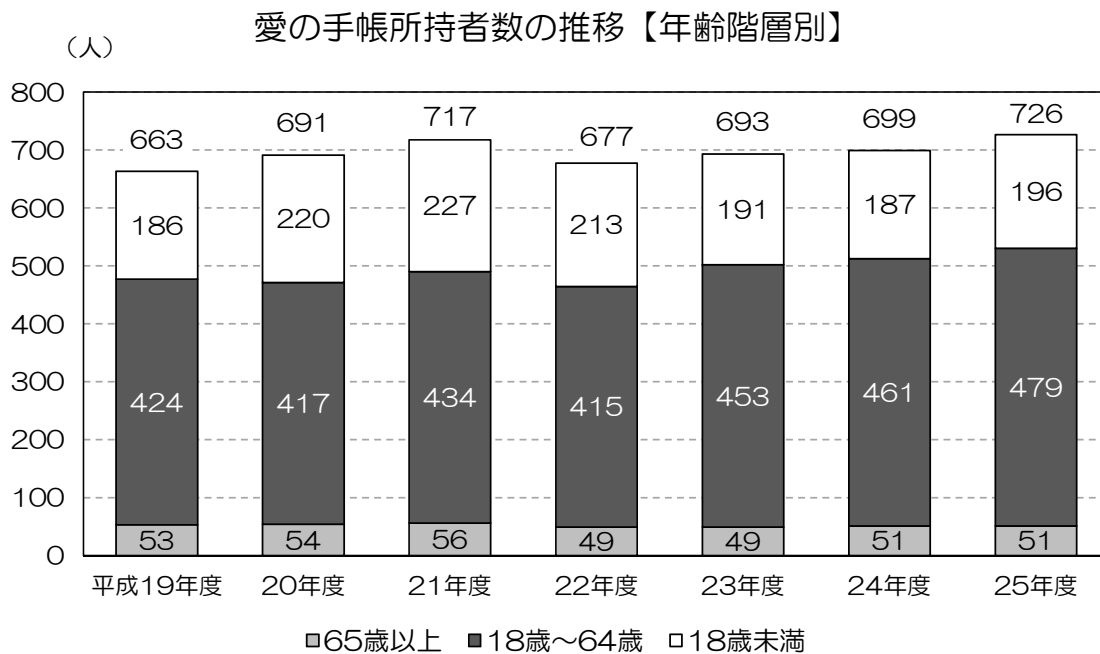
資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）

3 愛の手帳所持者

◇愛の手帳所持者の状況を障害程度別でみると、4度の人が約5割で最も多くなっています。また、年齢階層別では18歳～64歳の人約6割を占めています。



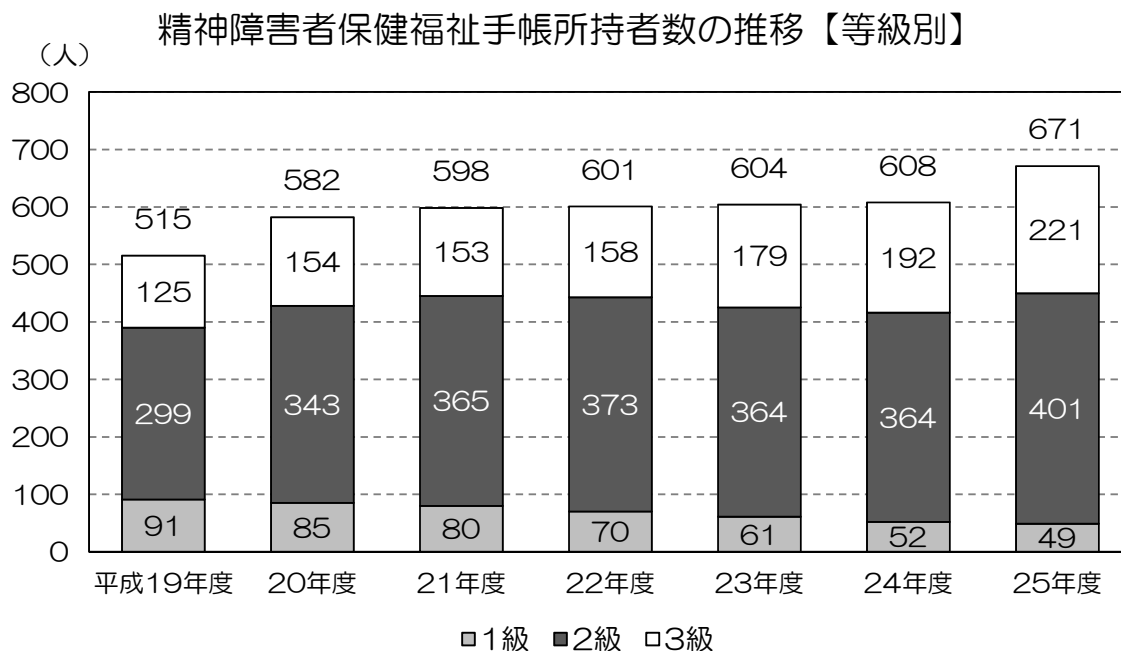
資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）



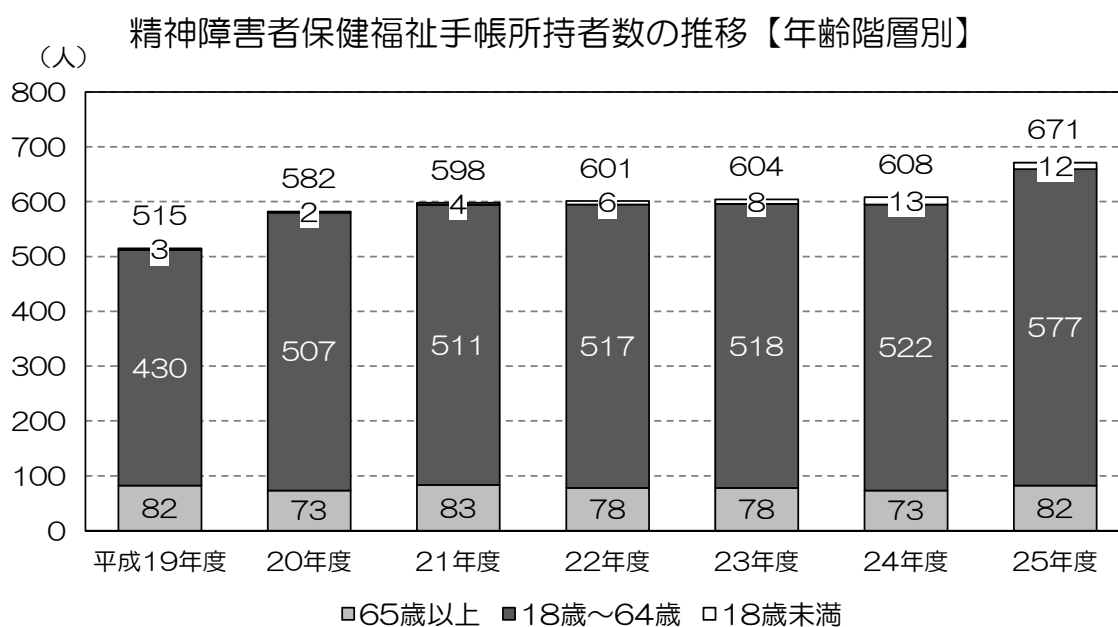
資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）

4 精神障害者保健福祉手帳所持者

◇精神障害者保健福祉手帳所持者の状況を等級別でみると、2級の人が約6割を占めて最も多くなっています。また、年齢階層別では18歳～64歳の人が約9割を占めています。



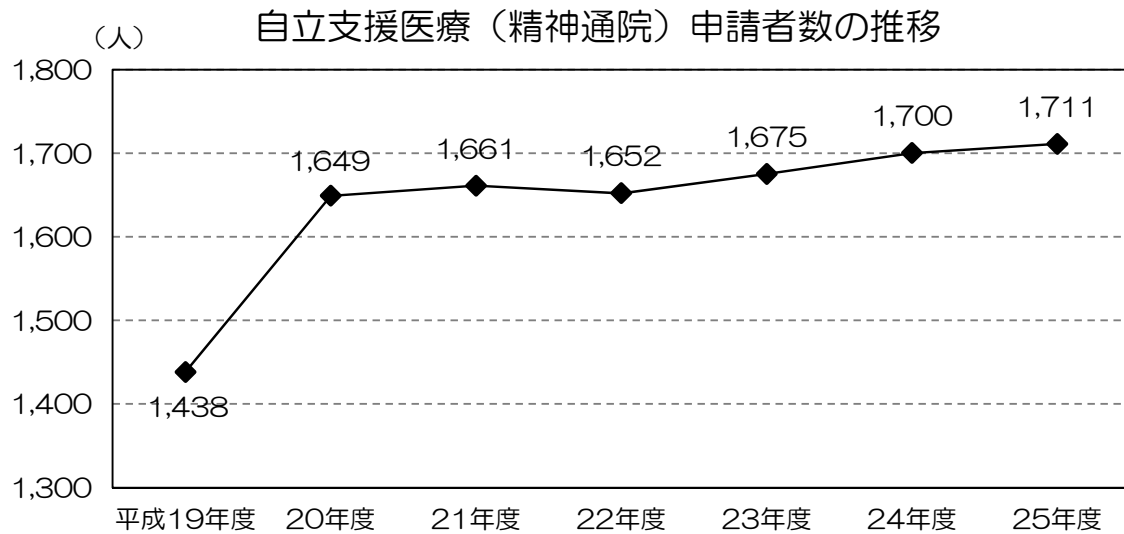
資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）



資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）

5 自立支援医療（精神通院）申請者数

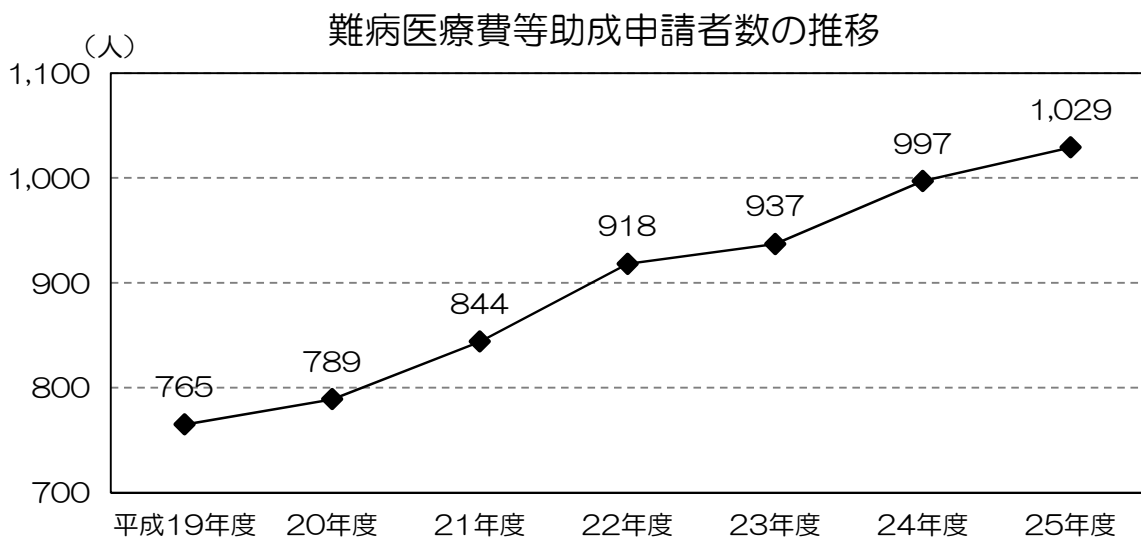
◇自立支援医療（精神通院）の申請者数の状況をみると、平成20年度以降はゆるやかに増加しており、平成25年度では1,711件となっています。



資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）

6 難病医療費等助成申請者数

◇難病医療費等助成の申請者数の状況は、平成19年度から25年度にかけて、1.35倍の伸びとなっています。

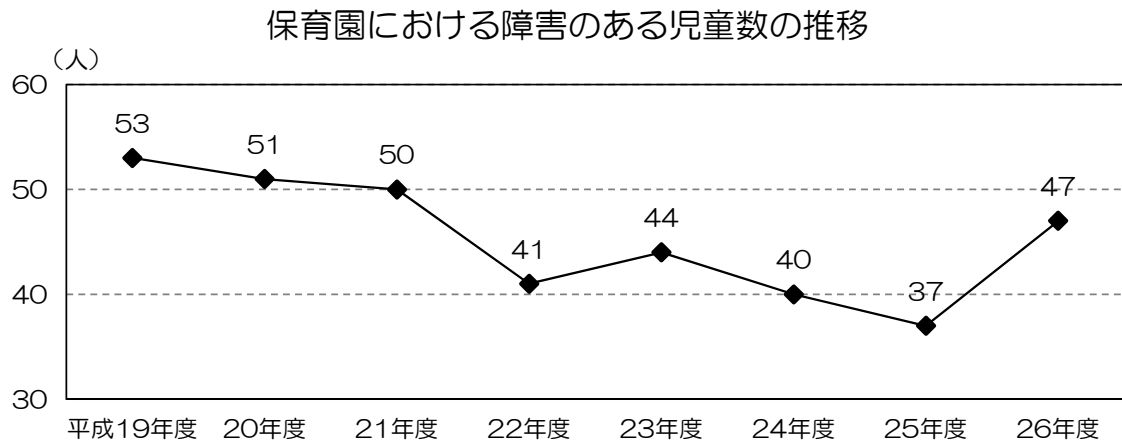


資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）

第2節 通園・通学の状況

1 保育園

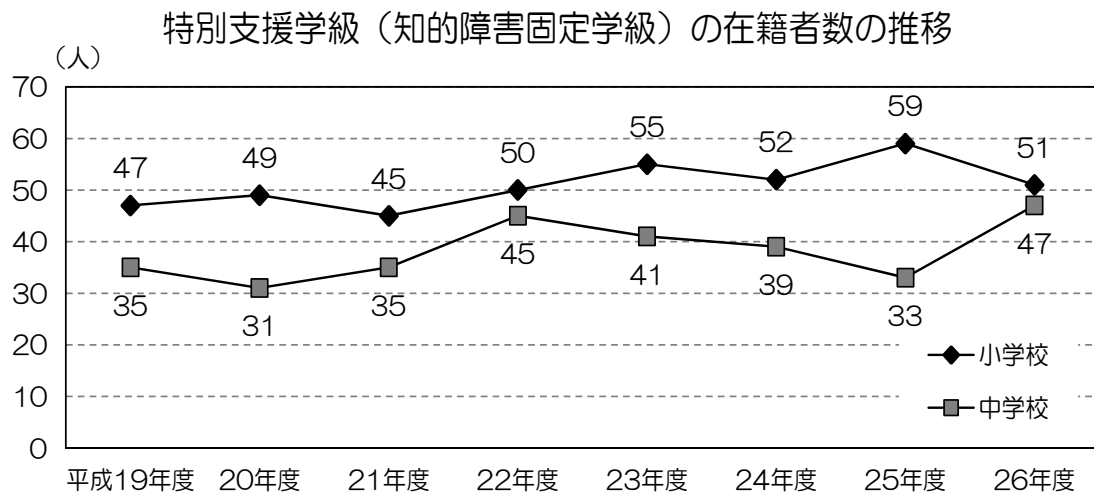
◇平成26年5月1日現在で障害のある児童を受け入れている保育園は公立が2園、私立が14園で、園児数は47人となっています。



資料：子育て支援課（各年5月1日現在）

2 特別支援学級（知的障害固定学級）

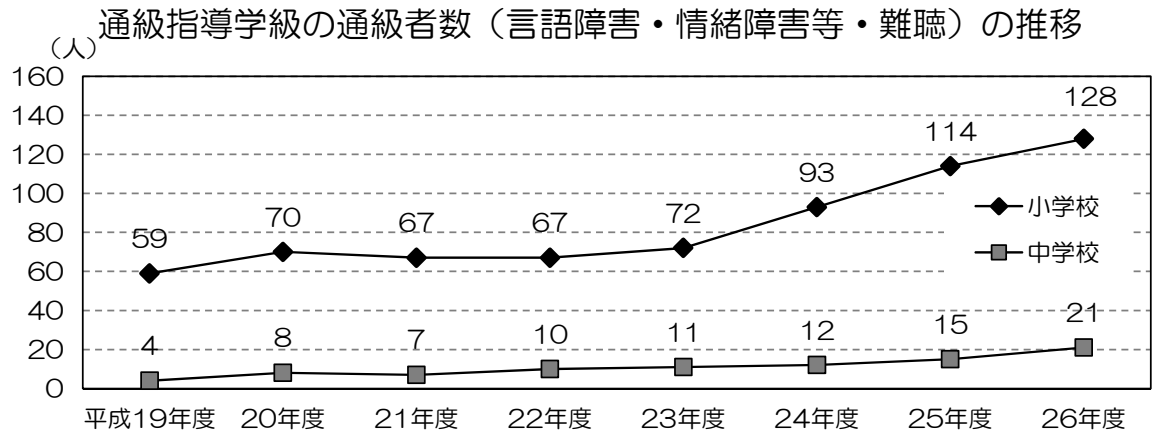
◇平成26年5月1日現在の特別支援学級数は小学校が7クラス、中学校が7クラスで、在籍者数は小学校が51人、中学校が47人となっています。



資料：指導課（各年5月1日現在）

3 特別支援学級（情緒障害等通級指導学級）

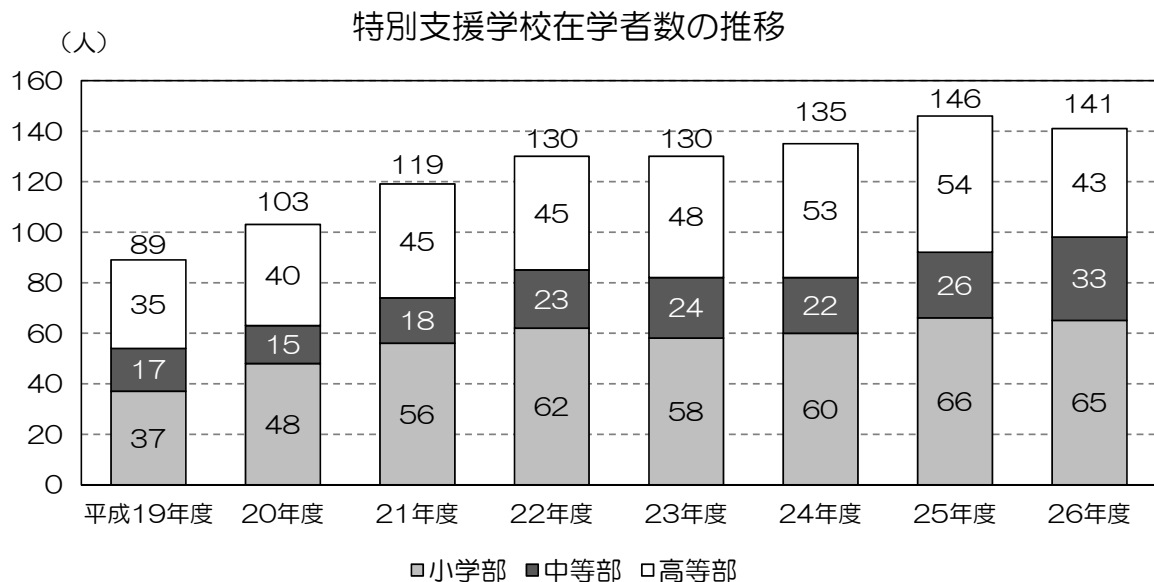
◇通級指導学級※に通級する言語障害、情緒障害等、難聴などの児童・生徒の数は、平成26年5月1日現在、小学校が128人、中学校が21人となっています。



資料：指導課（各年5月1日現在）

4 特別支援学校※

◇平成26年5月1日現在の特別支援学校在学者数は、小学部65人、中部33人、高等部43人の合計141人となっています。

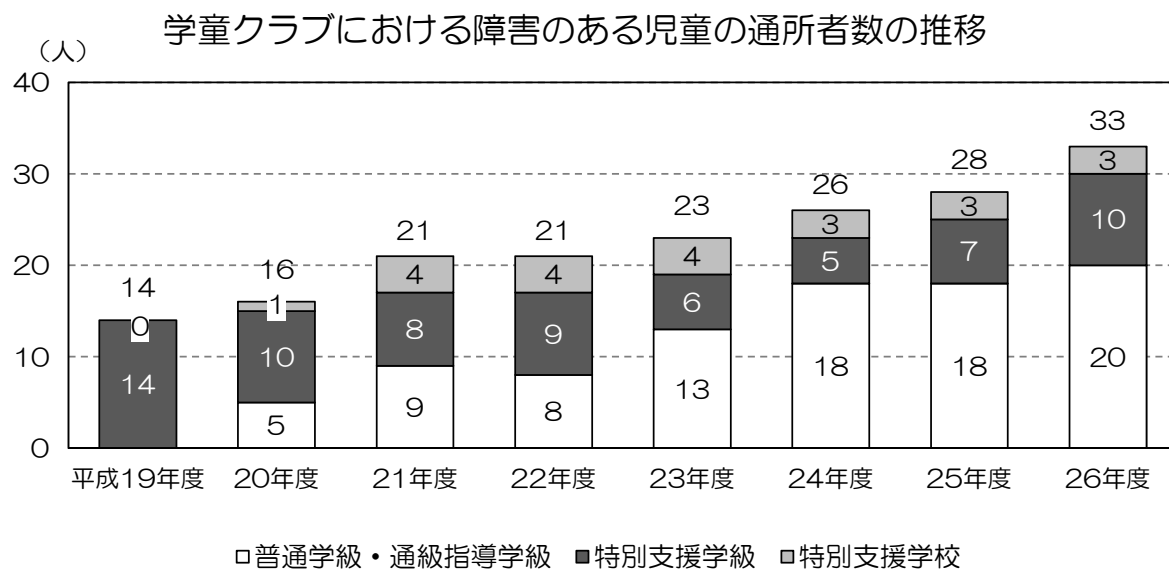


対象：立川ろう学校・八王子盲学校・村山特別支援学校・
あきる野学園・永福学園・青峰学園・南大沢学園

資料：障害福祉課（各年5月1日現在）

5 学童クラブ

◇特別支援学級、特別支援学校、普通学級・通級指導学級から学童クラブに通所する児童の状況は、平成26年5月1日現在、特別支援学校3人、特別支援学級10人、普通学級・通級指導学級20人となっています。



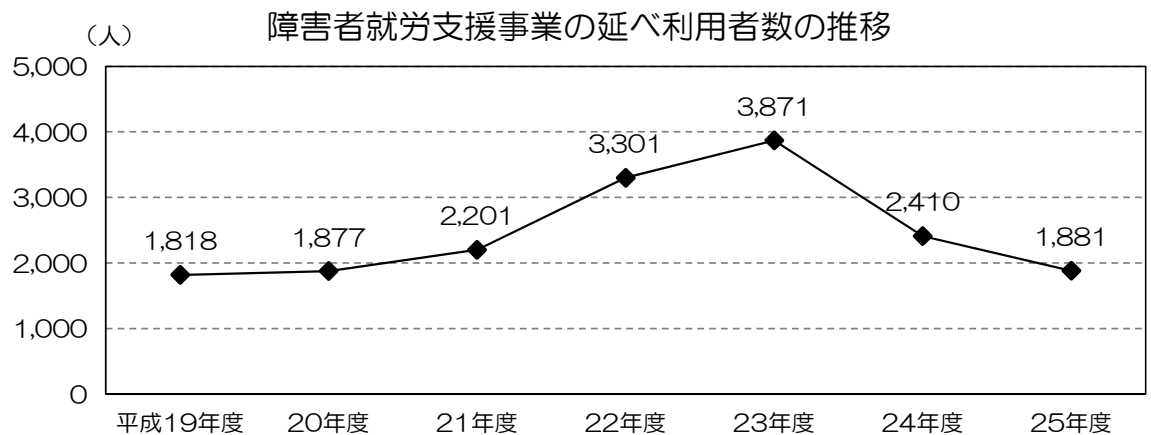
資料：子ども育成課（各年5月1日現在）

第3節 就労の状況

1 就労支援

◇市では、障害のある人の一般就労の機会を広げ、障害のある人が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供するため、障害者就労支援センターを設置し、事業を実施しています。

◇障害者就労支援事業で実施している相談などの延べ利用者数は、平成25年度においては1,881人で、平成23年度をピークに減少しています。また、就労面における相談件数は横ばいで推移していますが、生活面における相談件数が減少しています。

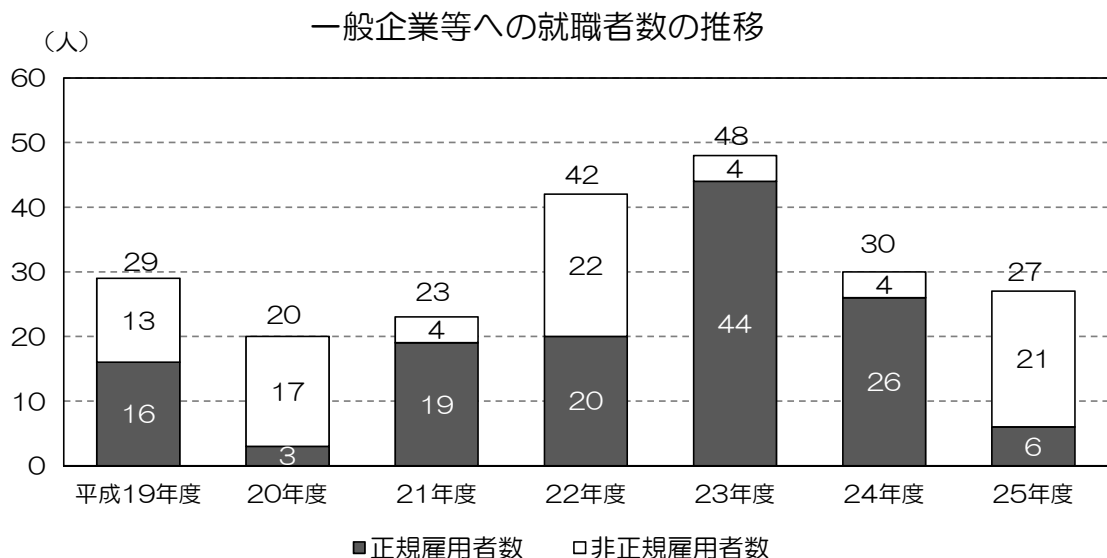


資料：障害福祉課

2 一般企業等への就職状況

◇一般企業等への就職者の状況は、平成23年度をピークに平成25年度まで減少傾向となっています。

◇就職者の雇用区分については、平成23年度から24年度までは、正規雇用者が多数を占めていましたが、平成25年度は非正規雇用者が多くなっています。



資料：障害福祉課

3 就労状況

◇平成20年度から26年度にかけての昭島市における障害者雇用の実雇用率は、約0.5%増加しています。

◆障害者雇用の推移（民間企業）

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
対象企業数	58	56	57	52	59	57	69
算定基礎労働者数	15,066	14,649	16,120	15,128	17,365	17,413	18,457
雇用障害者数	196	198	215	218	266	283	273
実雇用率	1.30%	1.35%	1.33%	1.44%	1.53%	1.62%	1.48%
達成企業数	18	21	20	16	24	27	22
法定雇用率	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	2.0%

資料：東京労働局（各年6月1日現在）

◆障害者雇用の推移（昭島市）

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
職員数	615	667	673	738	730	715	719
雇用障害者数	13	17	18	16	16	19	19
実雇用率	2.11%	2.55%	2.67%	2.17%	2.19%	2.66%	2.64%

資料：職員課（各年6月1日現在）

〈参考：法定雇用率〉

- ・平成25年4月1日から民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」などに基づき、雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけられました（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとして算定されます）。
- ・平成25年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正されたことにより、精神障害者の雇用が、法定雇用率の算定基礎に加えられることとなりました。なお、法定雇用率は、原則5年ごとに見直されることとなり、平成30年度から34年度までの5年間における精神障害者の追加に係る法定雇用率の引き上げ幅については、今後、国において検討していくこととなっています。

事 業 主 区 分		法定雇用率 (平成25年4月～)
民間企業	一般の民間企業	2.0%
	特殊法人等	2.3%
国及び地方公共団体	国、地方公共団体	2.3%
	都道府県等の教育委員会	2.2%

第4節 サービスの利用状況

◇第3期障害福祉計画における各種サービスの計画値と実績値については以下の通りです。

1 自立支援給付事業

(1) 居宅生活支援サービス（1月当たり）

サービス種別	区分	第3期計画		
		24年度	25年度	26年度
居宅介護	計画値	1,739時間	1,753時間	1,767時間
		125人	126人	127人
	実績値	1,690時間	1,712時間	—
		138人	149人	—
重度訪問介護	計画値	4,158時間	4,389時間	4,620時間
		18人	19人	20人
	実績値	3,722時間	3,385時間	—
		19人	20人	—
行動援護	計画値	257時間	273時間	289時間
		16人	17人	18人
	実績値	305時間	310時間	—
		20人	22人	—
同行援護	計画値	510時間	525時間	540時間
		34人	35人	36人
	実績値	722時間	801時間	—
		31人	37人	—
重度障害者等包括支援	計画値	600時間	600時間	600時間
		1人	1人	1人
	実績値	0時間	0時間	—
		0人	0人	—
児童発達支援	計画値	243人日	260人日	276人日
		44人	47人	50人
	実績値	563人日	708人日	—
		69人	77人	—
短期入所	計画値	177人日	196人日	215人日
		28人	31人	34人
	実績値	180人日	173人日	—
		33人	33人	—

(2) 日中活動支援サービス（1月当たり）

サービス種別	区分	第3期計画		
		24年度	25年度	26年度
療養介護	計画値	16人	17人	18人
	実績値	15人	17人	—
生活介護	計画値	120人	123人	126人
	実績値	142人	149人	—
自立訓練（機能訓練）	計画値	1人	1人	2人
	実績値	2人	1人	—
自立訓練（生活訓練）	計画値	6人	8人	10人
	実績値	9人	10人	—
就労移行支援	計画値	25人	35人	45人
	実績値	21人	16人	—
就労継続支援（A型）	計画値	6人	8人	10人
	実績値	5人	9人	—
就労継続支援（B型）	計画値	150人	160人	171人
	実績値	202人	226人	—

(3) 夜間居住支援サービス（1月当たり）

サービス種別	区分	第3期計画		
		24年度	25年度	26年度
共同生活援助（GH）	計画値	16人	17人	18人
	実績値	16人	21人	—
共同生活介助（CH）	計画値	31人	32人	34人
	実績値	40人	45人	—
施設入所支援	計画値	70人	69人	67人
	実績値	69人	70人	—

(4) 相談支援サービス（1月当たり）

サービス種別	区分	第3期計画		
		24年度	25年度	26年度
計画相談支援	計画値	17人	33人	50人
	実績値	10人	53人	—
地域移行支援	計画値	24人	24人	25人
	実績値	0人	0人	—
地域定着支援	計画値	5人	5人	6人
	実績値	0人	0人	—

2 地域生活支援事業

(1) 地域生活支援事業（年度当たり）

サービス種別		区分	第3期計画		
			24年度	25年度	26年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	計画値	3か所	3か所	3か所
		実績値	3か所	3か所	－
	昭島市自立支援推進協議会	計画値	1か所	1か所	1か所
		実績値	1か所	1か所	－
移動支援事業		計画値	12,331時間	12,460時間	12,588時間
		実績値	8,598時間	8,908時間	－
		計画値	960人	970人	980人
		実績値	777人	801人	－
コミュニケーション支援事業		計画値	140人	150人	160人
		実績値	136人	183人	－
日常生活用具	介護訓練支援事業	計画値	8件	9件	10件
		実績値	5件	4件	－
	自立生活支援用具	計画値	25件	30件	35件
		実績値	14件	22件	－
	在宅療養等支援用具	計画値	8件	9件	10件
		実績値	5件	9件	－
	情報・意思疎通支援用具	計画値	28件	29件	30件
		実績値	16件	24件	－
	排せつ管理支援用具	計画値	2,200件	2,300件	2,400件
		実績値	1,962件	2,106件	－
住宅改修費	計画値	2件	2件	2件	
	実績値	0件	3件	－	
地域活動支援センター（Ⅰ型）		計画値	1か所	1か所	1か所
		実績値	1か所	1か所	－
地域活動支援センター（Ⅱ型）		計画値	2か所	2か所	2か所
		実績値	0か所	0か所	－

(2) その他事業（年度当たり）

サービス種別		区分	第3期計画		
			24年度	25年度	26年度
心身障害者巡回入浴サービス		計画値	680回	690回	700回
		実績値	768回	855回	—
身体障害者自動車運転教習費助成事業		計画値	1件	1件	1件
		実績値	3件	2件	—
身体障害者用自動車改造費助成事業		計画値	1件	1件	1件
		実績値	2件	2件	—

3 平成26年度までに達成を目指す目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

区 分	基準値	実績値 (24年度末)	実績値 (25年度末)	目標値 (26年度末)
施設入所者数	75人	—	—	67人
削減見込数 (施設入所者数)	—	4人 (71人)	4人 (71人)	8人 (67人)
地域生活移行者数	—	12人 (16.0%)	13人 (17.3%)	23人 (30.7%)

※基準値の数値（75人）は、平成17年10月1日時点

(2) 福祉施設から一般就労への移行

区 分	基準値	実績値 (24年度末)	実績値 (25年度末)	目標値 (26年度末)
平成17年度において 福祉施設を退所し、 一般就労した者の数	15人	10人	8人	15人

(3) 就労移行支援事業の利用者数

区 分		実績値 (24年度末)	実績値 (25年度末)	目標値 (26年度末)
福祉施設利用者数	A	381人	411人	364人
就労移行支援事業利用者数	B	21人	16人	45人
割 合	B/A	5.5%	3.9%	12.4%

(4) 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

区 分		実績値 (24年度末)	実績値 (25年度末)	目標値 (26年度末)
就労継続支援（A型） 事業の利用者数の割合	A/C	2.4%	3.8%	5.5%
就労継続支援（A型） 事業の利用者数	A	5人	9人	10人
就労継続支援（B型） 事業の利用者数	B	202人	226人	171人
就労継続支援（A型＋B 型）事業の利用者数合計	C	207人	235人	181人

第3章 障害福祉計画策定のための基礎調査結果

第1節 調査概要

1 調査目的

「第4期昭島市障害福祉計画」の策定にあたって、障害のある方の生活状況やニーズなどを把握し、今後の障害者施策の推進に役立てるために実施しました。

2 調査方法

- ・調査対象者：身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持しており、市内で在宅生活を送っている方2,000人（18歳以上の方については無作為抽出、18歳未満の方については全数）
- ・調査方法：郵送配布、郵送回収
- ・調査期間：平成25年11月13日～11月27日

3 調査内容（項目）

①回答者、ご本人について	5問
②障害の状況について	5問
③医療や介助の状況について	6問
④相談や福祉情報について	4問
⑤日中活動や仕事について	9問
⑥保育・教育・療育について	5問
⑦住まいについて	3問
⑧外出について	2問
⑨福祉サービスの利用について	2問
⑩権利擁護・社会参加・障害理解について	5問
⑪災害対策について	3問
⑫将来について	2問
⑬意見・要望など自由意見	1問
合 計	52問

4 回収結果

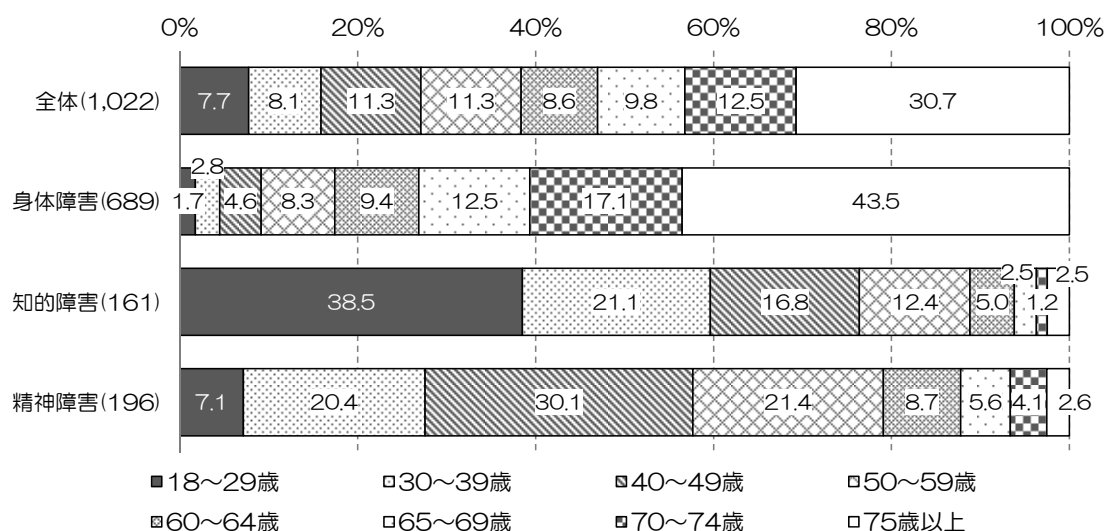
配布数 (A)	有効回収数 (B)	白票・無効票 (C)	有効回収率 (B/A)
2,000	1,136	1	56.8%

第2節 調査結果のまとめ

1 本人の状況

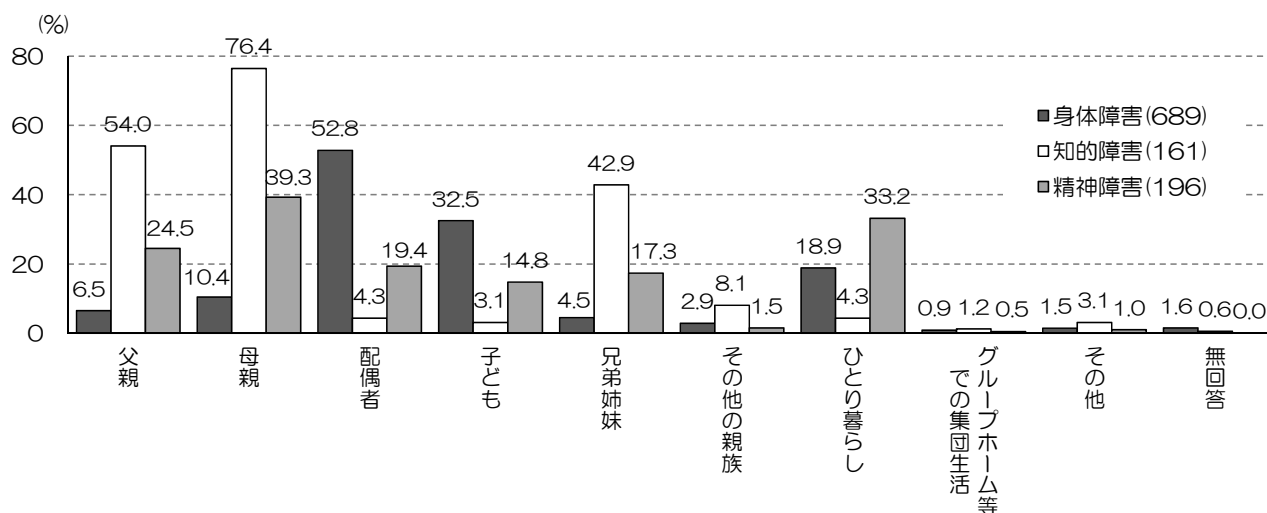
(1) 年齢

- ・身体障害では「75歳以上」(43.5%) が最も多く、70歳以上でみると約6割を占めています。
- ・知的障害では「18～29歳」(38.5%) が最も多くなっています。
- ・精神障害は「40～49歳」(30.1%) が最も多く、次いで「50～59歳」(21.4%)、「30～39歳」(20.4%) となっています。



(2) 世帯構成

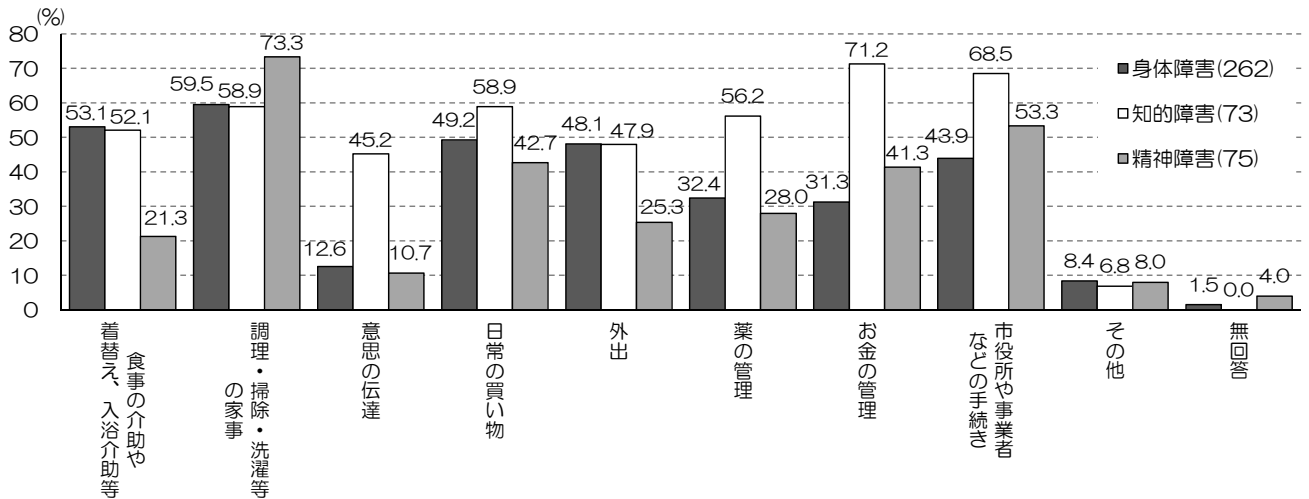
- ・身体障害では「配偶者」(52.8%) が最も多く、次いで「子ども」(32.5%)、「ひとり暮らし」(18.9%) となっています。
- ・知的障害では「母親」(76.4%) が最も多く、次いで「父親」(54.0%)、「兄弟姉妹」(42.9%) と、家族の占める割合が多くなっています。
- ・精神障害は「母親」(39.3%) が最も多く、次いで「ひとり暮らし」(33.2%) となっています。



2 医療や介助の状況について

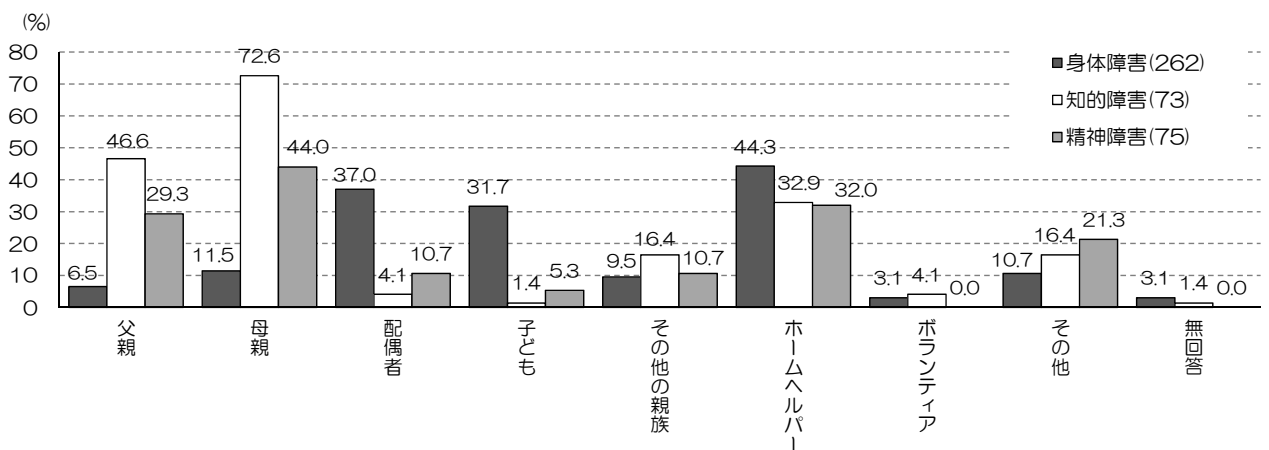
(1) 介助・支援の状況

- ・身体障害では「調理・掃除・洗濯等の家事」(59.5%)、「食事の介助や着替え、入浴介助等」(53.1%)の順に多くなっています。
- ・知的障害では「お金の管理」(71.2%)が最も多くなっています。
- ・精神障害では「調理・掃除・洗濯等の家事」(73.3%)が最も多くなっています。



(2) 介助・支援をしている人

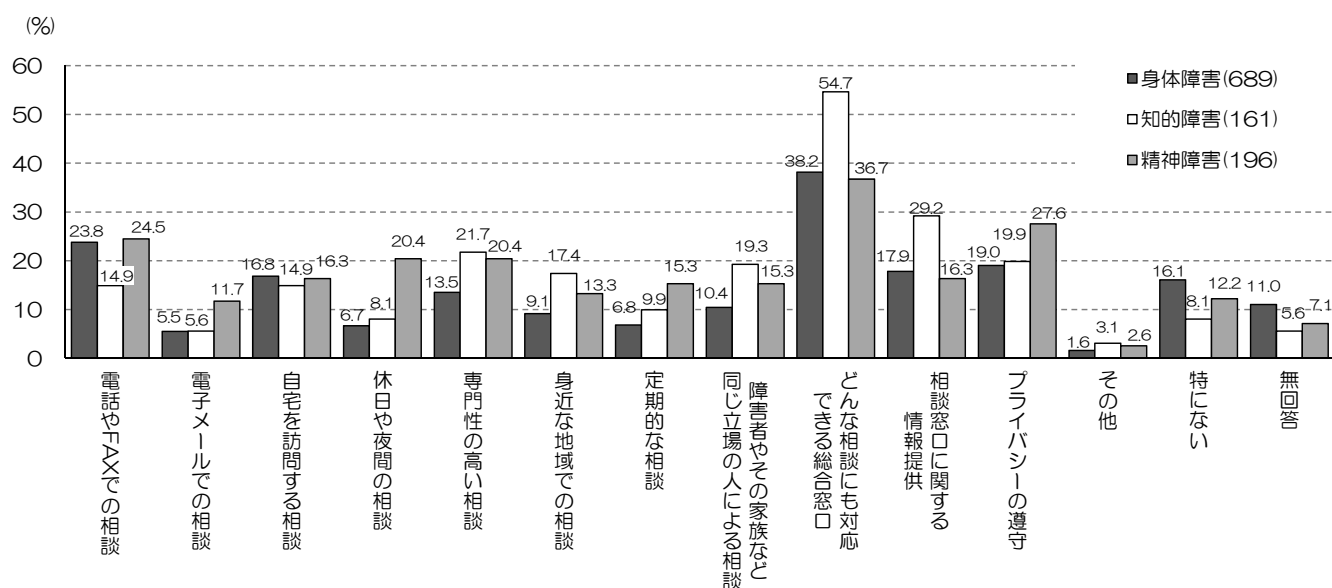
- ・身体障害では「ホームヘルパー」(44.3%)が最も多くなっています。
- ・知的障害、精神障害では「母親」が最も多く、知的障害では7割、精神障害では4割以上となっています。



3 相談や福祉情報について

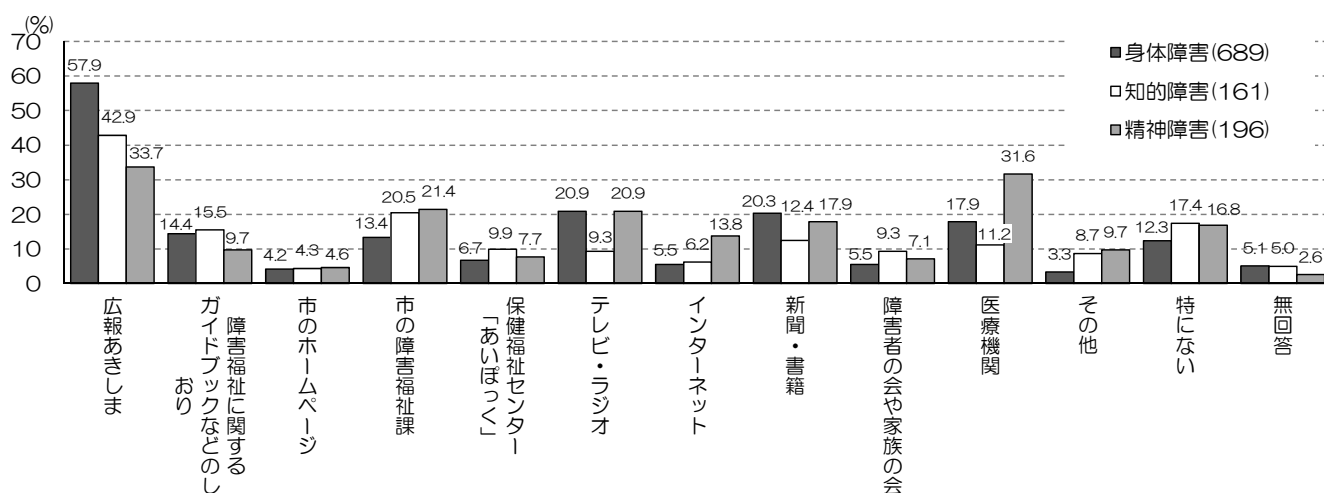
(1) 市の相談窓口に望むこと

- ・全ての障害で「どんな相談にも対応できる総合窓口」が最も多く、知的障害では5割以上となっています。



(2) 福祉に関する情報の入手方法

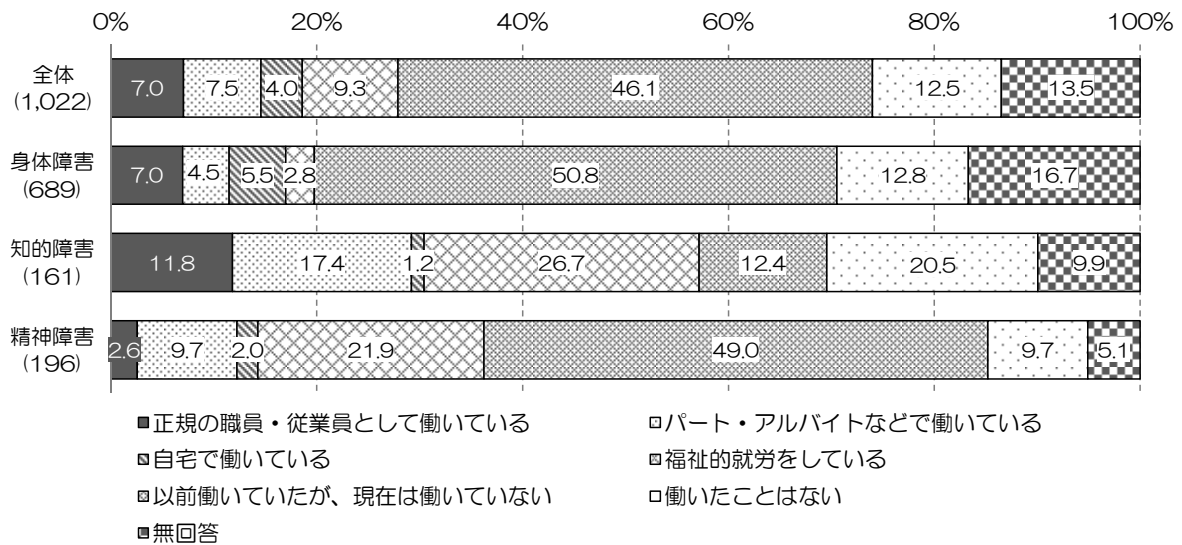
- ・全ての障害で「広報あきしま」が最も多くなっています。
- ・精神障害では「医療機関」(31.6%)が他と比べて多くなっています。



4 仕事について

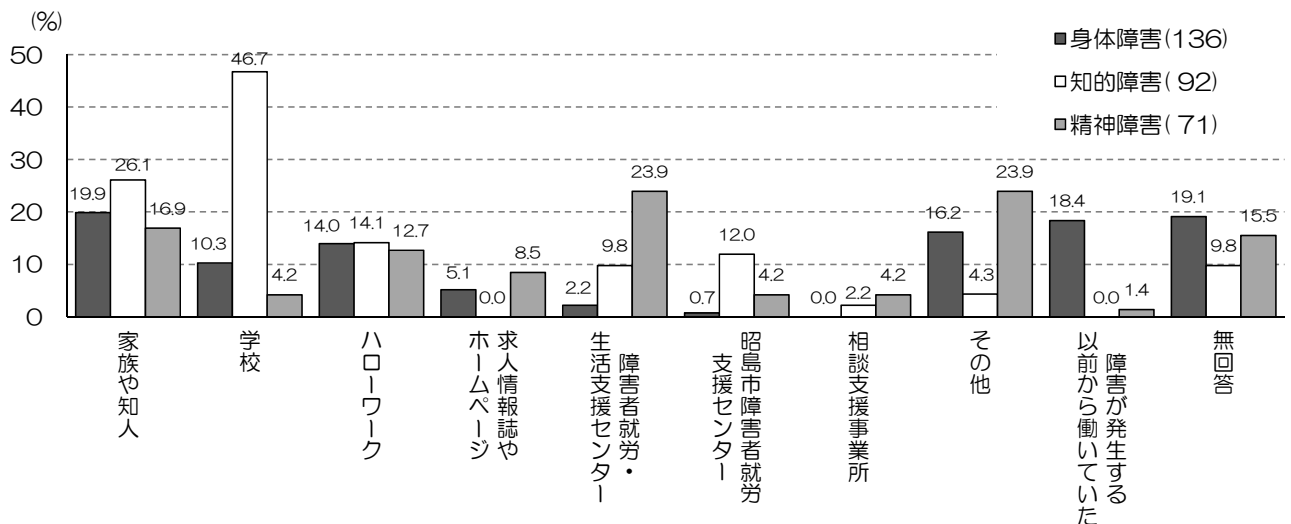
(1) 現在の就労状況

- ・身体障害、精神障害では「以前働いていたが、現在は働いていない」が約半数を占めています。
- ・知的障害では「福祉的就労をしている」(26.7%) が最も多く、「パート・アルバイトなどで働いている」(17.4%)、「正規の職員・従業員として働いている」(11.8%) も他より多くなっています。
- ・精神障害では「福祉的就労をしている」(21.9%) が、「以前働いていたが、現在は働いていない」(49.0%) に次いで多くなっています。



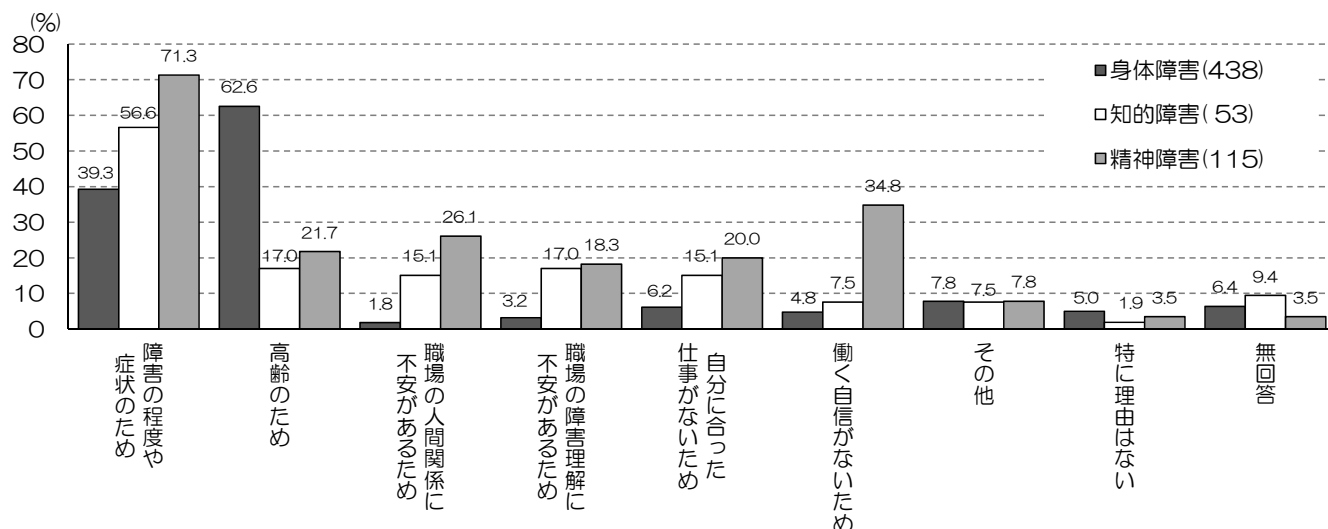
(2) 就職のきっかけ

- ・知的障害では「学校」(46.7%) が最も多くなっています。
- ・身体障害では「家族や知人」(19.9%)、「障害が発生する以前から働いていた」(18.4%) が多く、精神障害では「障害者就労・生活支援センター」(23.9%) が多くなっています。



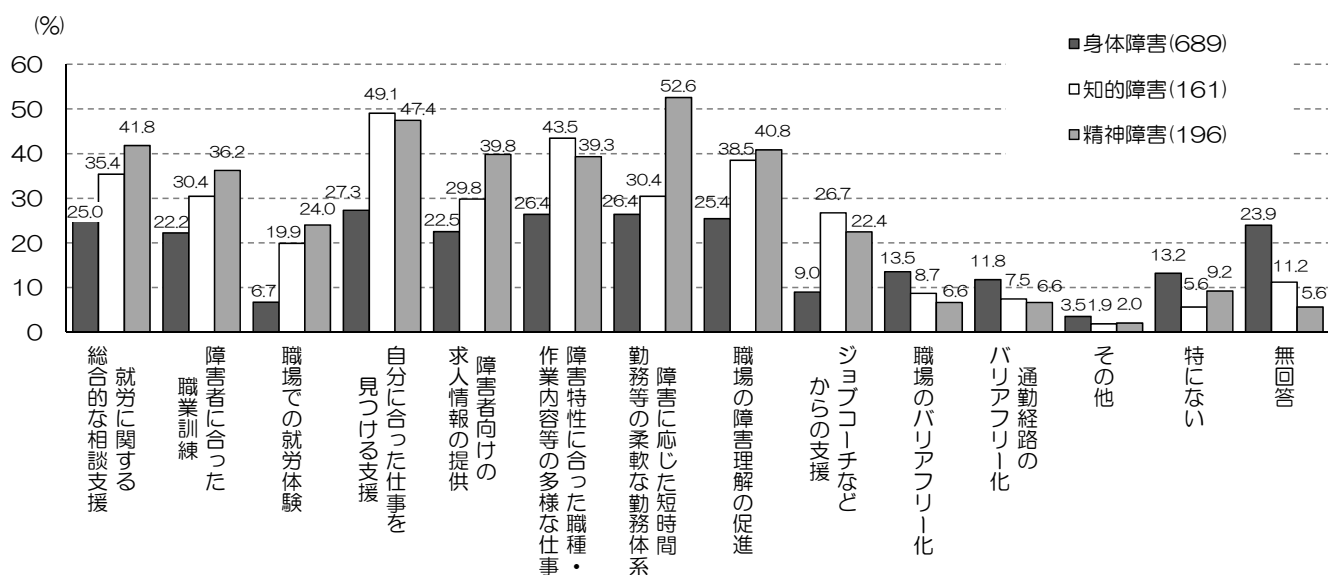
(3) 働いていない理由

- ・身体障害では「高齢のため」(62.6%)が最も多く、知的障害と精神障害では「障害の程度や症状のため」がそれぞれ半数以上を占めています。



(4) 就労に必要な支援

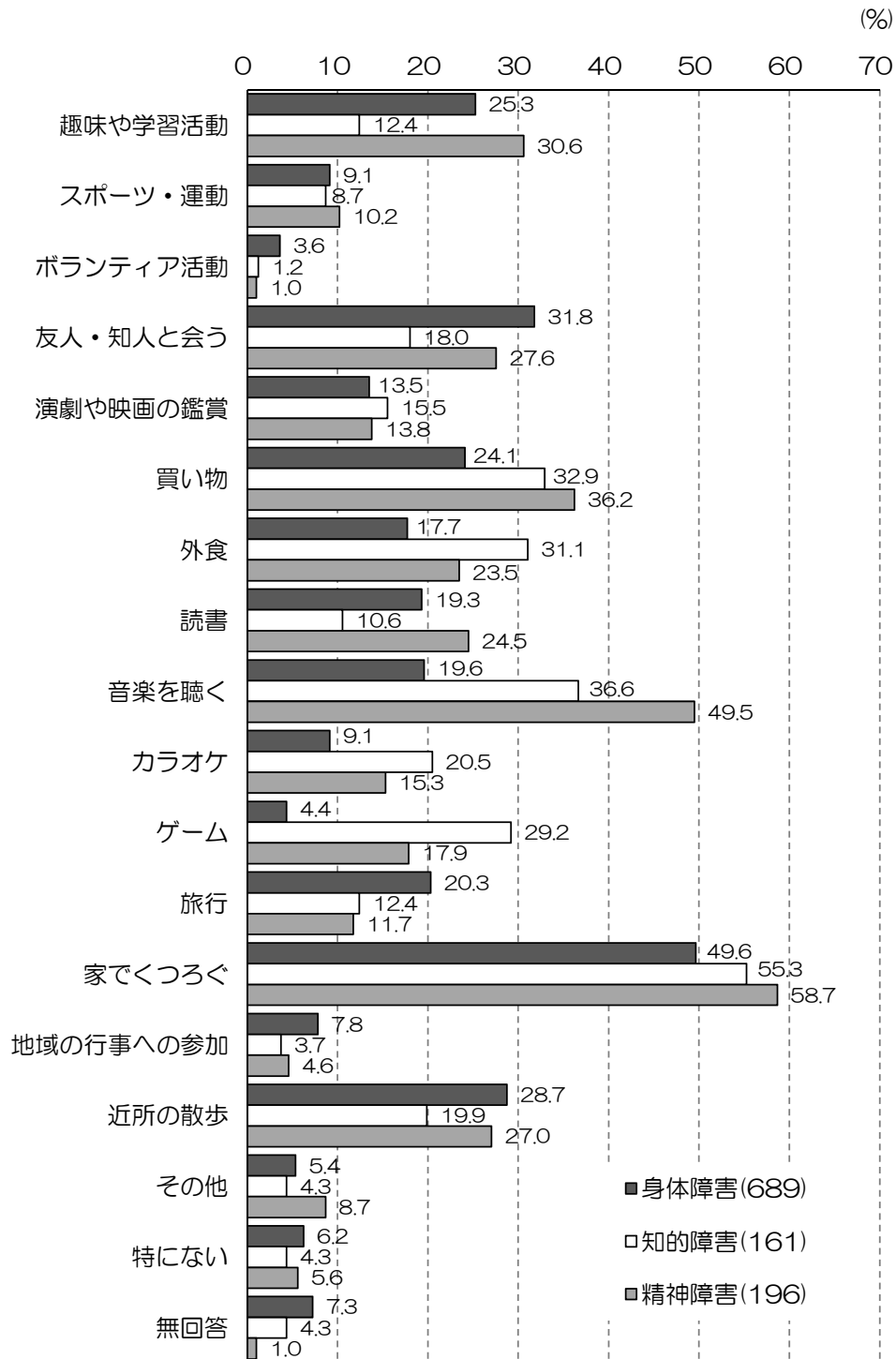
- ・知的障害と精神障害では「自分に合った仕事を見つける支援」が約5割を占めています。
- ・精神障害では「障害に応じた短時間勤務等の柔軟な勤務体系」(52.6%)が多くなっています。



5 日中活動について

(1) 日常生活の楽しみかた

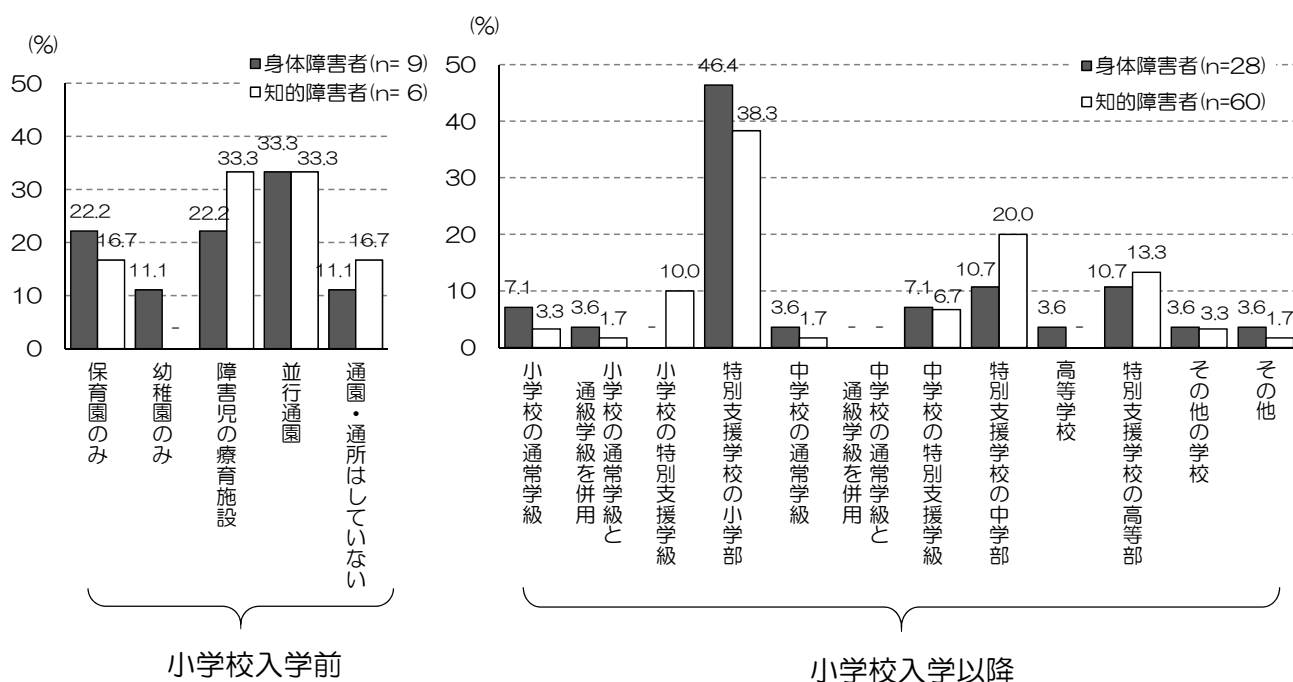
- 全ての障害で「家でくつろぐ」が最も多くなっています。
- 身体障害では「友人・知人と会う」(31.8%)、知的障害では「外食」(31.1%)、「ゲーム」(29.2%)、精神障害では「音楽を聴く」(49.5%)が他の障害より多くなっています。



6 保育・教育・療育について

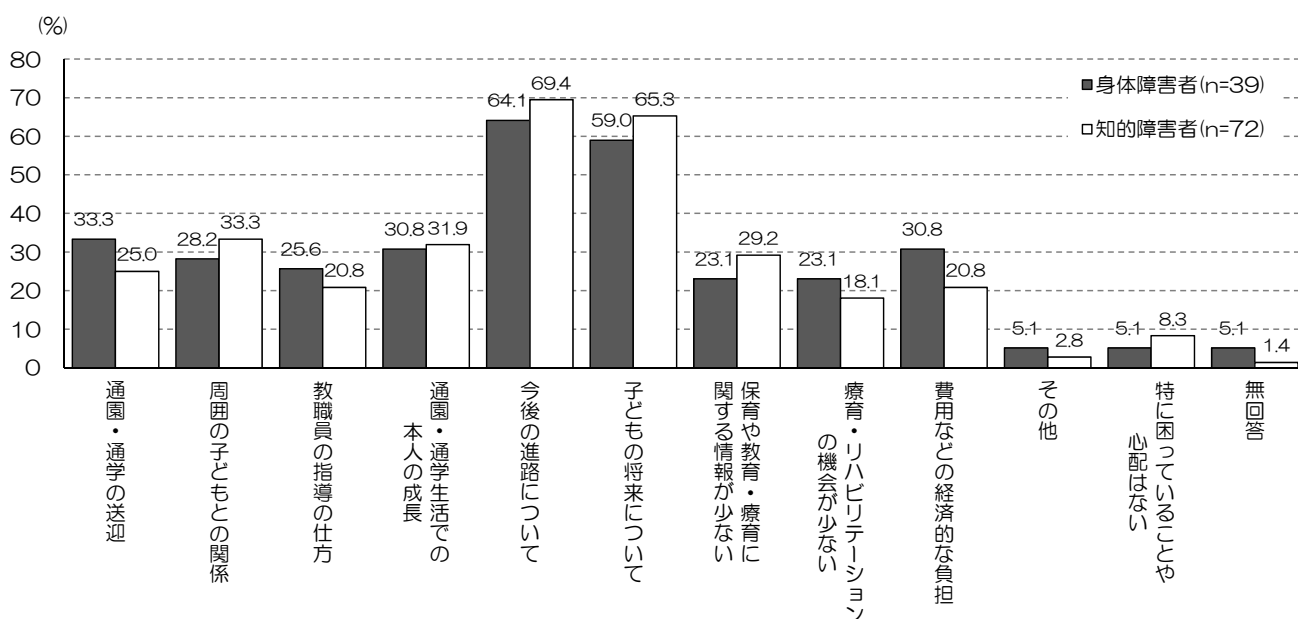
(1) 通園・通学の状況

- ・小学校入学前では、「並行通園」と「障害児の療育施設」が多くなっています。
- ・小学校入学以降では、高等部までの全てにおいて、特別支援学校が多くなっています。



(2) 通園・通学生活で困っていること

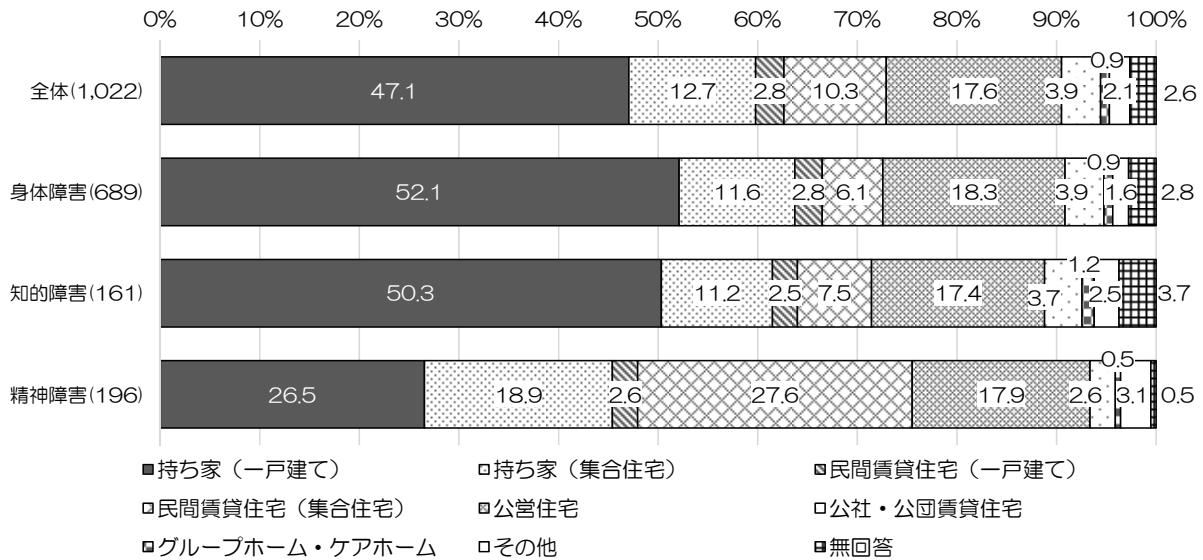
- ・「今後の進路について」と「子どもの将来について」がそれぞれ半数以上で多くなっています。



7 住まいについて

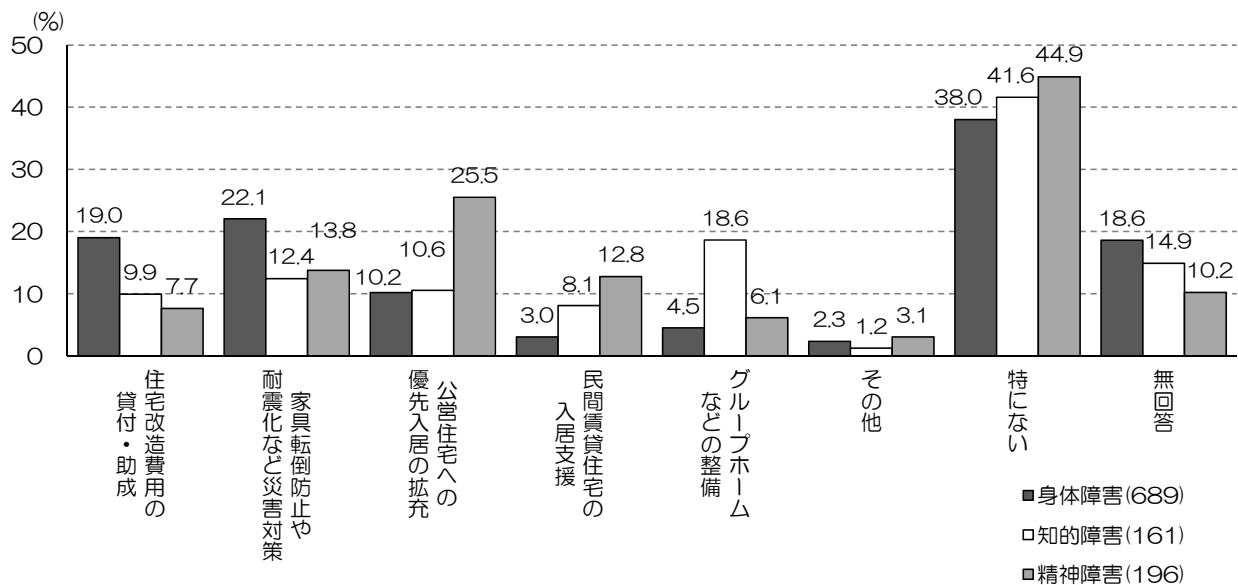
(1) 住まいの状況

- ・身体障害と知的障害では「持ち家（一戸建て）」が半数以上となっています。
- ・精神障害では「民間賃貸住宅（集合住宅）」（27.6%）、「持ち家（一戸建て）」（26.5%）がそれぞれ多くなっています。



(2) 住まいに関する必要な支援

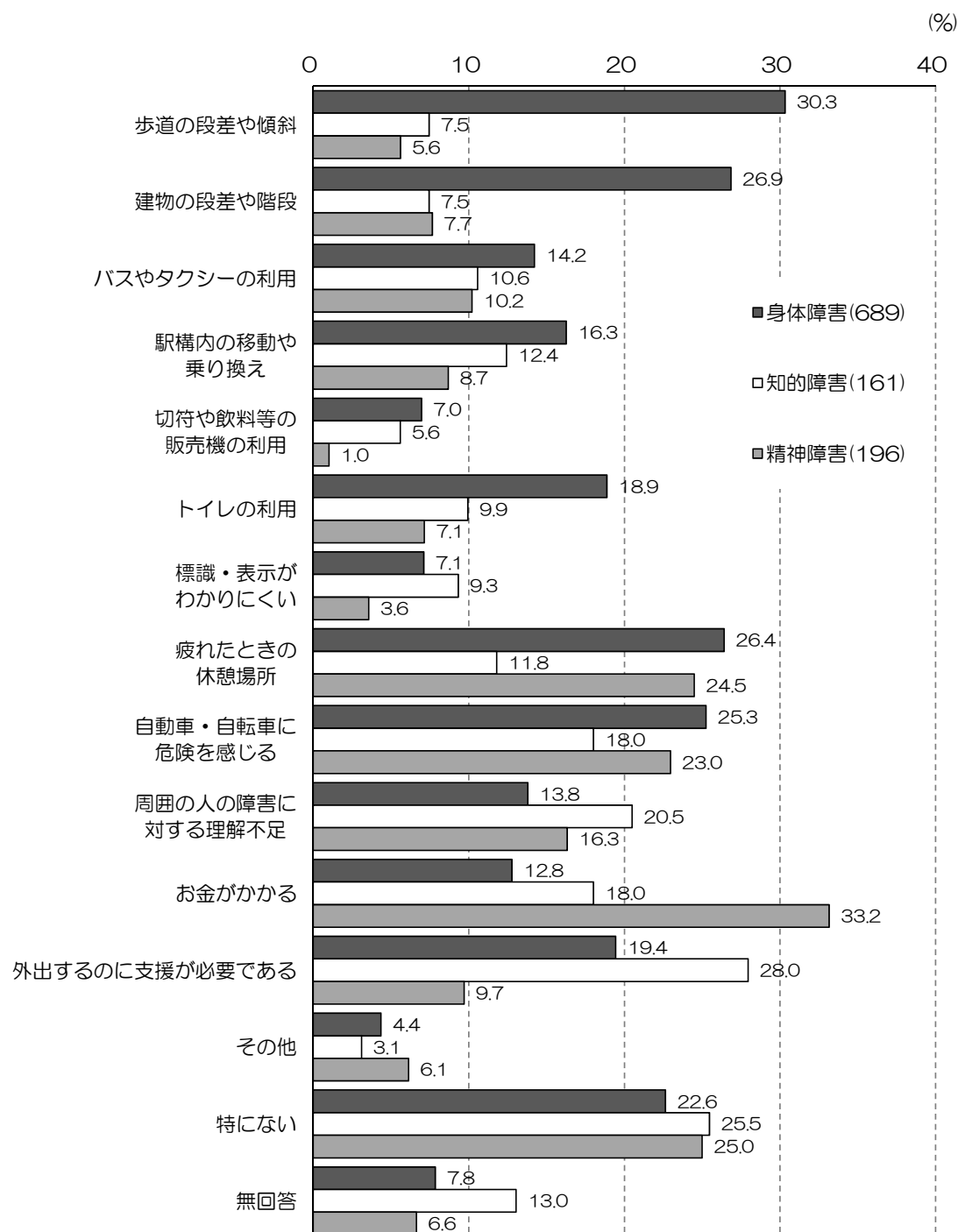
- ・全ての障害で「特にない」が最も多くなっています。
- ・身体障害では「家具転倒防止や耐震化など災害対策」（22.1%）、知的障害では「グループホームなどの整備」（18.6%）、精神障害では「公営住宅への優先入居の拡充」（25.5%）が他の障害と比べて多くなっています。



8 外出について

(1) 外出に関して困っていること

- ・身体障害では「歩道の段差や傾斜」(30.3%)が最も多く、次いで「建物の段差や階段」(26.9%)となっています。
- ・知的障害では「外出するのに支援が必要である」(28.0%)が最も多く、精神障害では「お金がかかる」(33.2%)が最も多くなっています。

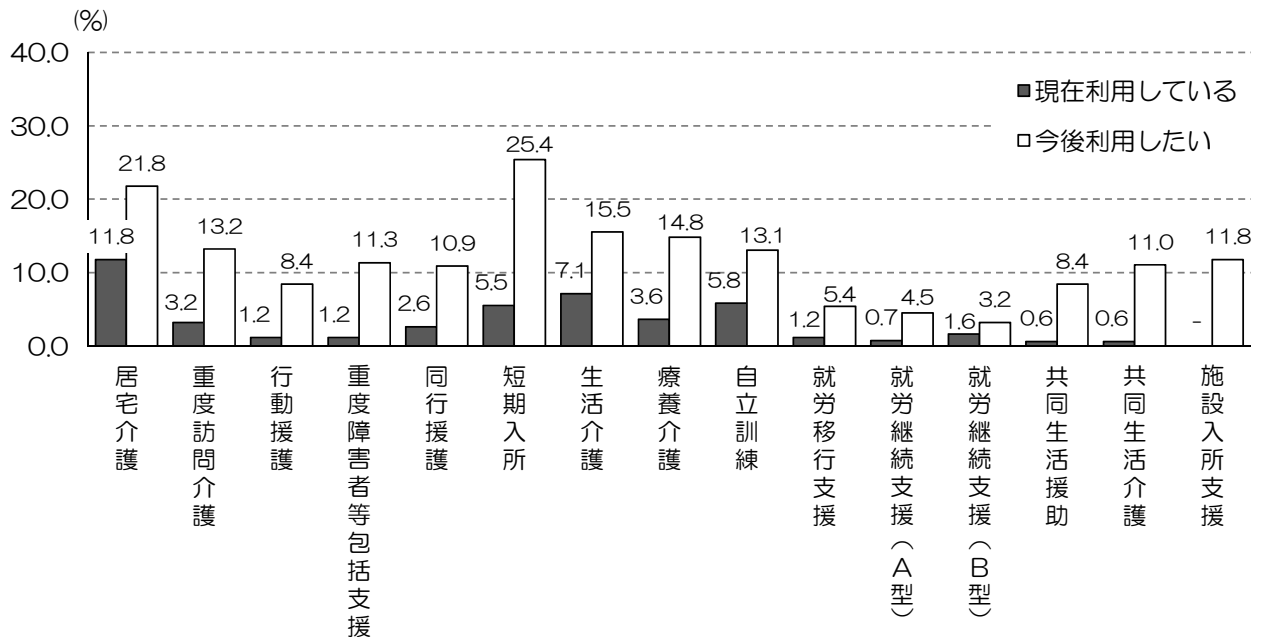


9 福祉サービスの利用について

(1) 訪問系サービス・日中活動系サービス・居住系サービス

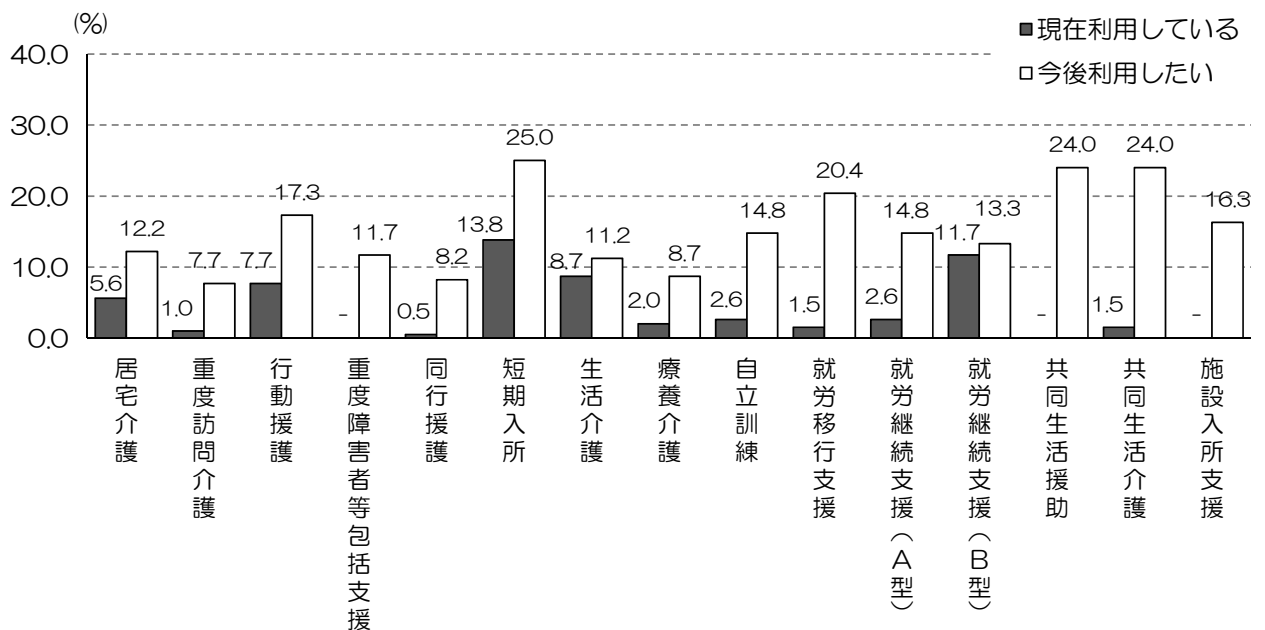
(身体障害／689)

- ・現在利用しているサービスは、「居宅介護」(11.8%) が他に比べて多くなっています。
- ・今後利用したいサービスは、「短期入所」(25.4%)、「居宅介護」(21.8%) が他に比べて多くなっています。



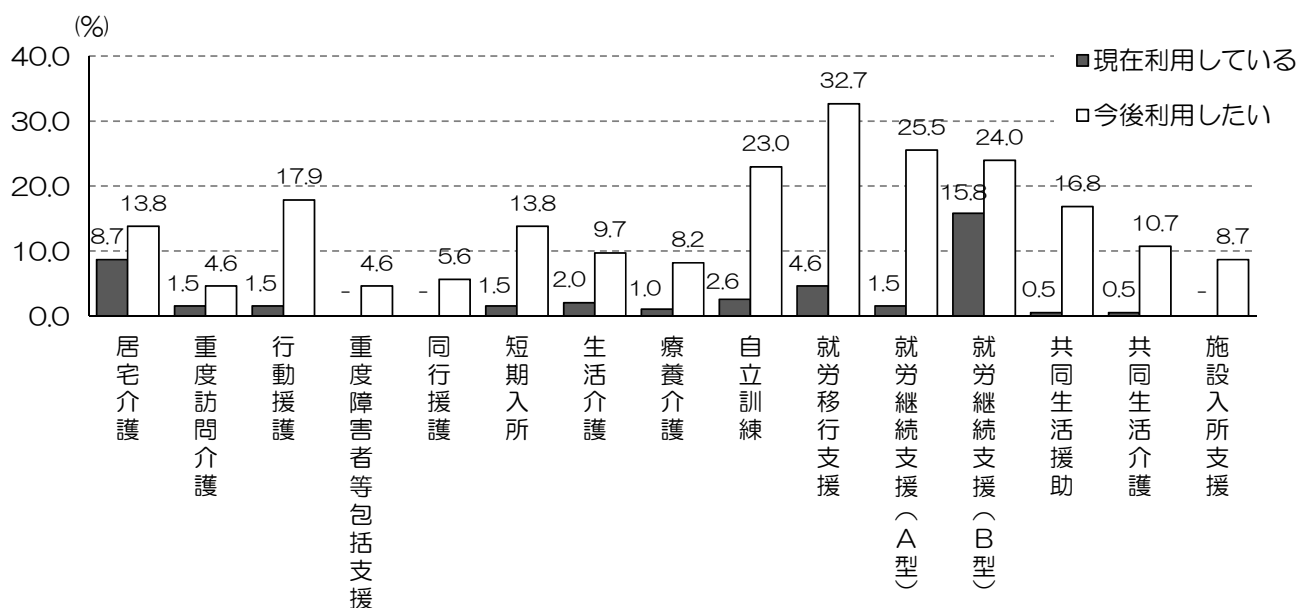
(知的障害／161)

- ・現在利用しているサービスは、「短期入所」(13.8%)、「就労継続支援(B型)」(11.7%) が他に比べて多くなっています。
- ・今後利用したいサービスは、「短期入所」(25.0%)、「共同生活援助」(24.0%)、「共同生活介護」(24.0%) が多くなっています。



(精神障害／196)

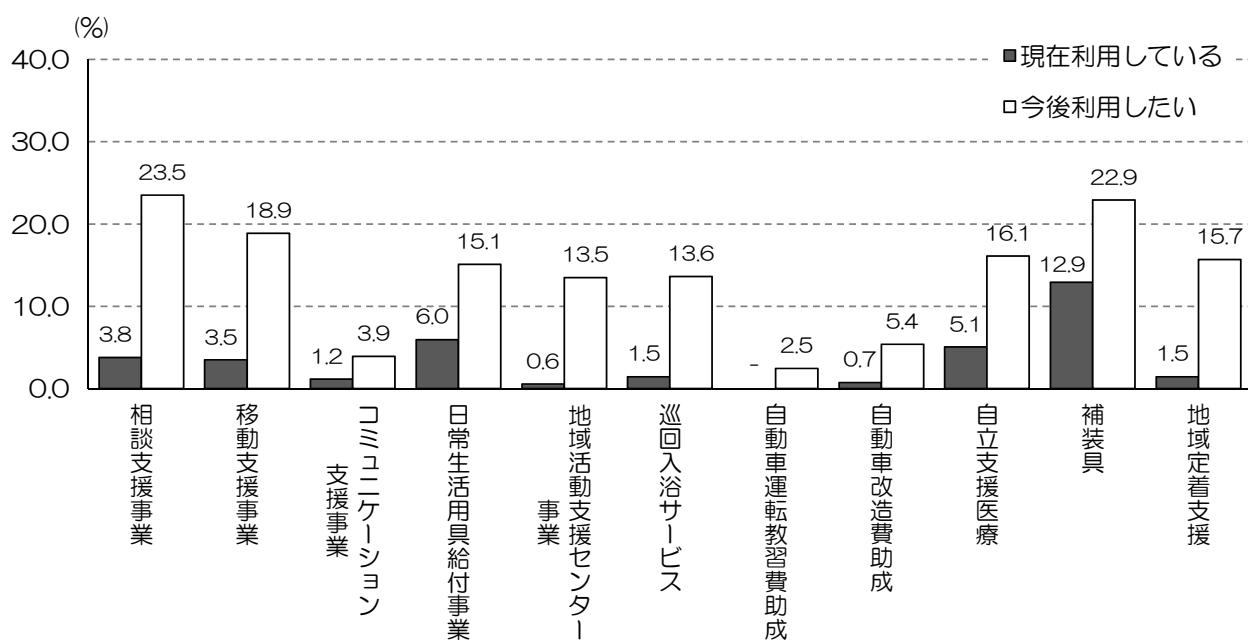
- ・現在利用しているサービスは、「就労継続支援（B型）」（15.8%）が他に比べて多くなっています。
- ・今後利用したいサービスは、「就労移行支援」（32.7%）が最も多くなっています。



(2) 地域生活支援事業・その他のサービス

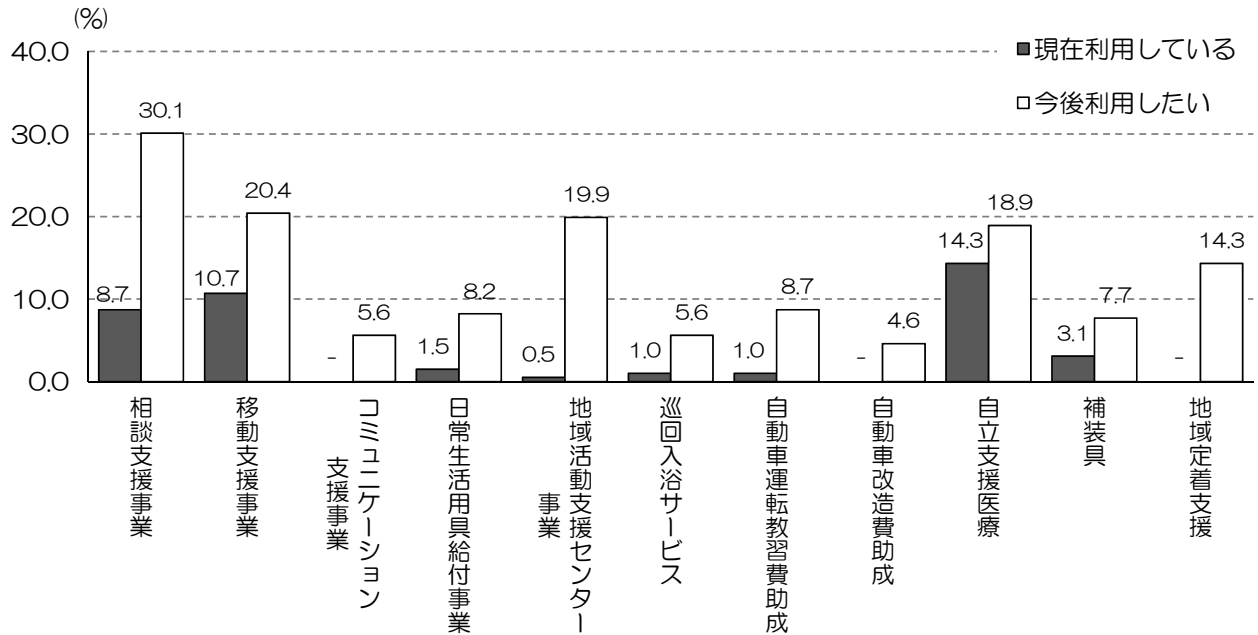
(身体障害／689)

- ・現在利用しているサービスは、「補装具」（12.9%）が他と比べて多くなっています。
- ・今後利用したいサービスは、「相談支援事業」（23.5%）、「補装具」（22.9%）が多くなっています。



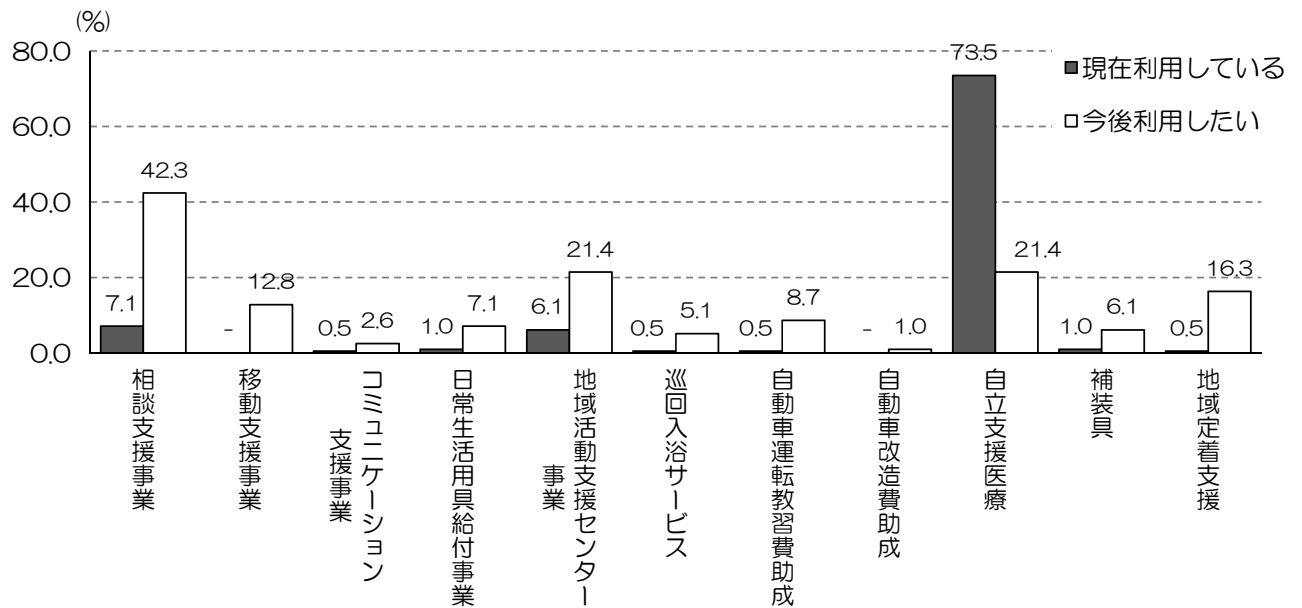
(知的障害／161)

- ・現在利用しているサービスは、「自立支援医療」(14.3%)が最も多くなっています。
- ・今後利用したいサービスは、「相談支援事業」(30.1%)が最も多く、次いで「移動支援事業」(20.4%)、「地域活動支援センター事業」(19.9%)となっています。



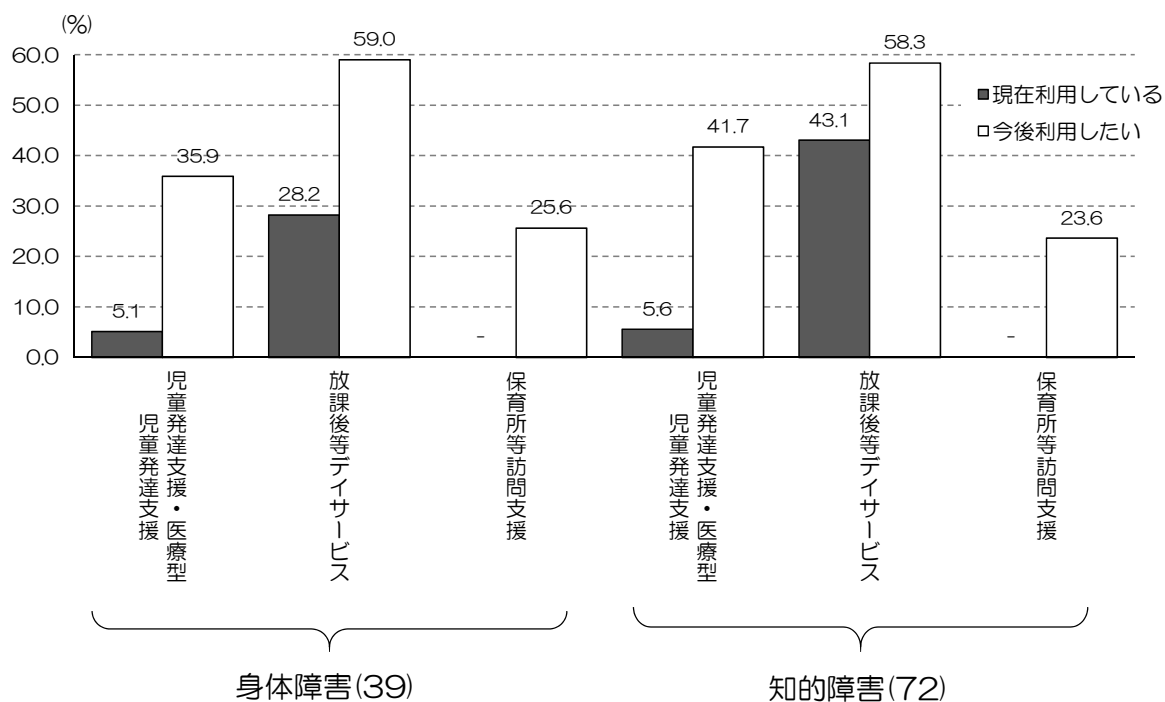
(精神障害／196)

- ・現在利用しているサービスは、「自立支援医療」(73.5%)が最も多くなっています。
- ・今後利用したいサービスは、「相談支援事業」(42.3%)が最も多く、次いで「地域活動支援センター事業」、「自立支援医療」(ともに21.4%)となっています。



(3) 児童に関する支援

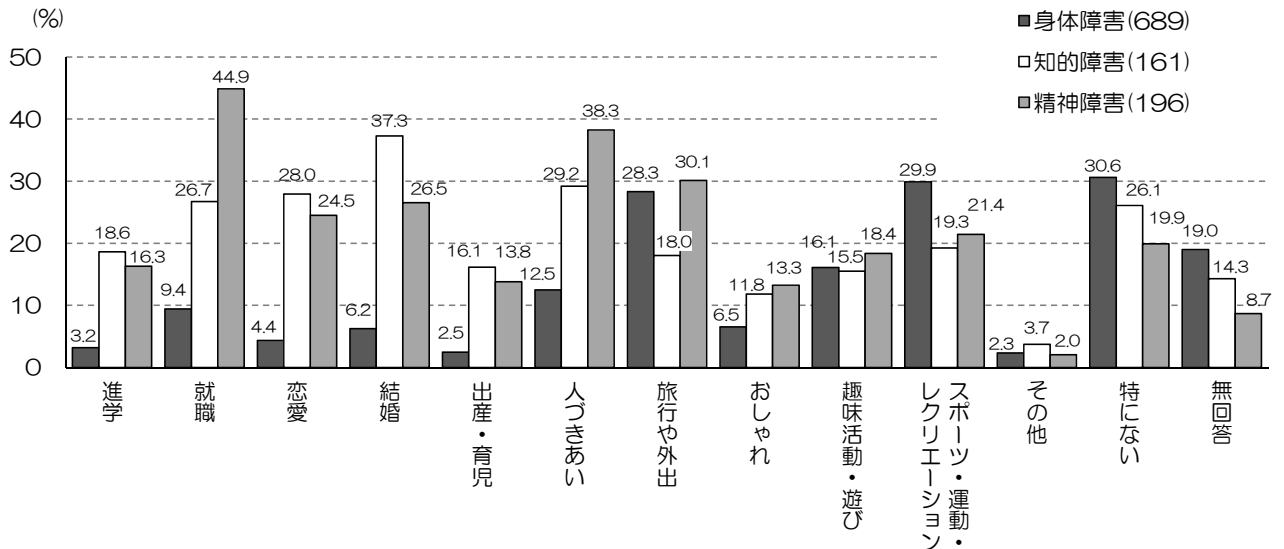
- ・現在利用しているサービスは、「放課後等デイサービス」が最も多く、身体障害で28.2%、知的障害で43.1%となっています。
- ・今後利用したいサービスは、「放課後等デイサービス」が最も多く、それぞれ約6割となっています。「児童発達支援・医療型児童発達支援」についても身体障害で35.9%、知的障害で41.7%となっています。



10 社会参加について

(1) 障害があるためにあきらめたこと

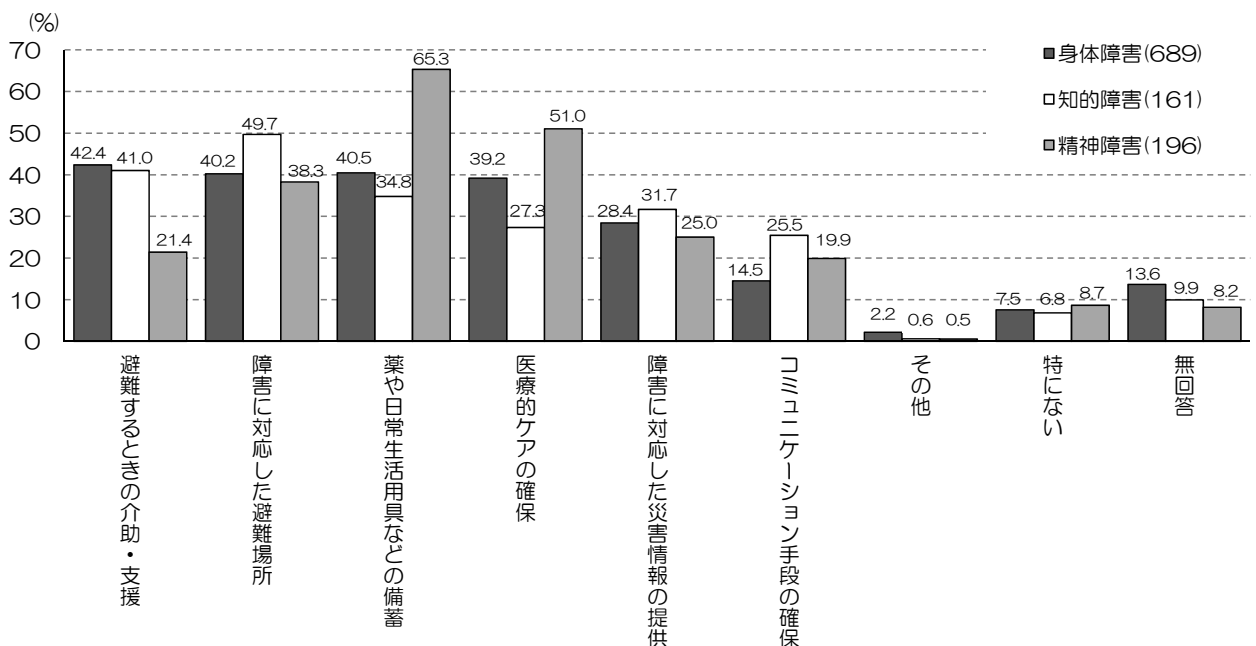
- ・身体障害では「スポーツ・運動・レクリエーション」(29.9%)、「旅行や外出」(28.3%)が多くなっています。一方、「特にない」(30.6%)も多くなっています。
- ・知的障害では、「結婚」(37.3%)が最も多くなっています。
- ・精神障害では、「就職」(44.9%)が最も多く、次いで「人づきあい」(38.3%)となっています。



11 災害対策について

(1) 災害時に必要な支援

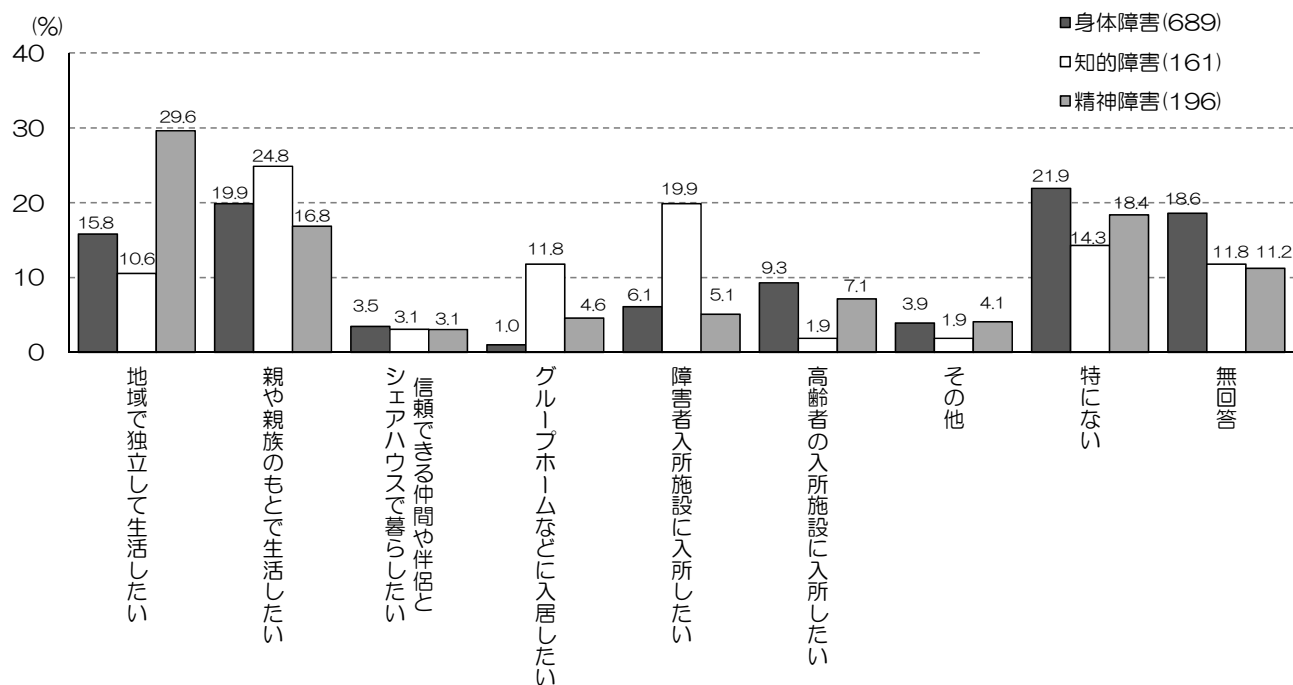
- ・身体障害は「避難するときの介助・支援」、「薬や日常生活用具などの備蓄」、「障害に対応した避難場所」、「医療的ケアの確保」の順に高く、それぞれ約4割となっています。
- ・知的障害は「障害に対応した避難場所」(49.7%)が最も多くなっています。
- ・精神障害は「薬や日常生活用具などの備蓄」(65.3%)が特に多く、次いで「医療的ケアの確保」(51.0%)となっています。



12 将来について

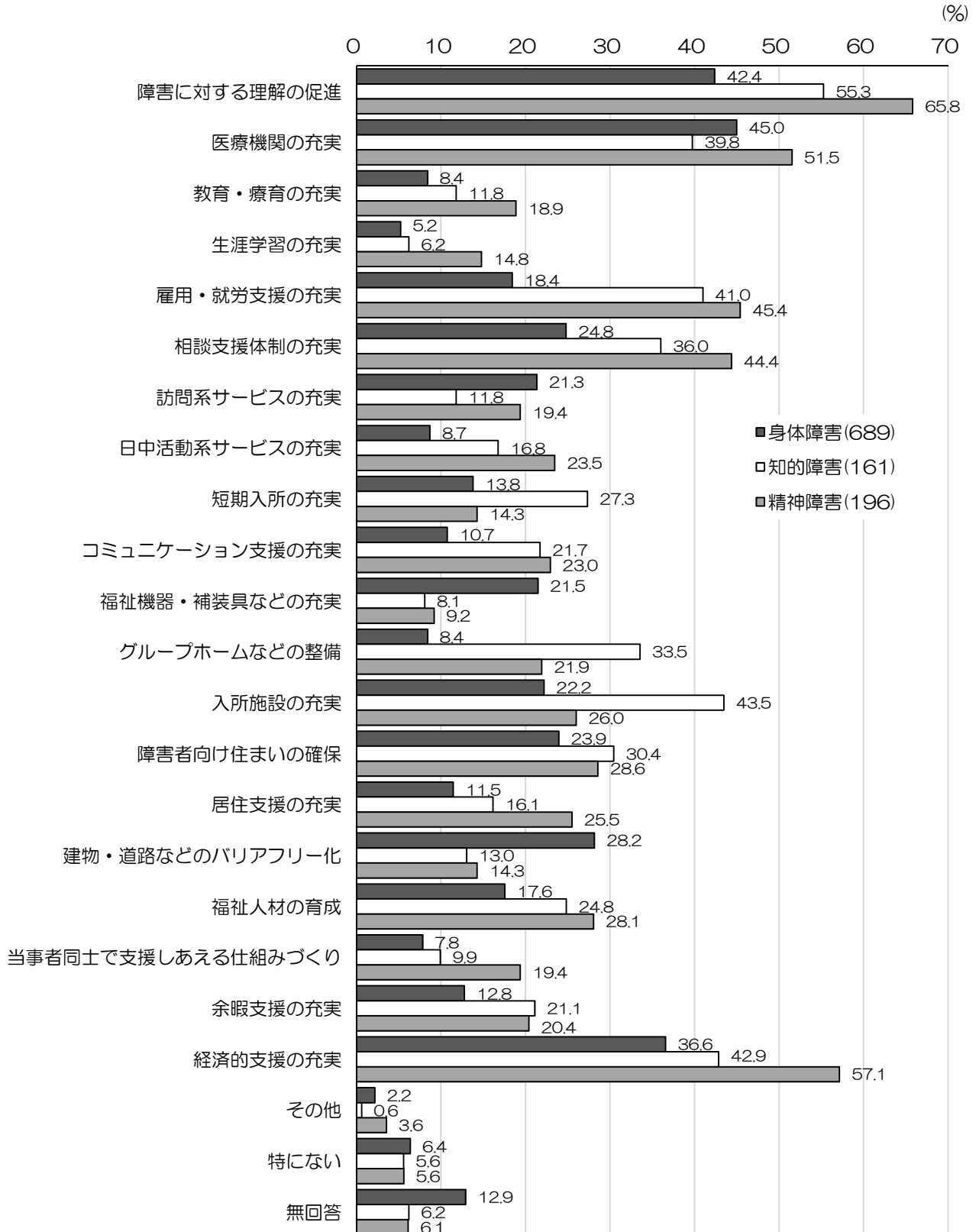
(1) 将来の生活について

- 身体障害と知的障害では「親や親族のもとで生活したい」が多くなっています。
- 知的障害では、「障害者入所施設に入所したい」(19.9%)が、精神障害では「地域で独立して生活したい」(29.6%)が他と比べて多くなっています。



(2) 地域で生活するうえで必要な施策

- 身体障害では「医療機関の充実」(45.0%)が最も多く、知的障害と精神障害では「障害に対する理解の促進」が最も多くなっています。
- 知的障害では「入所施設の充実」(43.5%)、精神障害では「経済的支援の充実」(57.1%)が他と比べて多くなっています。



第4章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

第五次昭島市総合基本計画（平成23年度～32年度）では「ともにつくる 未来になぐ 元気都市あきしま ～人も元気 まちも元気 緑も元気～」を将来都市像（まちづくりの目標）としています。

本計画においては、この将来都市像の実現に向け、障害のある人も障害のない人も、ともに地域社会でいきいきと社会生活を営むことができるよう、ノーマライゼーションの実現に取り組みます。また、自立と社会参加を基本に、誰もが住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らし続けることができる環境の整備と障害福祉サービスの充実にも努めます。

こうした取組を推進するうえで、障害のある人も障害のない人も、社会の一員としてともに包み支え合うことを意味する「インクルージョン」の概念のもと、第3期障害福祉計画の基本理念をしっかりと引き継ぎ、第4期障害福祉計画の基本理念として「ともに支え合う共生のまち・あきしま」を掲げ、共生社会の確かな実現を図ります。

ともに支え合う共生のまち・あきしま

1 【地域で安心して暮らせる社会の実現】

障害の種別や程度にかかわらず、必要な障害福祉サービスを利用しながら、障害のある人が希望する地域で安心して生活できる社会の実現を目指します。

2 【地域における自立生活の実現】

障害のある人が生活の場を地域に置き、自立して生活し、その生活の質の向上を図ることができるように、働く機会や充実した生活の場の拡大に努めるとともに、安心して働き暮らし続けられることができるよう、就労と日常生活を支援する地域社会を目指します。

3 【ともに支え合うインクルーシブな共生社会の実現】

障害のある人も障害のない人も同じように普通の生活ができる社会、ノーマライゼーションの理念のもと、障害のある人が自らの意思と選択により、主体的に社会参加し、自助・共助・公助を基本として、ともに支え合う共生の地域社会の実現を目指します。

第2節 基本的視点

基本理念を具体的に展開していくため、次の5つの基本的視点を基に、本計画に定める施策・事業を推進し、インクルーシブな共生社会の実現に向けた基盤整備を図ります。

◇基本的視点1 自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人が自立と社会参加を実現するには、自ら生活する場の選択や必要となる障害福祉サービスを自己決定する機会を確保するとともに、自己の選択と決定を尊重し、その意思決定のプロセスを支援することが必要です。

◇基本的視点2 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの提供

障害の種別や程度にかかわらず、本人が必要とする障害福祉サービスを利用しながら、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるように、障害福祉サービスの提供を目指します。

◇基本的視点3 地域生活への移行やその継続に向けた地域基盤の整備

障害のある人が住み慣れた地域で自立し、継続して生活していくためには、地域生活への移行や就労支援などの課題に対応したサービスの提供体制の整備が必要です。そのため、行政・医療機関・障害福祉サービス事業所などの関係機関や地域住民などの地域主体の相互理解と有機的な連携協力のもと、保健・医療、福祉、教育、就労など、さまざまな課題に対応した適切なサービスが提供できる環境の整備を目指します。

◇基本的視点4 障害のある子どもへの支援体制の整備

障害を早期に発見し、早い段階で療育※を受けることが子どもの発達や成長、社会性の向上に有効であるとされています。

保健・医療、福祉、教育・保育などの関係機関と連携を図るなかで、特別な配慮が必要とされる児童（要配慮児童）を早期に発見し、適切な療育・支援につなげます。また、要配慮児童とその保護者に対し、ライフステージ※を通じ、効果的で切れ目のない支援を提供するための体制整備を目指します。

◇基本的視点5 地域で元気に安心して暮らせるまちづくりの推進

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、地域で気軽に相談ができる環境の整備や障害福祉サービスなどに関する情報提供の充実を図るとともに、バリアフリー※や地域福祉権利擁護の推進を目指します。

第3節 重点的な取組項目

本計画では、「基本理念」と「基本的視点」の実現に向けて、計画を支える「基本施策」を定め、積極的な取組により事業を推進していくため、次の3つの個別施策について、重点的な取組項目として掲げました。

◇取組1 相談支援の充実

障害のある人が住み慣れた地域で安心した生活をおくるために、生活に寄り添った支援やサービスを受けることができるよう、基本相談や計画相談などのきめ細かな相談支援を提供します。また、障害福祉サービスなどの幅広い情報提供と、利用者が望む生活に関するニーズのアセスメントを実施し、サービス等利用計画の作成を支援します。

更に、市が関係機関、障害福祉サービス事業者、障害福祉関係団体などとの有機的な連携を図り、相談支援事業所を軸として一体的・総合的な相談支援体制の充実を図ります。

◇取組2 障害のある子どもへの支援

障害のある子どもや、要配慮児童の相談支援環境などの整備を図るため、児童発達支援センターの設置に向けた検討を進めます。また、関係機関との連携を充実させ、途切れのない支援を実施します。

母子保健分野では、乳幼児健康診査、乳幼児発達健康診査や乳児家庭全戸訪問などの事業において、子どもの発育・発達の遅れや偏りなどに対して、親子の不安と丁寧に向き合い、気持ちに寄り添いながら、専門相談や療育機関・子育てサービス機関などに結びつける支援を行います。また、子どもへの支援とともに、早期療育に向け「気づき」を保護者に働きかける取り組みを行います。

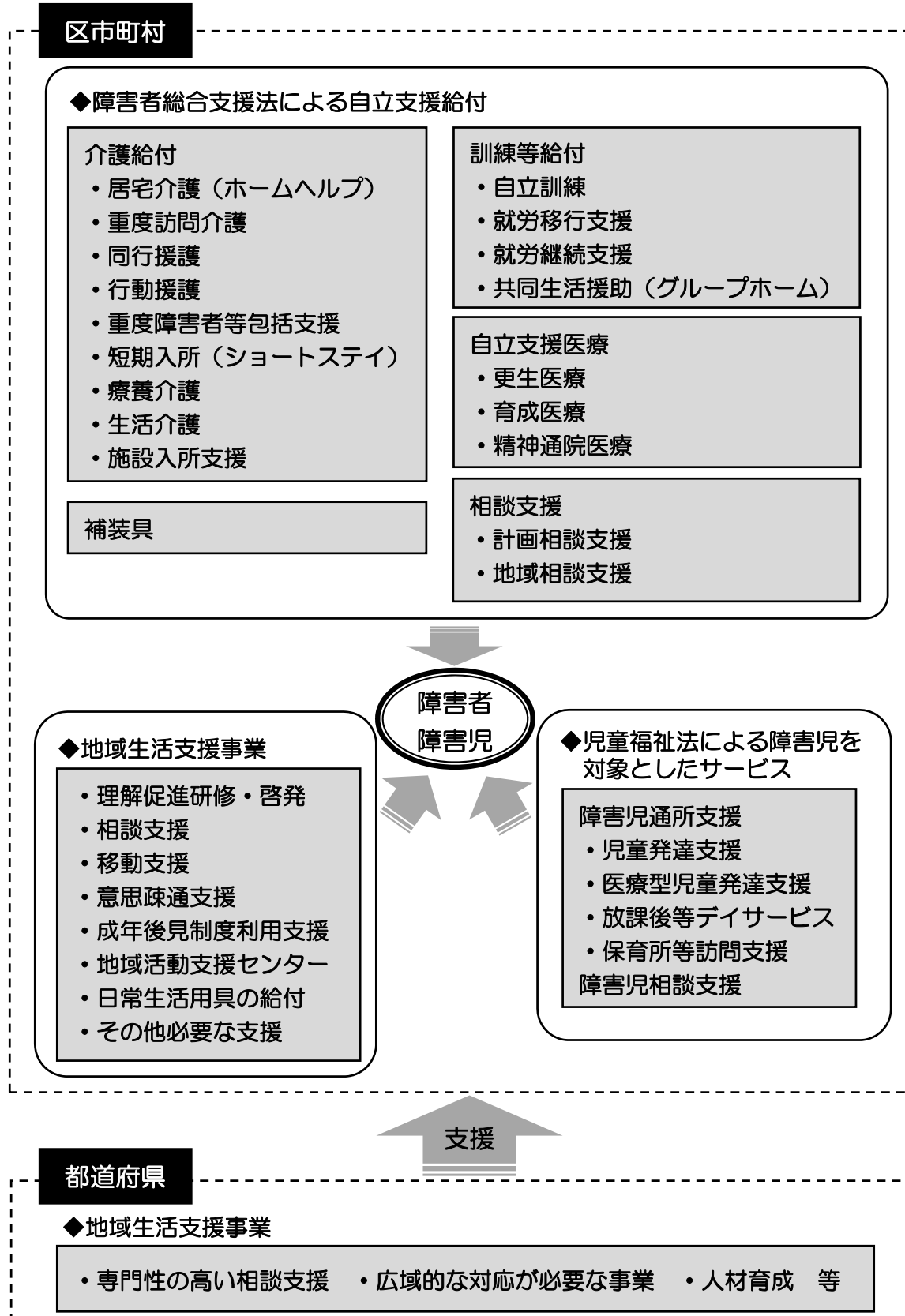
療育支援として、既存の児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて、就学前及び学齢期の障害のある子どもに対して、関係機関と連携した途切れのない支援を実施します。

◇取組3 就労支援の充実

障害のある人の就労にあたっては、職業準備支援、求職活動支援、職場定着支援など多様な支援が必要です。市では、障害のある人の就労に関して、障害者就労支援センター及び障害者就労支援事業者などと連携を図りながら、切れ目のない就労支援を実施します。また、障害のある人を雇用している企業や関係機関との連携を図り、障害のある人の雇用の拡大に向けた環境づくりを進めます。

第4節 障害者総合支援法等による障害福祉サービス

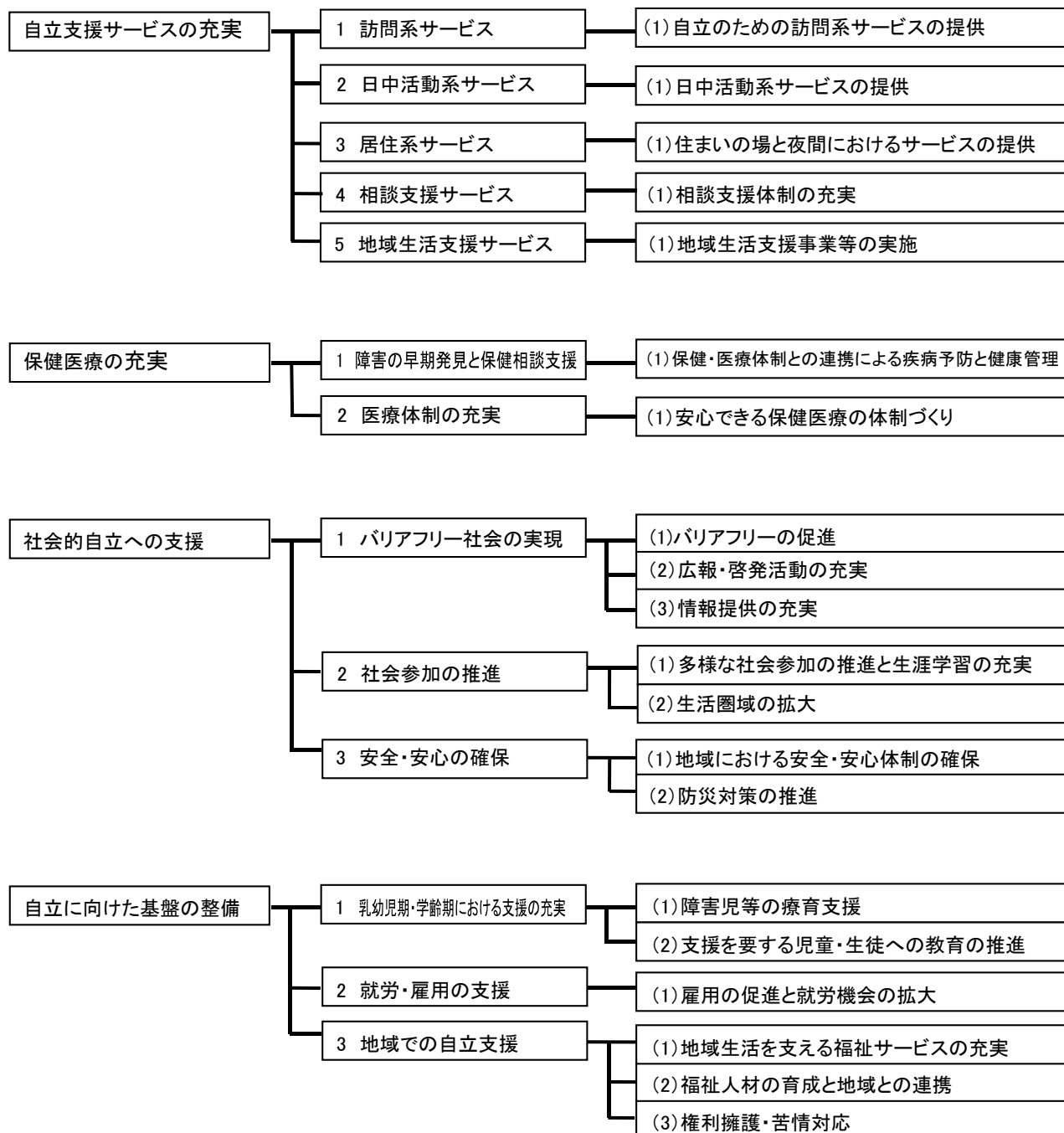
障害者総合支援法、児童福祉法による総合的な自立支援システムの全体像は、障害者総合支援法による自立支援給付及び地域生活支援事業、児童福祉法による障害児を対象としたサービスで構成されています。



第5章 具体的な取組の推進

本計画の基本理念と基本的視点を踏まえ、関連分野の相互の連携を図りながら、次の基本施策について総合的に取り組みます。

【基本施策の体系図】



第1節 自立支援サービスの充実

1 訪問系サービス

障害のある人が地域生活を継続していくためには、居宅介護や重度訪問介護などの訪問系サービスは必要不可欠なものです。今後、精神障害のある人のホームヘルプサービスの利用の増加が考えられることから、介護保険サービスなどの事業者には障害福祉サービスの事業分野への参入等を働きかけていく必要があります。

【現状と課題】

- ◇居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括介護の各サービスについては、引き続き、障害支援区分に応じた適切な支給決定を円滑に行い、障害のある人のサービス利用を支援していく必要があります。
- ◇重度訪問介護については、平成26年4月から対象者が拡大されており、障害のある人の利用ニーズに合った支援を適切に実施していく必要があります。
- ◇同行援護サービスは、平成26年4月現在、市内で8事業所が実施しています。

【施策の方向】

- 障害のある人が地域で自立した生活ができるよう、訪問系サービスの適切で円滑な実施を図ります。また、関係機関の連携と協力により、障害のある人の地域での生活の場の確保と自立に向けた支援に努めます。
- 平成25年4月から、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、難病患者等で障害支援区分の認定や支給認定等の手続を経て、居宅介護などの訪問系サービスをはじめとする障害福祉サービスの提供が開始されたことを踏まえ、適切なサービスを選択することができる支援体制の充実を図り、必要なサービス利用の促進に努めます。

【事業内容】

(1) 自立のための訪問系サービスの提供

番号	事業名	内容	関連他課
1	*居宅介護	障害のある人を対象に、居宅における入浴、排せつ、食事などの介護サービスの提供を行います。	
2	*重度訪問介護	常時介護を必要とする重度障害のある人を対象に、居宅における入浴、排せつ、食事などの介護サービス及び外出時の移動介護サービスを行います。	
3	*同行援護	移動に著しい困難のある視覚に障害のある人を対象に、外出時における移動の援護や移動に必要な情報提供を行います。	
4	*行動援護	行動に著しい困難がある知的障害、精神障害のある人を対象に、危険回避のための援護や移動介護サービスを提供します。	
5	*重度障害者等包括支援	常時介護を必要とし、その介護の必要度が著しく高い障害のある人を対象に、居宅介護等複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。	

注：*印は、障害者総合支援法に基づく自立支援給付事業

2 日中活動系サービス

障害のある人にとって、創作活動や生産活動は生活の質の向上と生きがいづくりにつながります。また、日常生活の支援や機能訓練、就業の場を確保することは、障害のある人が地域で生活をするためには、欠くことができない大変重要な取組であり、その充実が求められています。

地域生活への移行の促進等に伴い、養護者のレスパイト[※]や緊急時の対応として短期入所サービスの利用の増加が考えられるため、サービス量の確保と短期入所サービスが円滑に利用できる仕組みづくりを検討することが求められています。

【現状と課題】

- ◇生活介護は、平成26年4月現在、市内で3事業所が実施しています。今後、利用者の増加が考えられるため、定員枠の拡充が求められます。
- ◇就労移行支援は、平成26年4月現在、市内で4事業所が実施しています。障害のある人の自立を支援する観点からサービスの充実が求められます。また、福祉施設から一般就労への移行を推進するため、定員枠の拡充を求めるとともに、利用者や一般就労へ移行する人の割合を増やす必要があります。
- ◇就労継続支援A型の事業所は市内にはありませんが、就労継続支援B型は、平成26年4月現在、市内で13事業所が実施しています。利用者が増加していることから、定員の拡大が望まれます。
- ◇市内の就労継続支援B型などの就労系の事業所を中心として、各事業所が連携を図るなかで、自主製作品の販売促進活動の一環として、共通ブランド「あきしまある」を創設し、共同販売会や共同受注の実施などにより、工賃アップへの取組を実施しています。今後も、自主製作品の販路拡大や共同受注の推進に向け、各事業所間の更なる連携を深めるなかで、利用者のやりがいや働く意欲の向上を図るとともに、工賃アップの実現が求められています。
- ◇短期入所は、平成26年4月現在、市内で1事業所が実施していますが、市の一般施策として実施している事業（重症心身障害児（者）緊急一時保護事業、障害者ショートステイ事業）の利用状況を勘案するなかで、今後の展開を検討していく必要があります。

【施策の方向】

- 介護や日常生活上の支援・機能訓練・職業訓練・就労の機会の提供など、施設などで昼間の活動を支援する日中活動系サービスの充実などに努めます。

【事業内容】

(1) 日中活動系サービスの提供

番号	事業名	内容	関連他課
6	*生活介護	常に介護を必要とする障害のある人を対象に、通所により、食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の支援、生産活動などの機会を提供します。	
7	*自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	障害のある人に対して、自立した生活を営むことができるように、身体機能や生活能力向上のための訓練を行います。	
8	*就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害のある人に対して、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練、求職活動に関する支援など、就職後の職場への定着のために必要な相談などの支援を行います。	
9	*就労継続支援 (A型・雇用型)	一般企業等への就労が困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づき、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。	
10	*就労継続支援 (B型・非雇用型)	一般企業等への就労が困難な障害のある人に対して、継続的な生産活動などの機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上や維持のために必要な訓練などの支援を行います。	
11	*療養介護	医療と常時の介護が必要な障害のある人を対象に、医療機関などで機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。	
12	*短期入所	介護者が病気などで介護が困難になった場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事などのサービスを提供します。	

注：*印は、障害者総合支援法に基づく自立支援給付事業

3 居住系サービス

養護者などの高齢化や精神障害のある人の地域移行の促進などにより、障害のある人が専門スタッフなどの援助を受けながら共同で生活するグループホームの整備など、障害特性に対応した地域生活の場の確保が求められています。また、それに対応した、医療機関との連携の促進や夜間サービスの提供体制の整備が必要となっています。

【現状と課題】

- ◇平成26年4月から、地域生活の基盤となる住まいの場の確保の促進を目的として、ケアホームがグループホームに一元化されました。
- ◇グループホームは、平成26年4月現在、市内で10事業所が事業を実施しています。
- ◇グループホームと就労継続支援事業所などとの連携が進められています。生産活動などの機会と地域生活の場の提供がスムーズに行うことができるように、引き続き、こうした連携の強化に取り組む必要があります。

【施策の方向】

- 障害により、居宅において一人での生活が困難な人が、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、住まいの場の確保と夜間のサービスの提供に努めます。

【事業内容】

(1) 住まいの場と夜間におけるサービスの提供

番号	事業名	内容	関連他課
13	* 共同生活援助 (グループホーム)の利用支援	地域で共同生活を行うことに支障のない障害のある人を対象に、夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上の援助を行います。	
14	* 施設入所支援	施設に入所している障害のある人を対象に、入浴、排せつ、食事の介護、生活に関する相談・助言などの日常生活上の支援を行います。	

注：*印は、障害者総合支援法に基づく自立支援給付事業

4 相談支援サービス

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、自己選択と自己決定を尊重し、本人の意思にそった障害福祉サービスを適切に選択することが必要です。そのためには、その人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、相談支援専門員などの助言を活用して、きめ細かく継続的に支援することが必要です。また、相談内容に応じた適切な相談機関を選択することができるように、各相談機関の専門性の周知を図るとともに、障害のある人が気軽に相談できるピアカウンセリング※の実施なども求められています。

障害のある人の地域移行の推進に向け、地域移行支援・地域定着支援サービスの需要に応じた相談支援の提供体制を整備する必要があります。

障害のある人が、適切なサービスを選択し、利用できるように、サービス等利用計画の作成や支給決定後のモニタリング※などの適切な実施が求められています。

【現状と課題】

- ◇市内には、市が委託している3か所の相談支援事業所があり、日常生活からサービス利用などに関する総合的な相談業務を行っています。
- ◇障害者自立支援法の改正により、平成27年度から障害のある人が抱える課題の解決と、適切なサービスの利用に向けたケアマネジメント※の充実のため、障害福祉サービスなどを利用する場合は、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成が必須となります。このため、計画相談支援・障害児相談支援の適切な提供が必要です。
- ◇障害のある人が、必要な支援をスムーズに受けられることができるよう、指定特定相談支援事業所※において、障害福祉サービスの利用に関する相談支援やサービス等利用計画の作成を行っています。今後想定される、利用者の増加に対応することができるよう、市と相談支援事業所との連携による相談支援事業の充実を図るとともに、各相談支援業務間における連携強化や体制の充実に努めていく必要があります。
- ◇精神障害のある人が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して充実した生活をおくることができるよう、関係機関の連携のもとで、地域生活への移行に向けた相談支援の充実が求められています。
- ◇成人期の発達障害※のある人に対する支援については、その障害特性から、就労や自立が難しく、ひきこもり状態に陥ったり、さまざまな精神・身体症状が表面化することなども多く、課題となっています。

【施策の方向】

- 障害のある人が地域において自立した生活ができるよう、相談支援の充実に努めるとともに、障害福祉サービスを適切に利用することができる環境の整備を推進します。
- サービス等利用計画の作成を含めた、充実した相談体制の確立に向け、相談支援を行う人材の確保と育成に努めます。
- 医療機関や保健所などの関係機関や地域移行・地域定着支援に係る事業所と連携し、障害のある人の地域移行に向けた取組を推進するため、相談支援の充実に努めます。
- 発達障害のある人の特性に応じた適切な就労の機会の確保や、地域での生活支援など、関係機関と連携した支援に努めます。

【事業内容】

(1) 相談支援体制の充実

番号	事業名	内容	関連他課
15	* 地域移行支援	施設に入所又は病院に入院している障害のある人を対象に、住居の確保や新生活の準備などの地域における生活に移行するための活動に関する相談や支援を行います。	
16	* 地域定着支援	居宅において単身で生活している障害のある人を対象に、安心して地域生活をおくることができるよう、常時の連絡・相談体制を確立するとともに、緊急の事態などにおいても適切な支援を行います。	
17	指定特定相談支援事業所との連携	サービス等利用計画の作成を行う指定特定相談支援事業所と市の連携を推進するため、相談支援事業所連絡会の開催などにより、相談体制の充実を図ります。	
18	* 計画相談支援	障害のある人が障害福祉サービスや障害児通所支援サービスを利用する際に、適切にサービスを利用することができるよう、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成を行います。	
19	相談支援事業	障害のある人やその家族からの相談に応じるため、市及び3か所の相談支援事業所が連携し、情報提供や権利擁護などに必要な支援を行い、自立した日常生活・社会生活の促進を図ります。	
20	ピアサポート※相談事業	相談支援事業所のうち1か所においてピアサポートを実施し、専門性を備えた障害当事者がカウンセラーとなり、互いの経験・体験を基に、協同的な取組による支援を図ります。	
21	身体・知的障害者相談員設置事業	障害のある人の相談に応じるため、市から委嘱された障害当事者が地域における身近な相談員となり、必要な指導や助言を行います。	
22	精神障害者一般相談事業	通院している精神障害のある人やその家族を対象に、生活、医療、福祉制度などについての相談や助言を行います。また、未治療や治療中断など医療に関する相談やアルコールなどの専門相談については、保健所と連携を図ります。	

注：*印は、障害者総合支援法に基づく自立支援給付事業

5 地域生活支援サービス

障害のある人も障害のない人も、相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現が、障害者福祉の一つの理想です。そのためには、地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟な形態により、効果的・効率的な事業を実施することが大切です。障害のある人の自立した地域生活を適切にサポートするため、地域の特性に即した地域生活支援事業の適切な実施が求められています。

【現状と課題】

- ◇障害のある人の地域での自立した生活を支援するため、補装具給付事業や、日常生活用具給付事業、移動支援事業、巡回入浴サービス事業などについては、引き続き、サービスの適切な実施に努めていく必要があります。
- ◇市では、地域活動支援センター※Ⅰ型を1か所設置し、障害のある人の創作活動や生産活動、交流の場としてのサービスを提供しています。
- ◇平成25年4月からの障害者総合支援法の施行に伴い、地域社会における共生を実現することを目的として、地域社会の理解・啓発の促進、地域での自発的な取組への支援、意思疎通支援の強化が必須事業として位置づけられました。市では、これらの事業を促進するとともに、関係機関や地域との連携を図っていく必要があります。
- ◇障害のある人の高齢化・重度化や家族等の介護者の状況の変化などを見据え、利用者のニーズや既存のサービス提供施設の整備状況を勘案し、課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくのかを十分に踏まえる中で、地域生活支援拠点等の整備を検討する必要があります。

【施策の方向】

- 引き続き、障害のある人の自立を支援するため、補装具給付事業や日常生活用具給付事業、移動支援事業、巡回入浴サービス事業などを実施します。
- 地域活動支援センターを活用し、創作活動や生産活動、交流活動などの機会の提供を図り、社会参加の一環として、障害のある人の日中活動の場の整備に努めるとともに、地域生活の支援拠点として、必要とされるサービス機能の充実に努めます。
- 障害のある人の高齢化・重度化や家族等の介護者の状況の変化などを見据え、必要とされる機能の定性・定量化を図るなかで、地域での暮らしの安心感を担保し、自立支援を進めるため、地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ、地域の体制づくりなど）を担う地域生活支援拠点等の整備を総合的に検討します。

【事業内容】

（１）地域生活支援事業等の実施

番号	事業名	内容	関連他課
23	補装具給付事業	補装具を必要とする障害のある人や難病患者等を対象に、職業の能率向上やその他日常生活を容易にするため、必要な補装具の給付や修理を行います。	

番号	事業名	内容	関連他課
24	日常生活用具給付事業	重度の障害のある人や難病患者等を対象に、日常生活における自立を支援するため、必要な日常生活用具の給付を行います。	
25	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人を対象に、外出時の支援を行うため、ガイドヘルパーを派遣します。	
26	コミュニケーション支援事業（手話通訳者等の派遣）	聴覚、言語機能などの障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人を対象に、コミュニケーションの支援を図る手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。	
27	手話通訳者養成事業	聴覚・言語機能などの障害のある人の意思疎通を支援する手話通訳者を養成するため、社会福祉協議会と連携を図るなかで、手話通訳者養成講座を実施します。	
28	巡回入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な心身に重度障害のある人を対象に、身体の清潔保持と心身機能の維持などを行うため、自宅に入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。	
29	自動車等ガソリン費助成事業	障害のある人を対象に、日常生活のために所有する自動車の運行に伴うガソリン費用の一部を助成します。	
30	自動車運転免許取得費助成事業	身体・知的障害のある人を対象に、日常生活の利便及び生活圏の拡大を図るため、自動車運転免許の取得費用の一部を助成します。	
31	自動車改造費助成事業	重度の身体障害のある人を対象に、就労などのため、自動車を購入する際の改造費用の一部を助成します。	
32	言語機能訓練事業	音声や言語機能に障害のある人を対象に、コミュニケーション機能の改善を図るため、言語聴覚士による指導や訓練、家族への助言などを行います。	
33	地域活動支援センター事業	主に精神障害のある人を対象に、創作活動、生産活動及び交流活動などができるオープンスペースを開設し、地域社会と交流できる機会を提供します。	

第2節 保健医療の充実

1 障害の早期発見と保健相談支援

生涯にわたり、健康でいきいきと自立した生活をおくるためには、日常における健康づくりのための支援が大切です。疾病予防、健康の維持増進に向けた利用しやすい仕組みづくりや障害・疾病を早期に発見するための健康診査の実施などに努める必要があります。

【現状と課題】

- ◇市では、昭島市医師会や保健所などの関係機関と連携を図りながら、乳幼児健康診査、乳幼児発達健康診査などの各種健康診査や、保健指導、相談などに努めています。
- ◇各種健康診査の意義や必要性などについて啓発し、時期を逃すことなく、定期的に受診するよう取り組んでいく必要があります。
- ◇障害のある乳幼児が療育機関などにつながった後も、保健師による保護者へのサポートの継続を図っていく必要があります。
- ◇精神障害のある人の早期治療と社会復帰については、関係機関の専門医、相談支援事業所、保健師による相談などを実施しており、相談支援事業所と保健所との連携を図っていく必要があります。
- ◇障害者総合支援法が施行されたことにより、平成25年4月から難病患者等を対象に、障害支援区分の支給認定手続を経た上で、障害福祉サービスの提供が開始されたことを踏まえ、適切なサービスを選択することができる支援体制の充実を図り、必要なサービス利用の促進に努めます。

【施策の方向】

- 関係機関との連携により、各種健康診査体制の充実を図るとともに、健康診査の重要性を啓発することにより、障害や疾病の早期発見と保健相談支援に努めます。
- 市内の教育・保育施設※及び学童クラブからの要望に応じて、幼稚園教諭、保育士及び学童クラブ指導員から、児童の身体的・精神的な発達などについての相談に対し、臨床心理士などの専門的な知識を有する相談員が巡回し、助言などを行うことにより、児童や保護者などに適切な対応を行うことができるよう支援を行います。また、保護者などからの相談に対しても助言などの支援を行います。

【事業内容】

(1) 保健・医療体制との連携による疾病予防と健康管理

番号	事業名	内容	関連他課
34	乳幼児健康診査	年齢や発達段階に応じた健康診査を行い、発達の遅れや疾病などを早期に発見し、適切な相談、治療や療育に結びつけるため、母子保健事業を通じて乳幼児健康診査を実施します。	健康課
35	乳幼児発達健康診査	乳幼児健康診査において、運動・精神発達遅滞などが疑われる乳幼児に対して、早期に適切な治療や療育に結びつけるため、発達に重点をおいた乳幼児発達健康診査を実施します。	健康課
36	心理相談事業 (子ども相談事業)	運動・精神発達遅滞が疑われる乳幼児の保護者に対し、心理的なサポートや子どもへの対応について適切なアドバイスを行うため、心理相談員による個別相談を行います。	健康課
37	保健相談・指導事業	障害の早期発見と早期療育などへの対応までの保健相談・指導による支援に努めます。また、子どもの虐待が疑われる場合には、子ども家庭支援センターや児童相談所などと協力して虐待防止に努めます。	健康課 子ども育成課
38	障害のある子どもを持つ保護者への支援	障害のある子どもを持つ保護者からの相談やカウンセリング体制の充実を図ります。また、療育機関などへつながった後も、保健師による相談支援などのサポートを継続して行います。	健康課
39	教育・保育施設等巡回相談事業	市内の教育・保育施設や学童クラブにおける児童の身体的・精神的な発達に関する相談に対応するため、臨床心理士などの資格を有する相談員を派遣し、子どもの様子を観察するとともに、アドバイスなどの助言を行います。また、保護者への相談支援を行います。	子ども育成課

2 医療体制の充実

障害のある人が、自立した日常生活や社会生活を営むためには、各種医療費助成制度などの公的扶助制度の活用が図られることも大切な視点です。そのため、自立支援医療、心身障害者医療費助成、難病医療費等助成などの必要な医療費助成制度が適切に受けることができるよう、制度に関する啓発の充実や事務処理の円滑な実施が必要です。

【現状と課題】

- ◇障害者総合支援法に基づく自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）や東京都が実施する心身障害者医療費助成制度や難病医療費等助成制度に係る申請などの受付事務処理の円滑な実施と各制度に関する周知・啓発が求められています。
- ◇医療機関に対しては、障害のある人が受診しやすいよう、施設のバリアフリー化など随時適切な対応を依頼していますが、受入れ可能な医療機関を更に拡大していく必要があります。
- ◇昭島市歯科医師会が取り組んでいる障害者等歯科医療支援事業により、障害のある人を対象とした訪問歯科診療などのサービスを実施していますが、引き続き、障害のある人の要望に応えられるよう取り組む必要があります。

【施策の方向】

- 障害のある人が、より身近なところで必要な医療サービスを受けることができるように、関係機関に働きかけます。
- 障害のある人に対する各種医療費助成制度の充実について、関係機関を通じて国などに要請し、障害のある人の福祉の増進を図ります。

【事業内容】

(1) 安心できる保健医療の体制づくり

番号	事業名	内容	関連他課
40	自立支援医療（更生医療・育成医療）費給付事業	じん臓・心臓・肝臓機能などに重度で継続的な障害のある人を対象に、心身の障害を除去又は軽減するため、医療費の一部を助成します。	
41	自立支援医療（精神通院）の申請受理	精神疾患で通院している人を対象に、経済的負担を軽減するため、通院医療費の一部を助成します。【東京都制度】	
42	心身障害者医療費助成事業	心身障害のある人を対象に、保健の向上や福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。【東京都制度】	
43	難病医療費等助成制度などの申請受理	難病医療費等助成制度や小児慢性特定疾病医療費助成制度などの対象疾病にかかれた人を対象に、経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成します。【東京都制度】	
44	医療機関との連携	医療や看護、相談の支援を必要とする障害のある人を対象に、医療機関や訪問看護ステーションが連携を図り、サービスの提供や調整・相談を行います。また、関係機関と連携して、障害者虐待の早期発見に努めます。	健康課
45	障害者等歯科医療支援事業	障害のある人を対象に、必要な歯科医療サービスを受けることができるようにするため、昭島市歯科医師会と連携し、手続きの簡素化や診療環境の充実を図ります。	健康課

第3節 社会的自立への支援

1 バリアフリー社会の実現

地域で安心して日常生活を営むためには、公共施設や道路などが誰もが使いやすく整備されていることが大切です。障害の有無に関わらず、すべての人々が安心して日常生活をおくることができ、あたりまえに社会参加ができる共生社会の実現に向け、すべての施設や設備について、誰もが利用しやすい配慮に努めるユニバーサルデザイン*のまちづくりが必要となっています。

【現状と課題】

- ◇障害のある人は、日常生活を営むうえで、さまざまな障壁（バリア）に囲まれています。障害のある人の行動範囲を広げ、社会参加を促進するためには、こうしたバリアを取り除いていく必要があります。
- ◇市では、道路や施設などの公共施設については、誰もが安全かつ快適に利用することができるよう、ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備・改修を順次進めています。また、商業施設や民間の建築物については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、利用者の視点に立った施設の整備を誘導しています。
- ◇市では、イベントや各種講座などを通じて、障害のある人と障害のない人との交流活動の促進や、障害のある人に対する理解のための啓発活動に努めていますが、引き続き、こうした活動の充実を図っていくことが重要です。
- ◇情報化の進展が著しい社会においては、障害のある人が情報から取り残されることがないように、複数のメディアによる情報の提供や、対面朗読、点訳、音訳などのメディアコンバート*の充実を図り、障害の特性に配慮した多様な情報の提供を推進していく必要があります。

【施策の方向】

- 引き続き、ユニバーサルデザインの視点に基づき、安全でやさしいまちづくりを推進するとともに、障害のある人の特性に配慮した情報の提供に努めます。
- さまざまな機会を通じ、社会でその能力を十分に発揮できるよう、インクルーシブな共生社会の実現に向けた啓発に努めます。

【事業内容】

(1) バリアフリーの促進

番号	事業名	内容	関連他課
46	バリアフリー基本構想策定に向けた調査・研究	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」などに基づき、障害のある人などが円滑に移動することができ、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるため、バリアフリー基本構想の策定に向けた調査・研究を行います。	生活福祉課 都市計画課 地域開発課 建設課 建築課
47	住宅設備改善費助成事業	在宅で重度の身体障害のある人を対象に、居住する家屋内に移動設備などを整備することにより、日常生活の利便性の向上を図るため、住宅設備の改善費用を助成します。	

(2) 広報・啓発活動の充実

番号	事業名	内容	関連他課
48	広報紙やホームページなどによる啓発活動	障害に関することや障害のある人への理解を推進するため、広報紙やホームページなどを活用した継続的な啓発活動に努めます。	秘書広報課 情報推進課
49	各種イベントを通じた広報・啓発活動の充実	いきいき健康フェスティバルなど各種イベントを通じて、障害に関することや障害のある人に対する理解と認識を深めるため、啓発活動に努めます。	生活福祉課 介護福祉課 健康課
50	人権擁護意識の普及・啓発	障害のある人を含むすべての個人の尊厳が守られる社会を目指すため、人権意識の普及・啓発に努めます。	秘書広報課 企画政策室

(3) 情報提供の充実

番号	事業名	内容	関連他課
51	広報紙やホームページなどの活用	広報紙やホームページなどにより、福祉制度や福祉サービスに関する情報を提供する際には、分かりやすい表現による情報提供に努めます。	秘書広報課 情報推進課
52	点字版・音声版の広報あきしまなどの発行	視覚障害のある人を対象に、行政情報の円滑な提供を図るため、点字版及び音声版の広報あきしま・あきしま市議会だよりを作成し、発行します。	秘書広報課 議会事務局
53	市民図書館における点字図書・録音図書などの充実	視覚障害のある人が気軽に読書することができるよう、点字図書・録音図書の充実を図ります。また、対面朗読や大活字本の貸出、障害者用資料の蔵書数の拡大を図ります。	市民図書館
54	メディアコンバート体制の推進	ユニバーサルデザインの考え方に基づき、障害の特性に応じて情報の形式を置き換えられる体制の整備に努めます。	秘書広報課 情報推進課
55	ガイドブックの作成・充実	障害者手帳の所持により受けられる福祉サービスや障害のある人が受けられる福祉サービスなどの情報を分かりやすく提供するため、ガイドブックを作成するとともに、掲載内容の充実を図ります。	生活福祉課 介護福祉課 保険年金課 健康課 子育て支援課 子ども育成課

2 社会参加の推進

障害のある人が生涯を通じて芸術や文化・スポーツ活動に親しむことは、自己実現にもつながり、活動の中で得られるさまざまな交流は生活の質の向上につながります。障害のある人が自らの能力や経験を活かし、さまざまな活動に参加することができるよう、情報提供や社会参加のための環境の整備が求められています。

【現状と課題】

- ◇障害のある人が生きがいを持って暮らすためには、障害のない人と同じように、いつでもどこでも学ぶことができ、芸術や文化に触れ、スポーツ・レクリエーション活動にも参加できるような環境整備が必要です。
- ◇市では、障害のある青年の交流事業や障害のある人のレクリエーション活動への参加支援を実施していますが、より多くの分野において、障害のある人の参加が可能な環境づくりと工夫が求められています。
- ◇障害のある人の社会参加の機会の拡大を図るため、障害者相談支援事業や民生委員による相談活動の中で支援を継続していく必要があります。
- ◇障害のある人の移動手段と社会参加の促進を図るため、心身障害者用自動車（くじら号）の運行や福祉有償運送※事業の登録支援、タクシー利用費助成事業などを実施していますが、引き続き、これらの事業に関し、公平で効果的・効率的な運営に努めていくことが求められています。

【施策の方向】

- 障害のある人も障害のない人も、誰もが地域活動に気軽に参加し、芸術・文化に触れ、スポーツ・レクリエーションを楽しめる環境整備に努めます。
- 障害のある人に対して、スポーツ・レクリエーションなどの各種イベントへの参加を支援し、障害のある人と障害のない人が一緒になって活動し、楽しめる機会の提供に努めます。

【事業内容】

(1) 多様な社会参加の推進と生涯学習の充実

番号	事業名	内容	関連他課
56	障害のある青年の交流事業	障害を持ちながらも社会の中での生活力を身につけるため、障害のある青年達が健常な青年達と活動し、交流を深める講座を実施します。	市民会館・公民館
57	文化活動支援	障害のある人も障害のない人も、誰もが参加できる趣味講座や成果発表・展示などを行い、障害のある人の文化活動への参加を促進します。	市民会館・公民館
58	レクリエーション活動への参加支援	障害のある人のレクリエーション活動への参加支援について、関係課の連携ができるような実施体制の構築に努めます。	生活福祉課

(2) 生活圏域の拡大

番号	事業名	内容	関連他課
59	心身障害者用自動車(くじら号)運行事業	心身の障害により、常時車いすを使用しなければ歩行することが困難な障害のある人を対象に、病院への通院や生活圏の拡大を図るため、車いすのまま乗車することができる障害者用自動車(くじら号)を運行します。	
60	福祉有償運送事業の登録支援	NPO※法人などが高齢者や障害のある人など公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象に行う「ドア・ツー・ドア」の有償移送サービスを実施するための登録手続について、登録申請の支援を行います。	生活福祉課
61	移動支援事業(再掲)	屋外での移動が困難な障害のある人を対象に、外出時の支援を行うため、ガイドヘルパーを派遣します。	
62	タクシー利用費助成事業	電車やバスなどの交通機関の利用が困難な重度の障害のある人を対象に、生活圏の拡大を図るため、タクシー利用費用の一部を助成します。	
63	自動車等ガソリン費助成事業(再掲)	障害のある人を対象に、日常生活のために所有する自動車の運行に伴うガソリン費用の一部を助成します。	
64	自動車運転免許取得費助成事業(再掲)	身体・知的障害のある人を対象に、日常生活の利便及び生活圏の拡大を図るため、自動車運転免許の取得費用の一部を助成します。	
65	自動車改造費助成事業(再掲)	重度の身体障害のある人を対象に、就労などのため自動車を購入する際の改造費用の一部を助成します。	
66	都営交通無料乗車券の発行	都内に居住する障害のある人や戦傷病者の人を対象に、都営交通の無料乗車券を発行します。	
67	心身障害者民営バス割引証の交付	障害のある人を対象に、民営バスの普通乗車券又は定期乗車券の割引証を交付します。	

3 安全・安心の確保

災害時に支援を要する障害のある人の情報を地域の自主防災組織などと共有し、災害時の安否確認や避難のための支援に活用することが大切です。災害時要援護者^{*}の全体的な避難支援プランだけでなく、障害の特性に配慮した、対象者一人ひとりの避難支援プランの整備と、そのプランに沿った災害時の支援が求められています。

【現状と課題】

- ◇災害に強く、犯罪や交通事故の少ない、誰もが安心して暮らせる安全なまちづくりが求められています。特に地震などの大災害が起きた場合、障害のある人は高齢者や妊産婦、乳幼児、傷病者と同様に迅速な避難が困難であり、適切な支援体制が不可欠です。
- ◇市では、地域防災計画に基づく災害時要援護者支援対策の一つとして、災害時要援護者登録制度を実施しており、要援護者の避難所として4か所の公共施設を福祉避難所^{*}として指定しています。今後は、要援護者登録の拡大を図るとともに、民生委員、自治会、自主防災組織、ボランティア組織、NPO法人などと連携した障害のある人への支援体制を整備していく必要があります。
- ◇災害時における障害のある人への情報提供の手段として、防災行政無線や昭島市携帯メール情報サービス^{*}、ホームページでの情報提供を行っていますが、更に昭島市携帯メール情報サービスへの加入促進を図っていく必要があります。
- ◇障害のある人の緊急事態を把握することができるよう、緊急通報システムなどの設置事業を実施していますが、こうした事業の利用について周知していく必要があります。

【施策の方向】

- 地域や団体などと協力・連携し、災害時の障害のある人の避難や救助・救護に関する支援体制の整備を図り、障害のある人が安心して暮らせる、安全なまちづくりを進めます。
- 重度障害のある人については、緊急通報システムや災害時要援護者登録制度の活用を図るとともに、要援護者登録制度に基づき作成している要援護者名簿の拡充や昭島市携帯メール情報サービスへの登録を推進し、自主防災組織や民生委員などと情報を共有することで、地域協働による具体的な避難支援プランの準備に努めます。
- 避難所については、避難者のうち高齢や障害があることなどで、介護や障害の特性への配慮を必要とすることから、保健福祉施設などの事業所を活用した福祉避難所の指定や避難場所マニュアルの策定などを視野に入れ、昭島市地域防災計画の枠組みの中で、その充実に向けた検討を進めます。

【事業内容】

(1) 地域における安全・安心体制の確保

番号	事業名	内容	関連他課
68	緊急通報システム制度の活用	単身世帯で在宅の重度障害のある人を対象に、病気や事故などの緊急時に対応するため、消防署に通報する機器を設置する緊急通報システムなどを活用します。	
69	ヘルプカード・ヘルプマークの普及・啓発	援助を必要とする人が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするための「ヘルプカード」や「ヘルプマーク」について、普及・啓発に努めます。	
70	昭島市携帯メール情報サービスへの登録推進	災害発生時に避難勧告などの防災情報をすばやく正確に入手することができるようにするため、昭島市携帯メール情報サービスへの登録を推進します。	防災課

(2) 防災対策の推進

番号	事業名	内容	関連他課
71	災害時要援護者登録制度の推進	災害時に要援護者の方の安否を確認し、適切な支援や援護を円滑に行うことができるように、要援護者の登録（要援護者名簿）を推進するとともに、避難行動を支援するため、要援護者名簿の拡充に努めます。また、聴覚障害者へのFAXによる情報提供の実施に努めます。	防災課 生活福祉課
72	避難所における災害ボランティアの活用	災害時に避難所に避難した要援護者の方を支援するため、自治会、自主防災組織、ボランティア組織、NPO法人などと連携し、ボランティアの活用も含めた支援体制の整備に努めます。	防災課 生活コミュニティ課 生活福祉課
73	災害時要援護者の避難場所への移動支援	災害時に要援護者の方が、避難場所へ速やかに移動することができるようにするため、支援体制の整備に努めます。	防災課
74	災害時要援護者支援体制の整備	災害時に要援護者の方に対して、避難準備情報の提供や連絡、避難場所への誘導や安否確認などを的確かつ迅速に行うことができるようにするため、要援護者の把握に努めるとともに、災害時要援護者支援班の体制整備に努めます。	防災課

第4節 自立に向けた基盤の整備

1 乳幼児期・学齢期における支援の充実

発育や発達に課題があることが早期に発見できなかったことや保護者が障害のあることを受け入れられないことなどから、子どもが適切な支援を受けられずに就学に至る事例があります。障害の発見と療育が適切な時期に行われることが、その後の、より自立し、充実した社会生活につながります。保健・医療、福祉、教育、就労等の多様な機関の連携による本人と保護者への支援体制の充実が必要となっています。

【現状と課題】

- ◇障害のある子どもの将来の自立を見据えて、早い段階からの療育の視点を踏まえた教育・保育の支援が必要です。
- ◇市では、乳幼児健康診査や子ども相談事業などから、障害のある子どもの通所訓練や療育指導につながるよう支援を行っています。
- ◇教育・保育施設においては、障害のある子どもの受け入れの拡大を図ってきましたが、更に、教育・保育施設での受け入れの拡大が求められています。
- ◇障害のある子どもが、児童発達支援や放課後等デイサービスなど障害児通所支援サービスを利用する際には、適切なサービス利用とケアマネジメントの充実を図るため、相談支援の提供と障害児支援利用計画の作成を行っています。
- ◇学齢期にかけては、より適切な就学に向け、早い段階から就学相談窓口につながるよう保護者に働きかけていく必要があります。
- ◇通常の学級での学習が困難で特別な支援を必要とする児童・生徒のために、特別支援学級（知的障害固定学級）として、若草学級（共成小学校）・杉の子学級（つつじが丘南小学校）・ふたば学級（田中小学校）・1組（昭和中学校）・多摩辺学級（多摩辺中学校）があり、一人ひとりの個性や能力が十分発揮できるような指導を行っています。また、聴覚や言語の障害により支援が必要な児童のために、通級指導学級のきこえとことばの教室（富士見丘小学校）があり、情緒の障害により支援が必要な児童・生徒のために、通級指導学級の太空学級（東小学校）・そよかぜ学級（つつじが丘北小学校）・たんぽぽ学級（拝島第三小学校）・ずいうん学級（瑞雲中学校）があり、個別又は小集団での指導を行っています。

【施策の方向】

- 障害のある子どもの個性や能力を着実に伸ばしていくため、早い段階からの適切な支援に努め、障害の種類や程度、発達段階に応じたきめ細かい対応を図ります。
- 学齢期における特別な支援を必要とする児童・生徒の教育的支援については、個別の教育的ニーズのある児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据え、教育的ニーズに最も的確に答える指導や多様な柔軟な仕組みの整備（共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム）に努めるとともに、昭島市特別支援教育推進計画と連携を図るなかで、児童・生徒一人ひとりに適切な支援体制の実現を目指します。
- 発育、発達の状況に応じて適切な支援を受けることができるよう、子どもと保護者に対する支援体制の充実を図ります。また、児童発達支援センターなどの中核的な拠点施設等の整備についても検討します。

【事業内容】

(1) 障害児等の療育支援

番号	事業名	内容	関連他課
75	発達障害児の早期発見と支援	支援の必要がある子どもを早期に発見し、適切な支援につなげることができるよう、乳幼児健康診査や乳幼児発達健康診査を活用し、医療機関などと連携した支援を行います。	健康課 子ども育成課
76	*児童発達支援	就学前の障害のある子どもを対象に、施設に通所し、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応のための訓練などを行います。	
77	インクルーシブ教育・保育*の推進	障害の有無にかかわらず、子ども達がともに学び、育ちあうことができるようインクルーシブ教育・保育の推進と拡充を図ります。	子育て支援課
78	学齢期に向けての移行情報支援	障害のある子どもの保護者を対象に、障害の程度や能力、意向などを踏まえて適切な教育を受けることができるよう情報提供を図るとともに、関係機関との連携を図ります。また、教育・保育施設と小学校との情報連携を図り、移行情報支援に努めます。	健康課 子育て支援課 指導課
79	*放課後等デイサービス	学校就学中の障害のある子どもを対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを行うとともに、居場所を提供します。	
80	学童クラブの充実	小学校就学中の障害のある子どもを対象に、学童クラブの受入体制の確保に努めるとともに、待機児童をなくすよう努めます。	子ども育成課
81	中等度難聴児補聴器購入費助成事業	補聴器を装用することにより、言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力などの向上を促進するため、身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児を対象に、補聴器購入費用の一部を助成します。	
82	児童発達支援センターの設置に向けた検討	心身の発達に特別な配慮が必要と思われる児童（要配慮児童）の早期発見・早期支援・継続的な支援システムを構築するため、拠点施設となる児童発達支援センターの設置に向けた検討を行います。	健康課 子ども育成課 指導課

注：*印は、児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービス事業

(2) 支援を要する児童・生徒への教育の推進

番号	事業名	内容	関連他課
83	就学相談・就学指導の充実	教育上特別な支援を必要とする児童・生徒の適正な就学を支援します。将来の就労なども見据え、一人ひとりの個性や能力を伸ばすため、障害の程度や種類に応じた就学相談・就学指導の充実に努めます。	指導課
84	通級指導学級の充実	特別な支援を必要とする児童・生徒の成長と発達を最大限に伸長するため、特別支援教育の教育内容の充実を図り、特別な支援を必要とする児童・生徒などを対象とする通級指導学級の充実に努めます。	指導課
85	特別支援教育の推進	特別な支援を必要とする児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、一人ひとりの教育的ニーズを把握するとともに、学習上又は教育上の困難を改善・克服するため、個別の教育支援計画を作成し、適切な教育や指導を行います。また、エリアネットワークを活用し、関係機関との連携を図り、研修・フォーラムなどを開催し、教員の人材育成を推進するとともに、市民や保護者への特別支援教育に関する理解・啓発の促進を図ります。	指導課
86	地域交流・共同学習の推進	障害のある児童・生徒の社会性を育むため、学校行事などにより地域の人たちと交流を深めるとともに、通常の学級でともに学び理解を深める共同学習の推進を図ります。	指導課
87	副籍制度の啓発・推進	特別支援学校に在籍する障害のある児童・生徒について、居住する地域とのつながりを維持・継続するため、居住する地域の小・中学校に副次的な籍を持つ副籍制度を活用し、地域における活発な交流を図ります。	指導課
88	職場体験学習の実施	特別支援学級に在籍する生徒の社会参加・自立への意欲を育成するため、キャリア教育の一環として、職場体験学習を実施するとともに、体験学習を通じて、適切な進路選択ができるよう、進路指導の充実に努めます。	指導課
89	特別支援学級保護者会介護人派遣費助成事業	特別支援学級の保護者会を行う際に、在籍児童を安全に見守るため、介護人の派遣費用について助成します。	

2 就労・雇用の支援

障害のある人の一般就労への支援は、就労機会の提供だけではなく、職業習慣の習得訓練や仕事への定着支援が必要です。また、就労に関わる日常生活の相談支援などの障害のある人が就労を継続するための支援を求めていることもあります。これらのニーズを踏まえながら、就労前訓練や就職先の斡旋、就労後のアフターフォローの各段階で、関係機関と連携した支援に努めることが必要です。また、障害のある人の一般就労の場の拡大を図るとともに、企業での就労が困難な人の福祉的就労などの場の充実が必要となっています。

【現状と課題】

- ◇障害者総合支援法では、就労移行支援事業や就労継続支援事業により、一般就労への移行促進や就労機会の提供を行っています。
- ◇市では、障害のある人が一般就労にチャレンジし、安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を行う障害者就労支援センターを設置し、事業を実施しています。引き続き、企業や労働行政機関と連携し、障害のある人の就労を実現していくことが求められています。
- ◇障害のある人の一般就労後のアフターフォローは、障害者就労支援センターを中心として実施しており、更なる支援の充実に努めていく必要があります。
- ◇保健福祉センターでは、障害のある人を経済的に支援するため、市内の就労移行支援事業所や就労継続支援事業所などへの通所者が作製した製品を展示・販売するコーナーを設けています。引き続き、展示・販売を行っていくとともに、展示・販売する機会と場の充実・拡大が求められています。

【施策の方向】

- 障害のある人が社会的に自立していくため、就労情報の提供に努めるとともに、個々の能力や適性に応じた技能習得機会が適切に提供される環境の整備を進めます。
- 障害のある人の就労に関して、障害者就労支援センターや障害者就労支援事業所などと連携・協力を図るなかで、特例子会社※、障害のある人を雇用している企業や雇用を予定している企業、関係機関に対し、障害のある人の雇用促進や働きやすい労働環境の整備について働きかけていきます。
- 障害者就労支援事業や就労移行支援事業、就労継続支援事業などの活用により、一般就労への移行促進と就労機会の提供を図るとともに、障害のある人が作製した製品の販路拡大に取り組みます。
- 障害者就労施設などで就労する障害者の経済面の自立を進めるため、市が物品やサービスを調達する際に、「昭島市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、公平性及び競争性に留意するなかで、優先的・積極的に購入するように努めます。

【事業内容】

(1) 雇用の促進と就労機会の拡大

番号	事業名	内容	関連他課
90	障害者の雇用促進	市役所において障害のある人の雇用に関する環境の整備をすすめるとともに、障害のある人の雇用につなげていきます。また、障害者就労支援センターやハローワークなどの労働行政機関などとの連携を図りながら、就労支援ネットワークを構築するとともに、企業に対し、障害のある人の雇用促進を働きかけます。	職員課 産業活性化室
91	障害者の雇用職場の開拓	障害のある人の就労を促進するため、商工会や労働関係機関と連携し、新しい就労の場の創出に向けた啓発等を図ります。	産業活性化室
92	障害者の実習の受入れ	障害のある人の就労を支援するため、市役所への実習生の受け入れを進めます。	職員課
93	障害者就労促進支援	障害のある人の就労を支援するため、一人ひとりの希望と適性に配慮した就労支援を行います。また、企業や事業所に対しても、障害のある人のニーズに対応できるような職場環境の改善や啓発活動などの支援を行います。	
94	障害者職場定着自立支援	就労した障害のある人が安心して働き続けられるため、市、事業所や医療機関などの関係機関が連携・協力して、自立に向けた日常生活に関する支援などを行います。	
95	自主製作品の展示・販売コーナーの設置	障害者就労施設等の活動内容の周知・啓発や障害のある人の工賃向上のため、自主製作品を常時展示・販売できるコーナーを保健福祉センター内に引き続き設置します。	生活福祉課
96	障害者就労施設等の製品・食品などの販売促進	障害者就労施設等で製作された製品や食品などの販売を促進するため、地域のイベントなどへの出店や参加機会の拡大を図ります。また、市内における障害者就労施設等のネットワークを活用するとともに、市と事業所が連携を図るなかで、共同販売会の実施や販路拡大に向けた取組を推進します。	
97	障害者就労施設等への優先調達の推進	市の障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、受注機会の拡大や供給可能な物品等の調達の推進に努めます。	

3 地域での自立支援

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を実現させるためには、障害のある人が施設に入所しながら就労移行支援、自立訓練サービスの利用や生活介護の利用などにより、社会復帰の促進を図っていくことが必要です。

【現状と課題】

- ◇市では、障害のある人の福祉の向上を図るため、特別障害者手当給付事業、心身障害者福祉手当給付事業を実施するとともに、グループホームを利用する人への家賃助成事業や重度脳性麻痺者介護人派遣事業、紙おむつ支給事業などを行っています。
- ◇障害のある人を地域で支え合うため、NPO法人やボランティア団体の育成を図り、社会福祉協議会などとの協働により地域福祉を推進することが求められています。
- ◇小・中学校の総合的な学習の時間や社会福祉協議会でのボランティア教育・講座などを引き続き実施し、福祉教育とボランティアの育成を推進していく必要があります。
- ◇地域の福祉施設・事業所間の情報交換や連携を強化するとともに、施設機能を活用して、地域での自立生活の支援の質の向上に取り組んでいく必要があります。
- ◇障害により判断能力が不十分な人が自立した地域生活を営むことができるよう、社会福祉協議会では、地域福祉・後見支援センターを設置し、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度^{*}利用支援推進事業を実施しています。
- ◇障害のある人の自立と社会参加のためには、障害のある人に対する虐待を防止することが極めて重要であり、虐待を受けた障害のある人に対する保護と自立支援のための環境を整備し、障害のある人の虐待の防止と障害のある人の養護者に対する支援などに関する施策を促進し、障害のある人の権利利益の擁護への取組が必要です。
- ◇平成28年4月に施行される障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に基づき、国が作成する基本方針（ガイドライン）を踏まえ、行政機関及び事業者は、差別解消のための措置（差別的取扱いの禁止、合理的配慮^{*}不提供の禁止など）を講ずる必要があります。

【施策の方向】

- 障害のある人の経済的自立を促進するため、機会をとらえて障害基礎年金などの充実を関係機関に要請します。
- 障害のある人を地域で支え合うため、関係機関と協力し、ボランティア活動の支援の拡大を図るとともに、地域の人材や団体の育成に努めます。
- 地域の福祉施設や事業所と連携しながら、障害のある人の支援の拡大を図ります。
- 障害のある人が地域での自立した生活を営むことができるよう、引き続き、昭島市社会福祉協議会が運営する「地域福祉・後見支援センターあきしま」の充実にも努めます。
- 選挙は民主主義の根幹をなすものであり、主権者としての意見を政治に反映させるための最大の機会です。基本的人権である選挙権について、その行使を円滑に図ることができるように投票所のバリアフリー化などの環境整備に努めます。
- 障害者虐待防止センターにおいて、障害のある人の虐待防止と障害のある人の養護者に対する支援を行うとともに、市や関係機関と連携し、虐待の早期発見、早期対応、虐待の防止に関する啓発などを促進します。

【事業内容】

(1) 地域生活を支える福祉サービスの充実

番号	事業名	内容	関連他課
98	特別障害者手当等支給事業	日常生活において常時介護を必要とする在宅生活の重度障害のある人を対象に、特別障害者手当又は障害児福祉手当を支給します。	
99	心身障害者福祉手当支給事業	心身に障害のある人に対象に、経済的、精神的負担の軽減を図るため、障害の程度に応じた心身障害者福祉手当を支給します。	
100	特殊疾病者福祉手当支給事業	治癒が著しく困難な疾病にかかっている人（難病医療費等助成対象者等）を対象に、医療費等の負担軽減を図るため、特殊疾病者福祉手当を支給します。	
101	遠距離入所施設訪問家族交通費助成事業	昭島市から遠距離の施設に入所している障害のある人を訪問する家族を対象に、交通費の負担軽減を図るため、交通費の一部を助成します。	
102	重度脳性麻痺者介護人派遣事業	重度の脳性麻痺者を対象に、生活圏の拡大を図るため、介護人派遣費用を助成します。	
103	紙おむつ支給事業	心身に重度障害を有し、常時紙おむつを必要とする在宅の障害のある人を対象に、家族の負担を軽減するため、紙おむつの支給を行います。	
104	グループホーム支援事業	グループホームを利用している障害のある人を対象に、入所しているグループホームの安定的な運営を図るため、家賃の助成を行います。	

(2) 福祉人材の育成と地域との連携

番号	事業名	内容	関連他課
105	福祉・ボランティア教育の推進	小・中学校における、障害者福祉施設での福祉体験などを促進し、福祉への理解を深めることを目的とした福祉教育・ボランティア教育を推進します。	生活福祉課 指導課
106	福祉・ボランティア教育方針の明確化	福祉・ボランティア教育を推進するため、教育課程に位置づけます。また、地域と連携して福祉・ボランティア教育を推進します。	生活福祉課 指導課
107	福祉・ボランティア養成講座の実施	社会福祉協議会において昭島市ボランティア指針に基づく、ボランティア養成講座を実施します。	生活福祉課
108	ボランティアの活用	公的サービスだけでなく、地域に根ざした柔軟性のあるボランティア・サービスの活用を図ります。また、個々の団体などとの組織的な連携を図るための取組を推進します。	生活福祉課
109	自立生活支援事業	地域における障害のある人の主体的な自立生活を支援するため、障害当事者による相談（ピアサポート）事業などをNPO法人と協働で実施します。	
110	地域福祉ネットワークなどとの相互連携	社会福祉協議会、医療機関、福祉施設、サービス提供事業所、ボランティア、自治会など地域福祉ネットワークとの双方向的な連携を強化します。	

(3) 権利擁護・苦情対応

番号	事業名	内容	関連他課
111	選挙時における投票支援	障害のある人の投票参加を支援するため、引き続き、点字・代理投票制度や郵便投票制度を実施するとともに、各投票所でのバリアフリー対策を実施するほか、音声版の「選挙公報」の作成を行います。	選挙管理委員会事務局
112	地域福祉権利擁護	障害のある人や高齢者の権利を擁護するため、都や社会福祉協議会などの関係機関と連携し、福祉サービスや日常生活上の手続、日常的な金銭の管理、重要書類の預かりなどの支援を行い、地域での自立した生活を幅広くサポートします。	生活福祉課 介護福祉課
113	成年後見制度の利用促進	判断能力が十分でない障害のある人や高齢者を支援するため、成年後見利用支援制度の利用促進を図ります。	生活福祉課 介護福祉課
114	障害者虐待防止センター機能の充実	障害者虐待対応の窓口となる障害者虐待防止センターを中心として、関係機関が連携し、早期発見、早期対応などの推進に努めるとともに、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に努めます。	
115	苦情への対応	市の障害福祉サービスの提供に関する苦情などについて、第三者による速やかな解決を図るため、総合オンブズパーソン制度の活用を図ります。	秘書広報課

第6章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する目標等

第1節 平成29年度末までに達成すべき成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 平成25年度末の施設入所者のうち、地域生活への移行者数

国の基本指針	- 平成29年度末時点における地域生活に移行する者の目標値を設定する。 - 当該目標値の設定に当たっては、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
目標値設定の考え方	国の基本指針を踏まえ、平成25年度末時点の施設入所者71人の12%を超える9人を地域生活に移行する者の数として設定する。

区 分	数 値		設定の考え方
平成25年度末の施設入所者数	基準値	71人	平成25年度末時点の施設入所者数
地域生活移行者数	目標値	9人 (12.7%)	平成25年度末時点の施設入所者数のうち、12%以上がグループホーム等へ移行することを基本とする。

(2) 施設入所者の削減数

国の基本指針	平成29年度末時点の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを基本とする。
目標値設定の考え方	平成26年11月末時点の施設入所者数は72人であることから、基準値となる平成25年度末時点の施設入所者数の71人を超えないこととして設定する。

区 分	数 値		設定の考え方
平成25年度末の施設入所者数	基準値	71人	平成25年度末時点の施設入所者数
削減見込者数	目標値	0人 (-)	平成25年度末時点の施設入所者数を超えないことを基本とする。

2 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針	・ 障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。
目標値設定の考え方	・ 平成29年度末までに、地域生活支援拠点等を1か所整備することについて、検討します。
目標値	1か所（平成29年度末）

地域生活支援拠点等とは

国の基本指針においては、「サービス提供体制整備」の一環として、地域で求められている次のような機能を集約した地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）を各市町村又は各圏域に、平成29年度末までに整備することが新たに求められています。

【求められる機能】

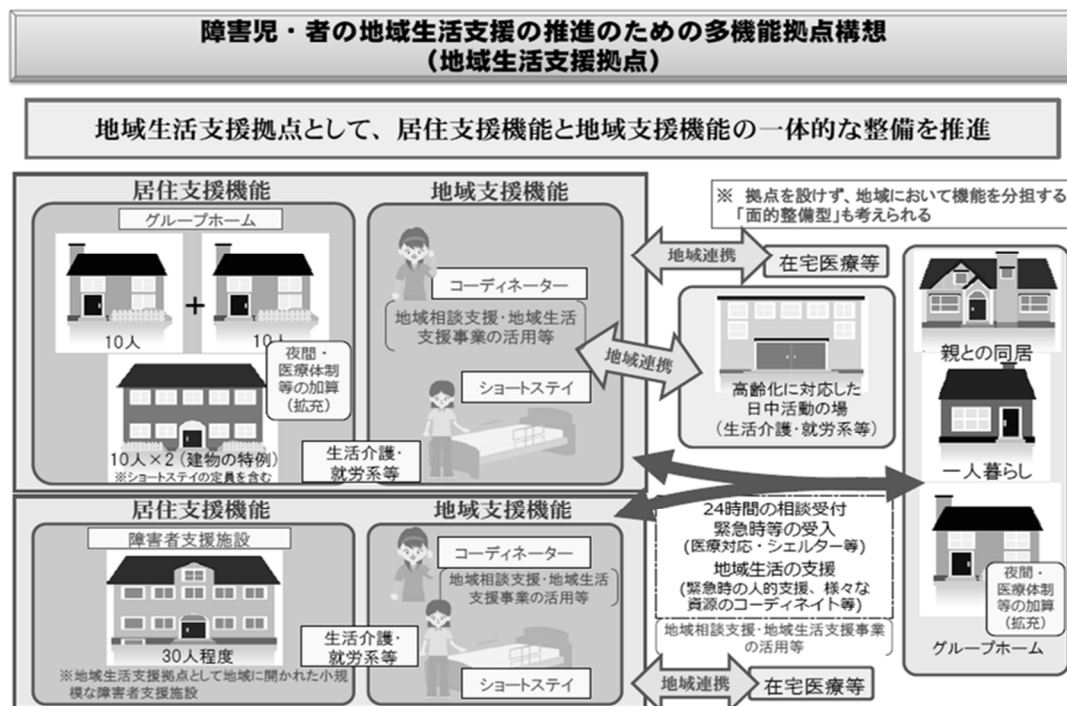
- 相談（地域移行・親元からの自立など）○体験の機会・場（一人暮らし・グループホームなど）
- 緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上など）
- 専門性（人材の確保・養成、連携など）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置など）

【地域生活支援拠点等】

- 地域生活支援拠点：グループホーム又は障害者支援施設に上記の機能を集約し、付加した拠点
- 面的な体制：地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制

市では、障害のある人の高齢化・重度化や家族等の介護者の状況の変化などを見据え、さまざまな課題に対して、求められる機能の整備の必要性などについて、昭島市障害者自立支援推進協議会などの場を用いて、関係機関が参画して検討を行います。

《イメージ図》



※障害保健福祉関係主管課長会議資料より

3 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 就労移行支援事業所等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の数

国の基本指針	- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業などを通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。 - 当該目標値の設定に当たっては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とする。
目標値設定の考え方	国の基本指針を踏まえ、平成24年度末時点の一般就労移行者数10人の2倍である20人を一般就労へ移行する者の数として設定する。

区 分	数 値		設定の考え方
平成24年度の年間一般就労移行者数	基準値	10人	平成24年度に福祉施設を退所して、一般就労した人数
一般就労移行者数	目標値	20人 (2倍)	平成29年度に福祉施設を退所して、一般就労する人数

(2) 就労移行支援事業の利用者数

国の基本指針	就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加することを基本とする。
目標値設定の考え方	国の基本指針を踏まえ、平成25年度末時点の利用者数16人の約6割増加の26人を就労移行支援事業の利用者数として設定する。

区 分	数 値		設定の考え方
平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数	基準値	16人	平成25年度末における就労移行支援事業の利用者数
目標年度の就労移行支援事業の利用者数	目標値	26人 (1.6倍)	平成29年度末において、就労移行支援事業を利用する人数

(3) 就労移行支援事業所の就労移行率

国の基本指針	事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
目標値設定の考え方	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上にすることを目指します。
目 標 値	50% (平成29年度)

第2節 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）

1 障害福祉サービス

（1）訪問系サービス（1月当たり）

サービス種別	25年度 実績	26年度 見込み	第4期計画見込量		
			27年度	28年度	29年度
居宅介護	1,712時間	1,716時間	1,793時間	1,870時間	1,947時間
	149人	156人	163人	170人	177人
重度訪問介護	3,385時間	3,718時間	4,056時間	4,394時間	4,732時間
	20人	22人	24人	26人	28人
同行援護	801時間	902時間	1,012時間	1,122時間	1,254時間
	37人	41人	46人	51人	57人
行動援護	310時間	322時間	336時間	350時間	364時間
	22人	23人	24人	25人	26人
重度障害者等 包括支援	0時間	0時間	600時間	600時間	600時間
	0人	0人	1人	1人	1人
合 計	6,208時間	6,658時間	7,797時間	8,336時間	8,897時間
	228人	242人	258人	273人	289人

（2）日中活動系サービス（1月当たり）

サービス種別	25年度 実績	26年度 見込み	第4期計画見込量		
			27年度	28年度	29年度
生活介護	2,873人日	2,964人日	3,097人日	3,249人日	3,401人日
	149人	156人	163人	171人	179人
自立訓練 （機能訓練）	20人日	20人日	20人日	20人日	20人日
	1人	1人	1人	1人	1人
自立訓練 （生活訓練）	102人日	120人日	140人日	160人日	180人日
	10人	12人	14人	16人	18人
就労移行支援	236人日	270人日	300人日	345人日	390人日
	16人	18人	20人	23人	26人
就労継続支援 （A型）	167人日	279人日	304人日	342人日	380人日
	9人	14人	16人	18人	20人
就労継続支援 （B型）	3,378人日	3,525人日	3,660人日	3,810人日	3,960人日
	226人	235人	244人	254人	264人
療養介護	516人日	540人日	570人日	600人日	630人日
	17人	18人	19人	20人	21人
短期入所	173人日	190人日	215人日	245人日	280人日
	33人	38人	43人	49人	56人

(3) 居住系サービス（1月当たり）

サービス種別	25年度 実績	26年度 見込み	第4期計画見込量		
			27年度	28年度	29年度
共同生活援助 (GH)	21人	71人	82人	94人	108人
共同生活介護 (CH)	45人	—	—	—	—
施設入所支援	70人	72人	72人	72人	71人

※平成26年4月より、ケアホーム(CH)はグループホーム(GH)に一元化されました。

(4) 相談支援（1月当たり）

サービス種別	25年度 実績	26年度 見込み	第4期計画見込量		
			27年度	28年度	29年度
計画相談支援	43人	67人	150人	165人	180人
地域移行支援	0人	1人	3人	3人	3人
地域定着支援	0人	1人	3人	3人	3人

(5) 障害児通所支援・障害児相談支援（1月当たり）

サービス種別	25年度 実績	26年度 見込み	第4期計画見込量		
			27年度	28年度	29年度
児童発達支援	154人日	175人日	189人日	203人日	224人日
	23人	25人	27人	29人	32人
放課後等デイ サービス	554人日	620人日	710人日	820人日	940人日
	54人	62人	71人	82人	94人
障害児相談支援	10人	20人	20人	22人	24人

【サービス見込量の単位「時間分と人日分」】

○「時間分」とは、『月間のサービス提供時間』のことで、「月間の利用人数」に「1人1か月当たりの平均利用時間」を乗じて得られた数値です。

○「人日分」とは、「月間の利用人数」に「1人1か月当たりの平均利用日数」を乗じて得られた数値です。

2 地域生活支援事業

(1) 必須事業（年度当たり）

サービス種別		25年度 実績	26年度 見込み	第4期計画見込量		
				27年度	28年度	29年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	自立支援推進協議会	設置	設置	設置	設置	設置
成年後見制度利用支援事業		0人	1人	2人	2人	2人
コミュニケーション支援事業		183人	192人	200人	210人	220人
移動支援事業		8,908時間	9,816時間	9,900時間	10,010時間	10,120時間
		801人	888人	900人	910人	920人
日常生活用具	介護訓練支援事業	4件	—	6件	7件	8件
	自立生活支援用具	22件	—	23件	28件	33件
	在宅療養等支援用具	9件	—	8件	9件	10件
	情報・意思疎通支援用具	24件	—	21件	22件	23件
	排せつ管理支援用具	2,106件	—	2,100件	2,150件	2,200件
	居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	3件	—	2件	2件	2件
	計	2,168件	—	2,160件	2,218件	2,276件
地域活動支援センター（Ⅰ型）		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		—	2,500人	2,500人	2,500人	2,500人

(2) その他事業（年度当たり）

サービス種別		25年度 実績	26年度 見込み	第4期計画見込量		
				27年度	28年度	29年度
巡回入浴サービス事業		11人	10人	11人	11人	11人
		855回	756回	850回	850回	850回
手話通訳者養成事業	上級	9人	12人	20人	20人	20人
	応用	5人	8人	10人	10人	10人
自動車運転教習費助成事業		2人	2人	2人	2人	2人
自動車改造費助成事業		2人	2人	2人	2人	2人

第7章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 市民参加の推進

計画をより市民ニーズに沿ったものにするためには、市民が主体的に計画の策定や推進に参画することが重要になります。今後も計画の策定や見直しに当たっては、アンケート調査やパブリックコメントを実施するなど、市民から幅広く意見を求める機会を設けていきます。また、計画の推進に当たっては、障害のある人やその家族、サービス提供事業者など障害のある人を取り巻く現状や今後の動向などを考慮するなかで、行政と市民、障害福祉サービス事業者及び関係機関が連携・協働することが重要となります。

(2) 障害福祉サービスの提供体制の整備

地域生活に必要なサービス供給量を確保し、障害のある人がさまざまな選択肢の中から自分にあったサービスを選択できる環境を整備するため、民間の障害福祉サービス事業者に対して、情報提供を行うことにより、市内への新規参入を誘致するなど、民間の活力を導入することで、サービスの提供体制の拡大を図ります。

(3) 関係者や関係機関との連携の推進

障害のある人の地域生活を総合的に支援し、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに対応したサポートを実施するためには、幅広い分野の連携を図る必要があります。

障害の特性などの理解を深めるための啓発活動を進めるとともに、社会福祉協議会、障害福祉団体やサービス提供事業者などが会員となって構成されている昭島市障害者（児）福祉ネットワーク、保健・医療関係者、教育関係者など、さまざまな関係者や関係機関との連携・協働を推進します。

2 計画の進行管理・評価

(1) 計画の進行管理

障害者総合支援法においては、障害福祉計画（第6章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する目標等）で定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画を変更することやその他の必要な措置を講じるため、PDCAサイクルの考え方を取り入れます。

障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス

基本指針

- ・ 障害福祉計画策定に当たっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量を提示する。

計画（Plan）

- ・ 「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービス等の見込量の設定やその他確保方策等を定める。

改善（Act）

- ・ 中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障害福祉計画の見直し等を実施する。

実行（Do）

- ・ 計画の内容を踏まえ、事業を実施する。

評価（Check）

- ・ 成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行う。
- ・ 中間評価の際には、昭島市障害者自立支援推進協議会などの意見を聴くとともに、その結果について公表する。

【PDCAサイクルとは】

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

(2) 計画におけるPDCAサイクル

事業の実施に当たっては、PDCAサイクルに沿って行うとともに、各事業の進捗状況及び成果目標の達成状況などについて、適切に評価するため、「昭島市障害者自立支援推進協議会」を中心に、点検・評価を行い、その結果について公表することとします。

3 国・東京都・周辺自治体との連携

施策を推進するに当たっては、国や都の動向に留意するとともに、国や都の制度を積極的に活用し、その充実を図り、より効果的に施策を推進するため、周辺自治体との連携に努めます。

4 障害者自立支援推進協議会等との連携

本計画における障害福祉サービスによる取組を更に推進するため、昭島市障害者自立支援推進協議会からの意見を踏まえ、事業を実施していきます。また、障害のある人の自立支援の円滑な推進を図るため、地域の課題などについて協議・検討を所掌する地域支援会議のあり方については、障害者総合支援法第89条の3第1項に示されている「協議会」の規定などを踏まえた検討を行うなど、地域における障害福祉に関する関係者による連携や支援体制の整備に努めます。

資料編

1 昭島市障害者総合支援条例

(目的)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）その他の法令の規定に基づき、障害者（法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を総合的に行い、もって障害者の自立及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(障害支援区分認定審査会)

第2条 法第15条に規定する審査会は、昭島市障害支援区分認定審査会（以下「審査会」という。）とする。

2 法第16条第1項に規定する審査会の委員の定数は、5人以内とする。

3 審査会の会議は、非公開とする。

(自立支援給付)

第3条 市は、法第6条に規定する次に掲げる給付を行う。

- (1) 介護給付費の支給
- (2) 特例介護給付費の支給
- (3) 訓練等給付費の支給
- (4) 特例訓練等給付費の支給
- (5) 特定障害者特別給付費の支給
- (6) 特例特定障害者特別給付費の支給
- (7) 地域相談支援給付費の支給
- (8) 特例地域相談支援給付費の支給
- (9) 計画相談支援給付費の支給
- (10) 特例計画相談支援給付費の支給
- (11) 自立支援医療費の支給
- (12) 療養介護医療費の支給
- (13) 基準該当療養介護医療費の支給
- (14) 補装具費の支給
- (15) 高額障害福祉サービス等給付費の支給

(介護給付費及び特例介護給付費の支給)

第4条 介護給付費及び特例介護給付費の支給は、次に掲げる障害福祉サービスに関して法第29条及び第30条の規定により支給する給付とする。

- (1) 居宅介護
- (2) 重度訪問介護
- (3) 同行援護
- (4) 行動援護
- (5) 療養介護（医療に係るものを除く。）
- (6) 生活介護
- (7) 短期入所
- (8) 重度障害者等包括支援
- (9) 施設入所支援

(訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給)

第5条 訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給は、次に掲げる障害福祉サービスに関して法第29条及び第30条の規定により支給する給付とする。

- (1) 自立訓練
- (2) 就労移行支援
- (3) 就労継続支援
- (4) 共同生活援助

（特定障害者特別給付費の支給）

第6条 特定障害者特別給付費の支給は、法第34条の規定により支給する給付とする。

（特例特定障害者特別給付費の支給）

第7条 特例特定障害者特別給付費の支給は、法第35条の規定により支給する給付とする。

（地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給）

第8条 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給は、法第51条の14及び第51条の15の規定により支給する給付とする。

（計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給）

第8条の2 計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給は、法第51条の17及び第51条の18の規定により支給する給付とする。

（自立支援医療費の支給）

第9条 自立支援医療費の支給は、法第58条の規定により支給する給付とする。

（療養介護医療費の支給）

第10条 療養介護医療費の支給は、法第70条の規定により支給する給付とする。

（基準該当療養介護医療費の支給）

第11条 基準該当療養介護医療費の支給は、法第71条の規定により支給する給付とする。

（補装具費の支給）

第12条 補装具費の支給は、法第76条の規定により支給する給付とする。

（高額障害福祉サービス等給付費の支給）

第13条 高額障害福祉サービス等給付費の支給は、法第76条の2の規定により支給する給付とする。

（地域生活支援事業）

第14条 市は、地域生活支援事業として、法第77条第1項各号に掲げる事業を行う。

2 市は、前項の事業のほか、法第77条第3項に規定する事業を行うことができる。

3 地域生活支援事業を利用した障害者又はその保護者は、当該事業に要した費用の額の100分の10に相当する額を限度として、利用料を負担しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定により市が行う事業の種類並びに前項の利用料については、規則で定める。

（障害者自立支援推進協議会）

第15条 障害者の自立支援の円滑な推進を図るため、昭島市障害者自立支援推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、市長の諮問に応じ、法第88条第1項に規定する障害福祉計画の策定に関する事項について、調査審議し、答申する。

3 協議会は、法第77条第1項第3号の規定に基づき行う相談支援事業の中立・公平性を確保するため、当該事業の運営について評価し、市長に意見を述べることができる。

4 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

（1）公募による市民 3人以内

（2）学識経験のある者 2人以内

（3）障害者の自立支援に関する事業に従事する者 2人以内

（4）医師 3人以内

（5）関係行政機関の職員 2人以内

5 市長は、協議会の委員が欠けた場合は、補欠委員を委嘱することができる。

6 協議会の委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 協議会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に昭島市情報公開条例（平成10年昭島市条例第2号）第9条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、協議会の議決により非公開とすることができる。

8 前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則（抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 昭島市障害者自立支援推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、昭島市障害者総合支援条例（平成18年昭島市条例第8号）第15条第8項の規定に基づき、昭島市障害者自立支援推進協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、協議会の議長となる。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第4条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第13号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

3 昭島市障害者自立支援推進協議会委員名簿

氏 名	選 出 区 分	備 考
島田 博祐	学識経験者	副会長
菅原 文夫	学識経験者	
竹口 甲二	医師	
長瀬 輝諄	医師	会長
長谷川 徹	歯科医師	
石井 眞美	関係行政機関	
石塚 健市	関係行政機関	
山本 あおひ	事業者	
渡辺 おりえ	事業者	
相沢 保	公募市民	
野島 智美	公募市民	
深井 葉子	公募市民	

(敬称略)

4 昭島市地域支援会議要綱

(設置)

第1条 障害者の自立支援の円滑な推進を図るため、昭島市障害者総合支援条例（平成18年昭島市条例第8号）第15条第1項の規定に基づく昭島市障害者自立支援推進協議会（以下「協議会」という。）と連携を図るなかで、昭島市障害福祉計画に関する事項等について調査・検討を行うため、市内の障害者福祉団体等で構成される昭島市地域支援会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を調査、検討する。

- (1) 自立支援給付事業に関すること。
- (2) 地域生活支援事業に関すること。
- (3) 障害者福祉施策等に関すること。
- (4) その他前条に規定する目的を達成するため必要と認められること。

(組織)

第3条 会議は、市長が選任する次の委員7人をもって組織する。

- (1) 昭島市の障害者団体から推薦された者 6人
- (2) 協議会委員 1人

(任期等)

第4条 前条に定める委員の任期は、選任の日からその日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から実施する。
- 2 平成20年度に選任された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

5 昭島市地域支援会議委員名簿

氏 名	所 属	備 考
嶋田 敦子	事業者	
諏訪 潤	事業者	
高橋 知子	事業者	委員長
東條 由美子	事業者	
吉澤 孝行	事業者	
渡辺 おりえ	事業者	副委員長
深井 葉子	昭島市障害者自立支援推協議会委員	

(敬称略)

6 昭島市障害福祉計画策定過程

年 月 日	実 施 事 項
平成26年7月29日	昭島市地域支援会議 - 第3期昭島市障害福祉計画の見込みと実績 - 第4期昭島市障害福祉計画策定のための基礎調査の報告 - 第4期昭島市障害福祉計画 (第1章～第3章)
平成26年7月31日	第1回昭島市障害者自立支援推進協議会 - 第3期昭島市障害福祉計画の見込みと実績 - 第4期昭島市障害福祉計画策定のための基礎調査の報告 - 第4期昭島市障害福祉計画 (第1章～第3章)
平成26年10月14日	第2回昭島市障害者自立支援推進協議会 第4期昭島市障害福祉計画 (第4章～第5章)
平成26年11月7日	昭島市地域支援会議 骨子案(第1章から第5章までの意見聴取)
平成26年11月27日	第3回昭島市障害者自立支援推進協議会 - 第4期昭島市障害福祉計画 (第4章～第7章) - 第4期昭島市障害福祉計画(素案)に関するパブリックコメントの実施
平成26年12月15日～ 平成27年1月13日	パブリックコメントの実施
平成27年2月9日	第4回昭島市障害者自立支援推進協議会 - パブリックコメントの結果報告 - 計画全体についての確認・決定

7 用語の説明

区分	用 語	説 明
あ行	愛の手帳	知的障害者（児）が各種の援護を受けるために必要な手帳として、東京都が独自に設けている。なお、国の制度としては療育手帳があり、「愛の手帳」はこの制度の適用を受けている。
	昭島市携帯メール情報サービス	災害情報や不審者情報など情報について、携帯電話などに電子メール「重要なお知らせ(昭島市)」として配信するサービス。
	インクルーシブ教育・保育	障害の有無、年齢、性別、人種、文化など、あらゆる違いを超え、どんな子どもも一緒に育ち合うことを大切に、一人ひとりの違いを認め、尊重し、皆で支え合う教育・保育。
	NPO	Non Profit Organizationの略。特定非営利活動法人などと訳され、非営利（利益があがっても構成員に分配しないで団体の活動目的を達成するための費用に充てる）で、自主的に公共的な活動を行う民間組織・団体。
か行	教育・保育施設	学校教育法に規定する幼稚園、児童福祉法に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定子ども園法）に規定する認定子ども園。
	ケアマネジメント	障害のある人とその家族の意向を踏まえ、地域で豊かに暮らすための支援ができるよう、各種サービスを的確に提供し、地域における生活の支援を行う社会福祉援助技術。
	権利擁護	高齢者や障害のある人など、支援を必要とする人が住み慣れた地域で誰もが安心して自分らしく暮らし続けることができるように、人権をはじめとしたさまざまな権利を保護したり、本人に代わって代弁したり、その財産を適切に管理するなど、個人が人間としての尊厳をもって生きていくことを生活上の重要な場面で支援すること。
	合理的配慮	障害のある人が、日常生活や社会生活をおくるうえで、状況に応じてさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、個別の状況に応じて行われる配慮。 特定の場合に必要とされるものであり、「均衡を失した、又は、過度の負担を課さないもの」という条件が付されている。
さ行	災害時要援護者	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支障を要する人。
	支援費制度	平成15年4月に導入された制度で、行政が障害のある人の利用するサービス内容を決定してきた措置制度を改め、障害のある人が事業者・施設（サービス提供者）と対等な関係に立って、サービスを選択し、契約を結んでサービスを利用すること。

区分	用語	説明
さ行	指定特定相談支援事業所	障害のある人などが、障害福祉サービスを利用する前にサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行う事業所で、市町村が指定を行う。
	身体障害者手帳	身体障害者（児）が各種の援護を受けるために必要な手帳として、身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障害のある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者（児）であることの証票として都道府県知事が交付する。
	精神障害者保健福祉手帳	精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する人のうち、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約のある人を対象として交付する手帳。
	成年後見制度	判断能力が不十分な成年者（知的障害者、精神障害者、認知症の高齢者など）の生命、身体、自由、財産などの権利を保護するための制度。自らの意思で後見人を選任する「任意後見」と、家庭裁判所に後見人、保佐人、補助人の選任を申し立てる「法定後見」があり、財産管理や福祉サービスの利用などを行う。
た行	地域活動支援センター	障害のある人などが創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場。専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、障害に対する理解促進を図るための普及・啓発などの事業や相談支援事業を実施する。
	通級指導学級	教育活動全般において特別な支援を必要とする児童・生徒を対象として、設置されている学級の形態。通常学級に在籍しながら、障害の改善などに関する一部の学習について、小・中学校に設置された学級に通級して授業を受ける。
	特別支援学校	学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年4月1日施行）により、従来の盲学校・ろう学校・養護学校は、特別支援学校となり、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るため、一人ひとりの障害に配慮した専門性の高い教育を行う学校。
	特例子会社	障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別に配慮した子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、親会社に雇用されているものとみなして、障害者雇用率を算定できることとされている。
な行	難病	発病の原因が不明であることや治療方法が確立していないなど後遺症を残すおそれのある病気のことをいう。経過が慢性的で単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため、家族の負担が重く、精神的にも負担が大きくなっている。
	ノーマライゼーション	障害のある人や高齢者などハンディキャップがあっても、ごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという基本理念。

区分	用語	説明
は行	発達障害	自閉症スペクトラム障害（従前の自閉症、アスペルガー症候群などを含む。）、学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳機能の障害であって通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害とされている。
	バリアフリー	障害のある人などが社会生活を行う際に妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いられている。
	ピアカウンセリング	障害のある人が、自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の障害のある人の相談に応じ、問題の解決を図ること。
	ピアサポート	障害のある当事者が仲間（ピア）である当事者に寄り添いささえる活動。
	福祉避難所	災害発生時などに、要援護者が、相談などの必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した二次避難所のことをいい、保健福祉センター、朝日町・松原町・拝島町高齢者福祉センターの4か所を指定している。
	福祉有償運送	道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の一つで、特定非営利活動法人や社会福祉法人などが、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して、有償で行う個別運送サービス。
ま行	メディアコンバート	障害のある人が情報にアクセスするための手段として、音声や触覚などの代替情報に変換して伝達すること。
	モニタリング	予め設定しておいた計画や目標、指示について、その進捗状況などについて、定期的・継続的にチェックすること。
や行	ユニバーサルデザイン	障害の有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすい形状や機能が配慮された造形、設計の意味。製品や環境などの物的な面だけでなく、視覚情報を補う音声ガイド付きのホームページやテレビ番組の副音声、聴覚情報を補うテレビ番組字幕テロップなどの情報面もその対象となっている。
ら行	ライフステージ	人の一生のうち、年代にともない変化していく段階を言い、乳幼児期・学齢期・若者期・壮年期・老年期などに区分されている。
	療育	心身に障害のある乳幼児や児童について、早期に適切な治療などを行い、障害の治癒や軽減を図りながら育成することを言う。寮は「医療」を、育は「養育・保育・教育」を意味している。
	レスパイト	障害者（児）を家族の一員に抱える親・家族を一時的に一定の期間、障害者（児）の介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復し、ほっと一息つけるようにする援助。

第4期昭島市障害福祉計画

(平成27年度～平成29年度)

発行年月 平成27年3月

発 行 昭島市

編 集 昭島市保健福祉部障害福祉課

〒196-8511 東京都昭島市田中町1-17-1

電 話 042-544-5111 (代表)

FAX 042-546-8855
